

筑波大学博士（文学）学位請求論文

平安時代中期における紀伝道文人の研究

出口 誠

二〇二二年度

筑波大学博士（文学）学位請求論文

平安時代中期における紀伝道文人の研究

出口 誠

二〇二二年度

目次

目次： i

凡例： vi

序章 本論文の方法と構成： 1

一、目的と方法： 2

二、本論文の構成： 8

第一部 経国の「文」としての申官爵奏状

第一章 申官爵奏状の展開： 16

一、申官爵奏状の定義： 17

二、申官爵奏状の出現： 20

三、申官爵奏状の機能： 22

四、申官爵奏状の意図： 27

第二章 大江匡衡「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」考
： 34

―延喜・天曆と文道―

はじめに： 35

一、「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」の構造： 37

二、正暦四年における「延喜・天曆」と「文道」： 51

三、文時封事と「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」： 53

四、「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」の位置づけ： 55

第三章 三善道統「弁官・右衛門権佐を申す状」考： 61

― 執政人に申す申文 ―

はじめに： 62

一、三善道統「弁官・右衛門権佐を申す状」本文と考察： 63

二、三善道統の経歴： 73

三、関白頼忠に対して提出した理由： 77

四、申官爵奏状の機能： 83

第二部 一条朝の聖代と文道

第四章 一条朝の「聖代」： 89

― 平安朝漢文学における「聖代」の展開 ―

はじめに： 90

	一、唐代以前の「聖代」の用例……	91
	二、日本における「聖代」のはじまり……	95
	三、村上朝の「聖代」と「延喜聖代」の初出……	100
	四、円融朝の紀伝道文人における「延喜聖代」観の広まり……	105
	五、大江匡衡の「聖代」観……	108
	六、一条朝の「聖代」——平安朝漢文学史上の「聖代」——	114
第五章	追贈の詔の方法	
	——菅原道真への三次の追贈をめぐって——	125
	はじめに……	126
	一、右大臣本復・正二位追贈の詔……	126
	二、左大臣正一位追贈の詔……	133
	三、太政大臣追贈の詔……	141
	四、「文道の祖」への追贈——一条朝と学問の神と——	146
第六章	追贈を求める詩の方法	
	——菅原道真の託宣と自謙表現——	153
	はじめに……	154

一、託宣詩 I :	155
二、託宣詩 II・III :	160
三、源公忠の夢想譚をめぐって :	164
四、官位を求める方法 :	168

第三部 紀伝道文人の自己規定と「文」

第七章 紀伝道文人の家門意識と教育	176
愚息・鞭撻の両語をめぐって	

一、自謙の「愚」と「愚息」 :	177
二、大江匡衡における愚息 :	182
三、「鞭撻」の語をめぐって :	187
四、院政期以降の「愚息」 :	190

第八章 紀伝道文人と太公望故事 :	195
-------------------	-----

はじめに :	196
一、中国文学における太公望像 :	196
二、日本における太公望像 (一) 一〇世紀前半までの状況 :	199

	三、日本における太公望像（二）――老賢相としての太公望――	202
	四、大江匡衡による太公望像の変容（一）――文士としての太公望――	205
	五、大江匡衡による太公望像の変容（二）――天皇の外戚としての太公望――	212
	六、院政期における太公望故事引用	213
	まとめ	216
終章	平安時代中期の紀伝道文人と「聖代」	220
	はじめに	221
	一、平安時代中期の紀伝道文人と文道	221
	二、「聖代」の後――平安時代後期にむけて――	226
	参考文献・引用文献一覧	231
	参考文献（単行本）	232
	参考文献（雑誌論文）	236
	引用文献（漢籍）	238
	引用文献（和籍）	241
初出一覧		246

凡例

- 一、原則として、漢文は原文に返り点を付して引用した。引用に当たっては通行の字体に改めたが、「藝」などは例外的に正字のままにした。
- 二、引用した本文は、参考文献・引用文献一覧に示した。引用に当たり、私に句読点・訓読を改め、適宜に傍点を付した。作品番号も引用文献に準じた。
- 三、引用本文中の双行注等は、「――」で括弧することにより示した。
- 四、第三章において中心的に論じる三善道統「上ニ執政人一請レ被レ挙ニ達弁官并右衛門権佐一状」は『本朝文粹』（新日本古典文学大系）によった。これまで同作品に訓読文が付されていなかったため、原文に返り点を付して引用するのに加えて、訓読文も併記して示した。
- 五、第五章において中心的に論じる菅原道真に追贈する三首の詔のうち、「右大臣本復・正二位追贈の詔」・「左大臣正一位追贈の詔」の二首は『政事要略』（新訂増補国史大系）、「太政大臣追贈の詔」は『本朝文粹』（新日本古典文学大系）によった。特に前者二首はこれまで訓読文や注釈が付されていなかったため、三首とも原文に返り点を付して引用するのに加えて、文章構造・訓読文・現代語訳を併記して示した。

序章

本論文の方法と構成

一、目的と方法

一条朝ほど、同時代の紀伝道文人に好文・用賢であると称揚された時代はない。後代にも、大江匡房は「詩境記」や『続本朝往生伝』一条天皇伝の中で、一条朝が好文の時代であり、多くの紀伝道文人が活躍したと評価している。天皇が紀伝道文人を重視し、また紀伝道文人が天皇を評価するという関係性は、日本文学史上で注目し値するものである。本論文は、なぜこのような関係性が生じたのかを、平安時代中期の紀伝道文人の漢詩文を読み解くことにより、紀伝道文人の営為を明らかにする。

いま紀伝道文人という呼称を用いたが、これは必ずしも一般的でない。文人貴族や儒者などと称されることもあるし、またその指し示す範囲も、研究者によりさまざまである。

とくに文学研究においては、とにかく作品が残されていないければ研究対象とすることは至難であるが、平安時代の漢詩文に関しては多くの総集や別集が散佚し、少数の作者だけに漢詩文作品が集中して残存しているという事情がある。そのため、紀伝道に学んでも作品が伝わらない人物をどのように位置づけるかという問題や、あるいは紀伝道に学んでいない漢詩文の作者をどのようにとらえるかという問題が生じる。

さらに、ひとたび紀伝道に学び文章生となったとしても、「それから先学問料を給せられ、文章得業生に補され、対策して出身するという少数の専門儒家としての出身経路を外にすると、大部分は文章

生止まりで、文章生の年勞による任官を待つ者であつた⁽¹⁾という事情がある。一方で、詳細な事績が知られるのは「専門儒家」がほとんどで、大部分を占めた「文章生止まりで、文章生の年勞による任官を待つ者」の多くが存在すら未詳であることも、彼らを一括して定義することを困難にしている。そこで本論文では、便宜的に二つの要件により定義した層を紀伝道文人と称し、研究対象とすることにしたい。

一つは、文章生や文章得業生として紀伝道に学んでいることである。「専門儒家」であろうとなかろうと、また菅原氏や大江氏のような累葉の儒家や、そのような背景を持たない起家であっても、紀伝道における師弟関係の中で漢詩文を習得したことに変わりはない。そして、対策に及第しているかどうかや名門出身であるかを問わず、文学を担うという自負があつた⁽²⁾。

そしてもう一つは、官人として出仕していることである。紀伝道に学んでも、慶滋保胤や大江定基のように、出家し、あるいは渡宋するものもあつたが、それはつまり紀伝道文人としての立場を離れたものである。本論文は、天皇と紀伝道文人とのかかわりに注目するため、文学により奉公しようという意志があることを条件に加えることとする。

また、さきに平安時代中期の紀伝道文人の漢詩文を読み解くと掲げたが、ここで言う平安時代中期とは、十世紀半ばから一条朝にかけての時期を指す。九世紀から十世紀初頭にかけては、菅原道真や紀長谷雄をはじめとする宇多朝期に台頭した紀伝道文人が活躍し、文学上でも政治上でも存在感を示し

ていた。その一方で、『江談抄』五、四十九には、「於^レ詩者可^レ習^ニ文時之体^一也^{云々}」とあり、さらに「此草以往雖^三賢才廻^ニ風情^一、尚以荒強也^{云々}」とある。このように漢文学史の上では、十世紀半ばにかけて文壇で活躍した、大江朝綱や菅原文時らが契機となった変革があつたとされる。

くわえて、佐藤道生は句題詩の方法を完成させたのが菅原文時であると指摘し、その重要性を指摘する³。句題詩は、おもに漢字五文字の古句を題とする七言律詩で、首聯では句題を詠みこみ、頷聯と頸聯では典拠をふまえて句題を敷衍するなどの規則があつた。つまり本論文の言う平安時代中期は、換言すれば句題詩が流行した時期ということにもなる。

さらに菅原文時の門下生が中心となり、紀伝道の学生らと天台僧との交流である勸学会や、文時の曾祖父道真を祀る北野社での作文会が開始された。これらには大江匡衡や大江以言らが門閥を超えて参加したように、菅原文時は後の世代の紀伝道文人全体に大きな影響を与えていた。たとえば一条朝期の総集である『本朝麗藻』に作品が載る詩人の多くが、文時の門下生ないしは勸学会の結衆であるように、一条朝期にはこの世代の文人が大成し、活躍したことになる。以上のように、文学史の上で一条朝に接続する時代として、平安時代中期の漢詩文を読み解くこととする。

また平安時代中期は、日本文学の中で最も研究が充実する時代の一つであり、和歌や物語等を問わず、ほぼすべての作品に先行研究が備わっている。しかし同時代の文学であるにもかかわらず、漢詩文

はそうではない。近年飛躍的に本文研究が進み、信頼できる本文を容易に参照できるようになりつつあるが、それでも大多数の作品や作者は、なお専論を欠く状況にある。

このうち、漢詩や詩序、願文などの研究は比較的充実している。一方で、当時の漢詩や詩序は詩宴に際して作られたものが多く、そこでは詩宴やその主催者を賛美することが重視されていた。また願文に關しても、どのように哀情や信仰心を表現するかに關心が持たれていた。たとえば藤岡作太郎は、寛弘前後の漢文学を「作中まゝ聯句の朗吟するに堪えたるものありといえども、全編の傑作を見ず」や「たゞ字句の彫琢に苦心するのみ」などと否定的に評している⁴。藤岡作太郎の評価は極端であり、表現の創意工夫など肯定的に評価すべき点も多いものの、たしかに総体として詩趣に富むとは言い難い側面がある。

このような中で、本論文では詔や奏状に注目する。これらは、史料として言及されることはあっても、文学作品として論じられる機会は少なかった。しかし、奏状は天皇に対して提出されるものであり、詔は天皇が發布するものであるため、天皇と紀伝道文人との關係を検討するうえでは、格好の材料となる。

近年、前近代の文学作品を、近代以降に西洋から輸入された概念である「文学」としてではなく、中国をはじめとする漢字文化圏に共有されていた「文」として捉えなおす試みが広がりつつある⁵。「文」のありかたを象徴するのが、「蓋文章經国之大業、不朽之盛事」と述べる魏・曹丕「典論・論文」(『文

選』卷五十二)であった。これは儒教的な文学観を示すものであり、たとえば菅原文時「封事三箇条」(『本朝文粹』卷二「六八」)は、以下のように「典論・論文」を引いて、文章の効能を説明している。

夫文章者、王者所_下以觀_ニ風俗_一、厚_ニ人倫_一、感_ニ鬼神_一、成_中教化_上也。無_レ翼而飛、無_レ脛而至。敵国見_レ之而知_レ有_ニ智者_一、故憚而不_レ侵、殊俗聞_レ之而覺_レ有_ニ賢人_一、故畏而自服。魏文帝所謂、文章經国之大業、不朽之盛事者也。

こうした儒教的――ひいては社会的な機能に注目して平安時代の「文」を検討することは、すなわち紀伝道文人が「文」になにを託したのかという問題を考察するうえで不可欠である。後藤昭雄は、「政治の場において、あるいはさまざまな社会的活動のなかで、いかなる文章が書かれ、それらはどのような機能を持っているのか」と問題提起したが⁵⁾、本論文もこれと問題意識を同じくして、詔や奏状という政治的な文章の表現の一語一句を読み解くことにより、そこに込められた意義や思想を明らかにする方法をとる。

より具体的に言えば、奏状をはじめとする漢詩文において、一条朝は天皇が自ら詩作し、また紀伝道文人を重用するという、好文・用賢の治世であると称揚された。菅原文時の影響を受けた紀伝道文人

が、一条朝を好文・用賢の「聖代」と位置づけたのである。それに呼応して、一条朝における詔においても、好文・用賢を重視する姿勢が見られた。つまり一条天皇と紀伝道文人とは、君臣ともに好文・用賢の治世を目指しあっていたのである。これと同時に、一条朝前後の紀伝道文人と朝廷との関係にも注目し、これらを比較することによって、一条朝を中心とした平安時代中期の紀伝道文人を、平安時代の文学史の中に位置づけることを目的とする。

また「文」は、故事等を典拠とする表現を積み重ねて構成されていた。たとえば菅原道真「書齋記」（『本朝文粹』巻十二「三七二」）には「学間之道、抄出為_レ宗」とあり、日頃から作文のための典拠となる材料を抄出していたという。故事の引用はしばしば常套化するようになり、たとえば故事を属性毎に分類した類書の存在が示すように、中国においてもおよそ相場が定まっていた。一方で平安時代中期は、中国における故事の用法から派生して、紀伝道文人に特有の表現が醸成されてゆく時期でもあった。中国における用法から派生した一因として、紀伝道文人がなにかを表現したいときに、それにあう故事を求めて、いわば牽強付会することが考えられる。特にこうした派生義が定着する場合に、その派生義に需要があり、繰り返し用いられることが重要であろう。よって、紀伝道文人間に定着した特有の表現から、当時の「文」における話題、ひいてはその出所となる思想や社会状況を読み取ることができよう。本論文では、申官爵奏状を中心として特徴的な故事の引用について具体的に論じ、そ

こから紀伝道文人の自己規定を考察し、「文」によりどのような志を表出しようとしていたのかについても明らかにしたい。

二、本論文の構成

本論は三部八章で構成し、以上に関する個別的問題を検討する。また序章と終章をおき、序章では論文の構成と方法を、終章では本論をふまえて「聖代」となりうる治世の条件に付いて検討し、結論とする。

第一部は、自己の官爵を申請する奏状である、申官爵奏状に着目して紀伝道文人の思想に迫る。

第一章は、大きく三点に分けて申官爵奏状の展開を論じる。まず、奏状が除目の直前に提出されるように定着するのが円融朝期以降であることを示し、平安時代中期には、申官爵奏状の表現や機能が発展途上であったことを明らかにする。次に、申官爵奏状において、自身の沈淪を訴えて出世を求めるという方法が定着する以前から、和文脈のうちに天皇や高官に自身の沈淪を訴えることにより昇進を求める方法が先立って確立していたものという文学史上の流れを示す。それとともに、『本朝文粹』所収の申官爵奏状には、自己の沈淪を訴えるのみならず、文人を重用することの国家における効能を訴えるものが見られることに注目し、一部の紀伝道文人が申官爵奏状に、意見具申としての役割を持たせていたことを明らかにする。

第二章は、大江匡衡「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」について論じる。本来私的な兼官要求を、文学重視を訴える政道論へと押し上げているという特徴をもつが、菅原文時「封事三箇条」の第三条における観念性を引用していることを示し、大江匡衡の思想の由来を論じる。また『本朝文粹』の中には、虚構というべき作品が複数収載されていることをふまえ、菅原文時や大江匡衡の、ひいては紀传道文人の文学観が、虚構や空論であったとしても、文学の重要性を訴える際の真摯さを損なうことはなく、むしろ文学の本質に近いものであると考えていたと提示し、その特質を明らかにする。

第三章は、三善道統「弁官・右衛門権佐を申す状」を論じる。これは、天皇ではなく関白に対して提出するという点で、他には類例を見ないものとなっている。そこでとくに推挙に関する故事を利用することで、沈淪する道統自身を関白である藤原頼忠が推挙するように求めている様態を示しながら、なぜ三善道統が異例の方法を採ったのかを考察するとともに、当時の除目における天皇と関白との関係性を明らかにする。また申官爵奏状が天皇に直接訴えることができる文体であったという特徴を確認し、天皇が文人を重用することはもちろん、申官爵奏状によってそのように天皇に訴えること自体が君臣間の信頼関係を前提としていたことを示す。

第二部は、一条朝の紀传道文人の思想を説明するうえで重要となる、「聖代」と「文道」の両語に関する論考からなる。「聖代」は好文・用賢の天子の御代を指し、「文道」は菅原文時の影響を受けた紀传道文人に広まり、慶滋保胤「菅丞相廟を賽する願文」において菅原道真を「文道の祖」と称揚するほか、

源為憲『三宝絵』において紀伝道文人の嘗為を「文ノ道」と称している。このうち、紀伝道文人が一条朝を「聖代」と位置づけるに至った展開を第四章で、紀伝道文人にとっての「文道の祖」であるところの菅原道真を、一条朝も賢才として称揚したことを、第五章、第六章で明らかにする。

第四章は、「聖代」の語の展開を検討する。一条朝において流行したとされる、いわゆる「延喜・天曆聖代」観の「聖代」は、醍醐朝と村上朝とを模範的先例と見做すものであるが、一方で、唐代以前における漢語「聖代」は、一部の例外を除き、当代の美称の意として用いられる。上代から十一世紀初めまでの日本の用例を調査し、一条朝になると、宮中一般に「延喜聖代」という呼称や、延喜・天曆の故実を模範とする意識が広がる一方で、大江匡衡や大江以言は「聖代」とは好文・用賢の治世であると提唱したことを示す。また当代を好文・用賢の「聖代」とする紀伝道文人独自の「聖代」観が、昇進を求めめる方便ではないことを示し、一条朝の特質として改めて位置付ける。

第五章は、菅原道真に追贈する三首の詔に注目する。菅原道真が左遷先の大宰府で没して二十年後となる延喜二十三（九二三）年に、左遷を実施した醍醐天皇自らにより、右大臣本復・正二位追贈および左遷の宣命の焼却命令がなされた際の詔は、菅原道真が醍醐天皇の廃立を企てたとする罪を許し、かつて近臣として仕えていた時の関係に修復しようとする姿勢が読み取れる。一方で、正暦四（九九三）年六月に左大臣正一位、閏十月に太政大臣の二回の追贈を行った際の詔では、大臣や賢才として顕彰する姿勢を強調する。とくに左大臣正一位追贈の詔では、内実がことなる延喜二十三年の追贈を承

継するものと言明し、唐・高宗が孔子に太師を追贈した詔を利用している。これは文事として孔子に追贈するもので、菅原道真を孔子とならぶような賢才であると位置付けていたことになる。後藤昭雄が「道真を文学の神とする思潮の確立」と指摘するような状況が、紀伝道文人の間に定着していたことと一致するとともに、延喜の故事に倣いつつ文事を行うという、第四章で確認した紀伝道文人の言説とも一致することを明らかにする。

第六章では、菅原道真への正暦四年の追贈の前後にあつたという、三首の託宣詩を検討する。このうち、正暦三年に託宣されたという詩は、追贈を求めるという点で、加階や任官を求める漢詩文や申官爵奏状と共通する機能をもち、かつ沈淪を訴えて天恩を願うという、自謙の詩となっている。このほかに、源公忠が夢中で、菅原道真が醍醐天皇への不満を帝釈宮で訴えるのを見聞したという、『江談抄』他が載せる説話があるが、その類話の一つに、源公忠が聞き取った訴えを具体的に伝えるものがある。そしてこれも、沈淪を訴えるものになっている。これらを踏まえれば、御霊としての菅原道真の不満を詩文の形で託宣させようとした際には、他の詩文と同様に、おのずと自謙として表出するようになることになる。すなわち、詩文による託宣という手段をとることにより、菅原道真の御霊の在り方が、沈淪を訴えて天恩を願うものへと規定されるという側面を指摘する。

第三部は、大江匡衡に特徴的な表現に注目する。大江匡衡は、一条朝を代表する紀伝道文人であり、同時代の人物の中で別集が唯一伝わるなど、その文業の全貌を窺い知ることができる。その中で特徴

的な表現に注目し、それが周囲に広まり、定着してゆく様態を分析することで、紀伝道文人の思考の基盤や自己規定を考察するものである。

第七章は、大江匡衡の詩文における「愚息」と「鞭撻」の二語に着目する。とくに大江匡衡が後継と見込んだ大江挙周を「愚息」と称し、それが他の紀伝道文人の漢詩文にも広まってゆく様態を分析することで、大江匡衡や紀伝道文人たちが、後継者が聡明であってほしいという期待の高さと、思い通りにならないもどかしさとの間で苦悩していたことを見出す。またこれらの語彙を通して、大江匡衡の家門意識が、文学を絶やさないとという義務を果たそうとするものであったことを論じる。

第八章は、大江匡衡の漢詩文中に多用される太公望故事に注目する。太公望は、中国では伝説的な軍師であり、長年の不遇を経て卑賤な身分から出世した人物として詩文に言及されることがほとんどである。ただし大江匡衡の詩文は、紀伝道文人であり侍読である自分自身を、太公望になぞらえるという、和漢に類を見ない用法が見られる。この用法は、大江匡衡の対策にその淵源があることを明らかにし、大江匡衡と、その対策の問答博士を務めた菅原文時との関係性を象徴する事象であることを指摘する。また同時代や後代の漢詩文にも、大江匡衡の太公望故事の用法が受容されていたことから、紀伝道文人が帝師としての存在意義に関心をもち、そのための表現を模索していたことを示す。一方で、太公望故事に限らず、帝師としての侍読の故事の使用状況が、一条朝以降には稀になることに注目する。

すなわち、侍読として天皇を導き、国家における文学の重要性を強調する思想が、一条朝以後に薄れてゆく様態を明らかにする。

終章では、以上の議論をふまえて、平安時代中期という枠組みから、改めて一条朝の紀伝道文人の文学や「聖代」観を整理する。これにくわえ、作品の残存状況から限定的にはなるが、藤原明衡や大江匡房などの後代の紀伝道文人が、一条朝のこうした関係性をどのように評価しているかを分析し、一条朝が「聖代」として記憶されてゆくまでの見通しを示したい。

注

(1) 桃裕行「平安時代後期の学制の衰頹と家学の発生」(『上代学制の研究』修訂版、思文閣出版、一九九四)、二百七十一頁。

(2) 一例として、勸学会への参加状況に明らかである。後藤昭雄「延久三年「勸学会記」をめぐって―文事としての勸学会―」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二)。

(3) 佐藤道生「日本漢文学史上の菅原文時」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三)。

(4) 藤岡作太郎『国文学全史』(【初版】東京開成館、一九〇五↓平凡社〈東洋文庫〉、一九七一)、

三頁。

- (5) 河野貴美子・Wiebke - DENECKE 編『日本における「文」と「ブンガク (bungaku)」』(勉誠出版
 〈アジア遊学〉、二〇一三)、河野貴美子ほか編『日本「文」学史 第一冊 「文」の環境―「文学」
 以前』(勉誠出版、二〇一五)など。
- (6) 渡邊義浩「古代中国における「文」の概念の展開」(河野貴美子ほか編『日本「文」学史 第
 一冊 「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五)。
- (7) 後藤昭雄「経国の文―文体が担う社会的機能」(河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊 「文」
 の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五)↓後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、
 二〇一七)、三頁。

第一部 経国の「文」としての申官爵奏状

第一章

申官爵奏状の展開

一、申官爵奏状の定義

『本朝文粹』に収められる四十一首の奏状を見ると、次のような内訳になる。

- ・ 辞状（四）
- ・ 建_ニ学館_一（一）
- ・ 仏事（五）
- ・ 申_ニ官爵_一（二十一）
- ・ 申_ニ讓爵_一（二）
- ・ 申_ニ学問料_一（三）
- ・ 左降人請_ニ歸京_一（一）
- ・ 省試詩論（四）

このうち「申_ニ官爵_一」に分類されるものが二十一首を占め、卷六の大半を構成する。天皇に対して提出者の官爵、すなわち任官や加階を申請するもので、ふつう「申文」とも呼ばれる。ただし申文という語には、任官や加階を申請する以外の奏状や、第三章で取り上げるように、天皇以外に対して提出するものも含まれる。そこで本論文では、天皇に任官や加階を申請する申文を「申官爵奏状」と呼ぶことにしたい。

森田悌は奏状について、「唐制表・状のうち後者を継承するもの」で、「上表を簡略化したものという性格を有していた」とし、九世紀後半になると、上表よりも簡便な奏状により献策されるようになったとする。さらに奏状を「官司の奏状・個人の奏状」の二種に分け、この「個人の奏状」の扱いは、「天皇側近のものを通じ奏状を呈出することにあまり制限がなかった」ため、申官爵奏状は女官に託されることもあるなど、「天皇の近側に侍るものならば、誰でもよいという側面があった」とする^①。

また玉井力は平安時代の除目における官人の選考過程を整理している。このうち申文に関する部分を要約する。

除目の進行役である執筆の前には外記局により四個の硯管が用意される。弘仁四年以前は、除目の際に申文は補任帳と同じ第一管に収められていた。一方で弘仁四年格は別管を用意するように指示していることから、この頃には申文が増加していた。その後申文は第三・四管に収めるようになり、申文が多いときはさらに管を加えていたが、十二世紀頃には形骸化した。一方で申文は蔵人に提出されることもあり、蔵人（多くは蔵人頭）が選定・分類して、簾中の天皇用の硯管の蓋に入れられ、必要に応じて執筆に下し、運用した。延喜十年代以降には蔵人に提出される申文の存在が確認でき、十二世紀頃には蔵人方の申文だけが有効に機能する状況になった。また公卿や殿上人の場合、申文によらず、書状により官位を申請することがあった^②。

さらに小野泰央は、『本朝文粹』所収の申官爵奏状が提示する先例に、誤りや、恣意的ないし曲解とすべき誇張が認められる例があることを指摘し、当時の官人の「史実や故実などに対して厳密でない意識」や、官位昇進の困難さに直面する「文章の内容に危険を孕みながらも等身大以上に自らを主張しようとした文人の心の葛藤」が背景にあると論じている³。このほか、後藤昭雄は『本朝文粹』巻六の伝本状況から、申官爵奏状の需要がとくに高かったことを指摘し、『本朝文粹』の申官爵奏状が手本とされたことを指摘している⁴。

本章では、これらの先行論をふまえて、新たに三つの点を指摘する。すなわち、申官爵奏状に常套的な自謙表現について、和文脈のうちにも、自身の沈淪を訴えて言外に出世を求める例があるという文学史上の流れを示す。さらに申官爵奏状が除目の直前に提出されない例があることを示し、平安時代中期には申官爵奏状の機能が発展途上であったことを明らかにする。最後に、『本朝文粹』所収の申官爵奏状には、自己の沈淪を訴えるのみならず、文人を重用することの国家における効能を訴えるものが見られることに注目し、一部の紀伝道文人が申官爵奏状に、意見具申としての役割を期待していたことを明らかにする。

二、申官爵奏状の出現

『本朝文粹』巻六は、延長三（九二五）年の大江朝綱「申ニ温職一状」「一四九」から、寛弘九（一〇一二）年の文屋如正「申ニ式部大輔一状」「一六七」までの期間の、計二十一首の申官爵奏状を収める。これらは六位から四位の官人が、受領や京官への任官を申請するものである。

一方で、宮内庁書陵部蔵『紀家集』巻十四紙背文書には、いずれも蔵人に付託された申官爵奏状が含まれている⁽⁵⁾。このうち、延喜十七（九一七）年に従三位の源長猷が参議を申請した奏状は文章的に充実しているが、その他はいずれも簡略なものにすぎない。

源長猷と大江朝綱の奏状は、確認できる限りもっとも早い時期の申官爵奏状であるが、先例を挙げることで、沈淪を訴えて官爵を申請する点とが共通する。大江朝綱の奏状を例にとると、人事の先例や精勤の状況に言及しつつ、「慈母在レ堂、春秋八九。老病暗レ期、湯藥不レ静」や「家貧親老」として、老母を扶養しなければならぬ自身の窮状を訴えて、温職に補するように求めている。

『枕草子』には「文は文集。文選。新賦。史記。五帝本紀。願文。表。博士の申文」とあり、「博士の申文」は中国文学に比肩する文章であるとされていた。特に能因本では「文は文集。文選。博士の申文」とだけあり、「博士の申文」の比重が高くなっている。一方で「博士の申文」と称するからには、

それ以外の申文と区別していることになる。これは『本朝文粹』巻六の申官爵奏状のように、巧みな表現で自身の窮状を訴える申官爵奏状を指していると考えられる。

もつとも、沈淪を詠うことは中国文学に数多の例があり、日本においても嵯峨朝以来、表現が成熟された伝統があった⁽⁶⁾。さらに、たとえば老母の扶養に言及して官職を求める例は、白居易に求めることができる。すなわち「奏ニ陳情一状」(『白氏文集』巻四十二「一九七一」)では、「臣母多レ病、臣家素貧」であるとして、左拾遺の任期の後に、京兆府判司に任じるように求めている。そして希望通り京兆府判司となった後の「謝レ官状」(『白氏文集』巻四十二「一九七二」)でも、改めて自身を「位卑俸薄、家貧親老」と位置づけ、「及レ親之禄」が与えられた天恩に感謝している。「家貧親老」はありふれた表現ではあるが、大江朝綱「申ニ温職一状」にも見られ、共通性がより強調される。

くわえて、天皇に沈淪を訴えて昇進を求めることは、和文脈のうちにも求められる。一例を挙げると、朝綱と同じ大江氏である大江千里は、自分だけ昇進が遅れている窮状を訴えて昇進を請う歌を、宇多天皇に対して奉っている。

寛平御時歌たてまつりけるついでにたてまつりける 大江千里

あしたづのひとりおくれでなくこゑは雲のうへまできこえつがなむ

(『古今集』巻十八、雑歌下「九九八」)

このように、天皇や高官に自身の沈淪を訴えることにより昇進を求めるという方法は、初期の申官爵奏状の例に先立って確立していたものと言えよう。

ところで、申官爵奏状はどの程度提出されていたのか。天曆八（九五四）年の橘直幹「申_ニ民部大輔一状」（『本朝文粹』卷六「一五〇」）には、「直幹比年不_レ奏_ニ申文_一」とある。すなわち、直幹が申官爵奏状の提出を見送ることは、当時特筆に値したのである。よって十世紀半ばには、申官爵奏状は珍しくなくなっており、任官や加階を求めるための方法として定着していたものと思われる。

三、申官爵奏状の機能

『本朝文粹』卷六所収の申官爵奏状を見ると、一定の書式によっていることがわかる。第二章で取り上げる大江匡衡の奏状を例にとると、一行目は官位姓名に続けて「誠惶誠恐謹言」と書き、二行目に「請_下特蒙_ニ鴻慈_一 因_ニ准先例_一兼_中任弁官・左右衛門権佐・大学頭等申_ニ他官_一替_上状」などと内容を記す。三行目は「右匡衡」と書きはじめ、さらに書止でも「匡衡誠惶誠恐謹言」としている。このうち、「特蒙_ニ鴻慈_一」の部分を「殊蒙_ニ天恩_一」などとする例もあるが、その後に所望する官職を書くことが通例となっていた。

広橋家本『江家次第』巻四裏書には、選外とするべき申文の欠陥として、「落姓 落氏 落位 落年 月日 落所望官等也」などを挙げており、言い換えればこれらが申文に具わるべき必須要件となる。『本朝文粹』をはじめとする諸書に収録される際には、年月日などを欠いていることがあるが、実際に提出された際には当然記載されていたものであろう。

次に、申官爵奏状がいつ提出されたのかを検討しよう。申官爵奏状は、一義的には任官や加階を実現させるための文章である。そして任官は除目で、加階は叙位においてなされる。そのため常識的に考えれば、任官や加階を求めるためには、除目や叙位の直前に働きかけることが、もっとも効果的であることになる。

実際に、『枕草子』によって「除目のころ」の様子を確認しよう。

除目のころなど内わたりいとをかし。雪降りいみじう氷りたるに、申文持てありく四位五位、わかやかに、心地よげなるは、いとたのもしげなり。老いて頭白きなどが、人に案内言ひ、女房の局などに寄りて、おのが身のかしこきよしなど、心一つをやりて説き聞かするを、若き人々はまねをし笑へど、いかでか知らむ。「よきに奏したまへ、啓したまへ」など言ひても、得たるはいとよし、得ずなりぬるこそいとあはれなれ。

これによれば、「除目のころ」になると「四位五位」の若いものから「老いて頭白き」というもので多数の官人が、申官爵奏状を託して提出しようとする宮中に集まるのであるという。このことから、『枕草子』が書かれた一条朝期になると、「四位五位」以上の多数の官人が、除目の時期に合わせて申官爵奏状を提出していたことがわかる。

それでは『本朝文粹』所収の申官爵奏状を取り上げて、実際に除目や叙位の直前の日付となっているかを確かめてみよう。次の表は、『本朝文粹』所収の申官爵奏状を古いものからならべ、奏状の日付と、史料から確認できる直後の除目や叙位の日付とを対照したものである。さらに奏状の直後の除目ないし叙位が、奏状日付から一箇月以降に行われているものには網掛けを施した⁽⁷⁾。

番号	作者	年	日付	直後除目/叙位	申請内容、備考
149	大江朝綱	延長3年	2月15日	10月14日	温職
150	橘直幹	天曆8年	8月9日	10月23日	民部大輔
151	菅原文時	天徳2年	1月11日	2月1日	受領、小野道風に代筆
154	平兼盛	天徳4年	7月26日	9月4日	勘解由次官・図書頭
156	藤原篤茂	天禄4年	1月15日	1月28日	大内記・木工頭
152	菅原文時	天延2年	11月11日	11月18日叙位	三位
157	藤原倫寧ら	天延2年	12月17日	翌1月26日	受領
158	源順	天延4年	1月28日	1月28日	受領
155	平兼盛	天元2年	7月22日	翌1月29日	受領
153	菅原文時	天元3年	1月5日	1月7日叙位	三位
169	三善道統	天元3年	1月20日	1月29日	弁官・衛門佐
159	源順	天元3年	1月23日	1月29日	受領
160	大江匡衡	正暦4年	1月11日	1月13日	弁官・衛門佐・大学頭
164	紀齊名	正暦5年	不記載		諸司助、大江成基に代筆
161	大江匡衡	長徳2年	1月15日	1月25日	受領
162	大江匡衡	長徳2年	4月2日	4月24日	受領
166	大江以言	長徳3年	1月21日	1月28日	受領、宮道義行に代筆
168	源為憲	長徳3年	1月23日	1月28日	受領
165	大江以言	寛弘4年	2月22日	4月28日	弁官・衛門佐
163	大江匡衡	寛弘6年	1月15日	1月28日	受領
167	文屋如正	寛弘9年	1月20日	1月25日	式部大輔

天元三年以降の申官爵奏状は、除目ないし叙位の直前数日以内の日付となっており、長くとも二週間程度のもが多い。まさに『枕草子』の言う「除目のころ」に提出したものであろう。

しかし、『本朝文粹』所収の申官爵奏状の中には、除目や叙位よりもかなり前の日付のものもある。特に大江朝綱の奏状は、除目に遠い時期に、「所望官」ではなく「温職」とだけ記している点で他の奏状と異なっている。また橘直幹の奏状も除目に遠い時期に提出されているが、この両者は比較的古いものであり、その時点ですでに除目直前に提出する習慣が完成していたかは疑わしい。十世紀前半ごろまでは、除目ないし叙位の時期に合わせることをせず、折に触れて申官爵奏状が提出されることが通行していたのではないか。

また、宮内庁書陵部蔵『紀家集』卷十四紙背文書に収められる申官爵奏状を見ると、日付が判明するものがある。いずれも延喜十七（九一七）年のもので、一月五日、七日、十九日、二十五、二十八日付が各一首、および八月五日付が二首となっている。同年の除目は、一月二十九日、および九月十一日に行われており、一月に提出されたものは除目の直前と言えるが、八月五日付の二首は除目の一箇月以上前に提出されたものであることがわかる。⁸⁾

前に確認した通り、橘直幹奏状の「直幹比年不_レ奏ニ申文ニ」という記述から、十世紀半ばには申官爵奏状は増大していた。しかし、まだ除目ないし叙位に合わせることは定着していなかったのでは

ないか。そして提出者が次第に増え、申官爵奏状が増大し競合する事態が生じる中で、撰関期にかけておのずと工夫されたものであろう。

なお平兼盛奏状「一五五」や藤原倫寧奏状「一五七」は、連名や連署であるという特徴があり、特別の事情も想定される。このほか、『十訓抄』十・三十一や『今昔物語集』二十四・三十は、藤原為時が除目で希望が適わなかった際に申文を提出し、その結果越前守に任じられたとする説話を載せる。このように、除目後に申官爵奏状を提出することも考えられる。

玉井力は除目書に基づいて、除目において申官爵奏状が蔵人により処理されていたと整理したが、実際には必ずしも除目に合わせて提出されたわけではなく、十世紀前半には後代の規範から外れたものも見られたのである。

四、申官爵奏状の意図

申官爵奏状は、申請者の任官や加階を求める文書である。そのため、申請者自身の事情や、任官や加階の先例を記すことは必須であり、むしろこれに終始すると言ってもよい。しかし一部の申官爵奏状には、申請者に対する任官や加階が、申請者以外のためでもあるとする議論が見られる。たとえば天曆八（九五四）年の橘直幹奏状「一五〇」は、自身の窮状を述べるついでに「若深ニ其道一者、必受ニ其

飢一焉、弥及ニ末代之流一、須レ為ニ後昆之誠一」と、このままでは後の世代が直幹をいましめとして学問を避けるようになってしまおうと述べている。

この奏状については、複数の説話がある。『江談抄』六・一〇は、村上天皇が文机の上に置いていたとする。また『十訓抄』十・二十九や『古今著聞集』巻四によれば、村上天皇は内裏焼亡の際に直幹の奏状の無事を心配したという。これらが事実であるかは措くとしても、申官爵奏状はただ除目のために消費されるだけでなく、自らの志を上奏し、天皇を感じしむるといふ奏状本来の機能が存在した、ないし期待されていたことを示唆している。申官爵奏状が除目に合わせて提出されるようになり、一般に定着してゆくにつれ、一首一首に込められる熱意は軽減していったのかもしれない。しかし直幹の説話が語り継がれた以上は、紀伝道文人にとっては奏状を通して天皇に意見を届けることを意図した場合もあつたのではないか。

たとえば、天禄四（九七三）年の藤原篤茂「申ニ大内記・木工頭一状」「一五六」は、篤茂の任官が叶えば、「世称ニ文之不レ墜、人知ニ学之無レ虚」と人々が文学の充実ぶりを知り、その結果として「琢玉之器、多出レ自ニ孔門一、命世之才、弥満ニ於朝廷一」と、優秀な学者が多数活躍するようになる論じている。

また、直幹や篤茂の論点をまとめたような主張が、天延二（九七四）年の菅原文時「申ニ三位一状」「一五二」に見られる。文時が三位に至らないまま没すれば、「天下文士」は朝廷が「用レ賢捨レ愚」で

あることを知らず、文時の沈淪を見て学問や作文などするものではないと考え、「詩書礼楽之道」は廃れてしまうというのである。

若不^レ蒙^ニ渙^一沢^一、忽^ニ填^ニ溝^一壑^一、則^レ恐^ニ天下^一文士、海内学徒不^レ知^ニ公家用^レ賢^一捨^レ愚^一之意^一、偏見^ニ文時之沈淪^一相誠皆以為、勿^下以^ニ風月之情^一奉^上君、勿^下以^ニ儒雅之事^一報^上国。詩書礼楽之道、從^レ此而可^ニ永荒^一。

（菅原文時「申^ニ三位^一状」『本朝文粹』卷六「一五二」）

文時の天元三（九八〇）年の奏状「一五三」にも、右とほぼ同一の文面が見られる。さらにその結びでは、文時への加階が「衆庶人之歓娛」につながるとしている。自身が報われなければ後輩が学問に消極的になる反面、自身が報われることが後輩を励まし、多くの人を喜ばせると述べていることになる。文時は直幹の議論から一段と進めて、文時に加階する意義を論じている。

そして正暦四（九九三）年の大江匡衡奏状「一六〇」に至っては、奏状自体が「匪^ニ躬之故^一」、つまり私益のためではないと断ったうえで、文学の重要性を主張するようになる。さらに長徳二（九九六）年の奏状「一六一」では、自身の任官により「将^レ励^ニ天下之学徒^一」という期待を述べており、文時の議論に近い。しかし、これ以降の申官爵奏状では、申請者以外の理由に言及することはきわめて稀にな

る。たとえば『本朝続文粹』所収の申官爵奏状になると、匡衡の養子である大江時棟が「申_二丹後・上野・出羽守一状」（巻六）において、天子が好文であればその天子の寿命は長いとして、自身の任官を求めた一例しか見出せない。後代の紀伝道文人が、申請者以外の理由にあまり言及しなかったのは、任官を求めるのに効果的であるとは考えられていなかったことを示唆している。

それでは直幹や文時、匡衡たちは、なぜ申官爵奏状においてこのような議論を展開したのか。結論から言えば、それが特に天皇に訴えたい内容であり、なおかつ申官爵奏状が天皇に意見を届けることのできる貴重な機会であったことが一因であったと思われる。

『菅家文草』巻九には、遣唐使継続の可否や検税使の可否など、具体的な政策について意見を上申する奏状が収められている。菅原道真は、式部少輔や文章博士という身分にあった元慶年間から、公卿に昇った寛平年間まで、たびたび政策に関する意見を上奏していた。ただしこうした奏状は、大江朝綱が天曆十一年に参議の立場で提出した「申_二度者一状」（『本朝文粹』巻五「一四八」）を最後に見られなくなる。

また『本朝文粹』には、奏状のほかに天皇に上申する文章として、表・論奏・意見封事などがあるが、このうち紀伝道文人が自身の意見を上申するものは、三善清行「意見十二箇条」「六七」と菅原文時「封事三箇条」「六八」との、二首の意見封事のみである。意見封事は、天皇が国政についての意見を求め

た時に、他人の目に触れないように密封して提出するもの⁹⁾で、高位高官に限らず意見を上申することができた。

ただし、清行の意見封事が具体的であるのに対して、文時の意見封事は現実的でないとして、その性質の相違が指摘されてきた。とくに文時の意見封事は、年記の不審をもとに、「決してはや実際の封進としては口にし得ない自らの理念―観念―を語つた¹⁰⁾」架空のものであるとも指摘されている。そして、この第三条が「請_下不_レ廢_ニ失鴻臚館―懷_ニ遠人―励_中文士上事」である。文時にとって「文士を励ます」ことは、天皇に強く訴えたい内容であった。そのため、加階を求める奏状においても言及せずにはいられなかったのではないか。

また文時が応じた意見封事は、天曆八（九五四）年七月二十日に徴召されたものであった。橘直幹の奏状は、その二週間ほど後に提出されたことになる。こうした背景を踏まえれば、直幹自身の任官を求める奏状ではあるが、公益に資するという論点を組み込んだとしても想像に難くない。

一方で、意見封事は天皇が意見を求めなければ行われぬ。確認できる限り、醍醐朝においては、三善清行が応じた延喜十四（九一四）年の意見封事を含めて五度行われた。これ以降も、天慶五（九四二）年、同七（九四七）年、天曆八（九五四）年、応和二（九六二）年、康保二（九六五）年、天延三（九七五）年、永観二（九八四）年、永延元（九八七）年と、数年おきに行われていた。しかし、その後は天永元（一一一〇）年まで空くことになる。さらに「撰関時代に入っても時折意見徴召の詔は発せられ

たが、それに対応する封進例は全く認められず、わが意見封進制度は、まさしく村上天皇の崩御を境として有名無実化してしまっ^⑩た」。天元二（九七九）年に対策及第した大江匡衡にとっては、意見封事に応じる機会はなかったと言っ^⑪てよい。

匡衡をはじめとする一条朝の紀伝道文人にとって、申官爵奏状は天皇に直接意見を届けるための唯一と言っ^⑫てよい手段であった。匡衡は文時らに倣って、自身の任官を国家の政策に結びつけることで、より文学を重視するように求めたのである。

注

（1） 森田悌「上表と奏状」（『続日本紀研究』二百四十、一九八五）↓『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八）、六十九・七十一頁。

（2） 玉井力「平安時代の除目について―蔵人方の成立を中心として―」（『史学雑誌』九十三、十一、一九八四）↓『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇）。

（3） 小野泰央「申文の誇張表現―『本朝文粹』を中心として―」（『和漢比較文学』二十、一九九八）↓『平安朝天曆期の文壇』風間書房、二〇〇八）、百八十五頁。

（4） 後藤昭雄「文は、願文・表・博士の申文」（和漢比較文学会編『源氏物語と漢文学』汲古書院〈和漢比較文学叢書〉、一九九三）↓『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二）。

- (5) 玉井力『紀家集』紙背文書について―申文の考察を中心として―(『日本歴史』四百三十四、一九八四)。
- (6) 宋晗「平安朝漢詩の変貌」(『平安朝文人論』東京大学出版会、二〇二一)。
- (7) 『本朝文粹』作品番号を併記した。第三章で検討する三善道統状「一六九」は厳密には奏状に該当しないため、斜線で示した。
- (8) 玉井力、前掲(5)。
- (9) 後藤昭雄「経国の文―文体が担う社会的機能」(河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五)↓後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七)。
- (10) 長瀬由美「菅原文時「封事三箇条」について―『源氏物語』以前のひとつの文学―」(日向一雅編『源氏物語の礎』青簡舎、二〇一二)↓『源氏物語と平安朝漢文学』勉誠出版、二〇一九)、四十七頁。
- (11) 所功「律令時代における意見封進制度の実態」(古代学協会『延喜天曆時代の研究』吉川弘文館、一九六九)、百九十四頁。論文中に指摘される醍醐朝から村上朝にかけての例に、永観二年、永延元年の二例を足した。ただし天慶五年と同七年との意見封事は別々に計上した。

第二章

大江匡衡「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」考

——延喜・天曆と文道——

はじめに

大江匡衡の申官爵奏状は、『本朝文粹』中に最多となる四首が採られており、『朝野群載』所収の一首を合わせ、計五首が知られている。その中の一首である「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」（以下本章で「本状」と称する）は、確認できるかぎり最初の大江匡衡の申官爵奏状である。先行研究として、柿村重松による注釈^①と、後藤昭雄による訳注^②とがある。後者において、後藤昭雄は本状の基本的な性格を次のように整理している。

この奏状を提出した正暦四年（九九三）正月、匡衡は従五位上、文章博士兼尾張権守であったが、さらに弁官、左右衛門権佐、大学頭のいずれかの官職を兼任したいというのである。ただし、「他官を申せし替わり」とあるから、現在これらの官職に在る者の誰かが他の官職への転任を申請して（中略）、空席となったそのポストに私を就けてほしいという願いである。

匡衡はこの願いを求める根拠として、「延喜・天曆」への復古、および「文道」の重視を主張している。これらの主張は特別に入念であり、本文中で直接訴えるほかに、兼官の先例としてすべて醍醐・村上朝の事例を挙げている。さらには全篇にわたり、「延喜・天曆」の文人、とりわけ大江朝綱や菅原

文時の表現を、随所に引用しているのである。このような例は、少なくとも他の匡衡の申官爵奏状には見られない。

また「聖代」と「文道」に関して、本状は「聖代」と「文道」の語をもに用いた初例であるだけでなく、両者を対句関係で述べていることから、その関係性を読み解くための好例といえる。「文道」が「延喜・天曆」後の、永観・寛和年間に用いられ始めた語であるにもかかわらず³、匡衡が「延喜・天曆」と「文道」とを関連付けている点も注目される。

また本状が提出された正暦四年には、保胤が「文道之祖」と称揚した菅原道真に、正一位左大臣と太政大臣が、相次いで追贈されることになるが、これも本状に表れる「文道」観と関連しよう。

しかしながら先行研究では、本状の位置づけに関しての、特段の言及は見られない。もともと大江匡衡の文業に関しては、すでに多くの論考があり、おおよそ自己の不遇を嘆きがちであり、家学の継承に熱心であるという特徴が指摘されてきた⁴。最近の論考として、笹川勲は匡衡の聖代観について、江家の伝統と、天曆時代に活躍した祖父維時への憧憬に由来し、その時々不遇であるかどうかにより、一条朝への評価も揺れるとする⁵。これらを踏まえると、「延喜・天曆」と現実との乖離から、匡衡が不遇感を覚えたということになるろう。それでは匡衡にとって、「延喜・天曆」はどのようなものであつたか。そこで本章では、匡衡の「文道」に関する最初期の言説である本状の検討を通して、その「文道」観の淵源を明らかにする。また後藤昭雄は申官爵奏状について、当時は多くの需要があり、多量に製作

されていたと論じているが、本状は申官爵奏状としては異例にも、自身の官爵にとどまらず、「匪ニ躬之 故」と公益性を謳っている。この点に着目し、『本朝文粹』に選ばれた背景についても考察することで、本状の位置づけを図りたい。

一、「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」の構造

(一)「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」の本文と構成

従五位上行文章博士兼尾張権守大江朝臣匡衡誠惶誠恐謹言

請下特蒙ニ鴻慈一因ニ准先例一兼中任弁官・左右衛門権佐・大学頭等申ニ他官一替上状

〔一〕右匡衡、歴ニ文章生・文章得業生一、対策及第、歴ニ檢非違使・弾正少弼一、拜ニ除当職一。敘位勞十箇年、博士勞五箇年。以ニ儒学一為レ業、以ニ風月一為レ資。貧而樂レ道、未レ兼ニ温官一、賤而嗜レ文、難レ耐ニ寒苦一。家徒四壁、恥ニ文籍之漸散一、母已八旬、悲ニ祿養之猶遲一。

〔二〕伏檢ニ故実一、文章博士兼ニ弁官一例、大江朝綱卿・菅原文時卿也。兼ニ衛府佐一例、藤原菅根兼ニ右近衛少将一也。兼ニ大学頭一例、祖父維時卿・菅原文時卿也。諸道博士兼ニ衛府佐一例、明法博士惟宗公方兼ニ左衛門権佐一也。

〔三〕方今当今莅レ民之後、聖宰輔レ政以来、近訪ニ延喜・天曆之故事一、遠問ニ周室・漢家之遺風一。去秋遇ニ重陽之宴一、誇ニ文道之已興一、今春見ニ朝拜之儀一、感ニ聖代之復旧一。繇レ是詩書仁義之路、照

然就レ日、礼楽儒雅之林、靡然向レ風。興レ廢繼レ絶、不ニ亦悦一乎。加以伶人左衛門尉大友兼時・右衛門尉秦身高等、猶遇ニ臨時之恩一、各預ニ不次之賞一。蓋重ニ其藝能一也。夫王道無レ偏、孰親孰疎、臣節有レ漸、自レ微至レ著。燕王求レ賢、郭隗為レ師而四方競至、漢帝明レ賞、雍齒為レ侯而諸將自安。

四 匡衡不レ知ニ運命一、不レ量ニ涯分一、強企ニ微望一、匪ニ躬之故一。唯欲レ令ニ天下海外知ニ学校不レ廢、文章見一レ重矣。嗟呼竜之為レ竜、則以レ有ニ文章一也、鳳之為レ鳳、亦以レ有ニ文章一也。事若不レ諧、道猶埋滅、誰歌ニ堯舜之風一、誰明ニ君臣之美一。望請特蒙ニ天恩一、因ニ准先例一、兼ニ任件等官一、將レ知ニ文学之重一。不レ堪ニ懇款之至一。匡衡誠惶誠恐謹言。

正曆四年正月十一日

本状の本文構成は、内容から右のように四段に分けられる。それぞれの概略を示すと、次のようになる。

第一段 匡衡の経歴や境遇

第二段 匡衡が求める兼官に相当する先例

第三段 「文道」重視の訴え

第四段 全体のまとめ、兼官の要求、書止

「はじめに」において述べたように、奏状全体に「延喜・天曆」の文人の表現が多く引用されている。「延喜・天曆」との関係に着目して、各段を詳細に検討してゆく。

(二) 第一段

第一段は、およそ二分できる。前半は匡衡の経歴と、叙位から十年、博士となつてから五年が経過したことを言い、後半において自らの苦境を述べる。本状より以前の申官爵奏状には、自身の経歴を事細かに述べるものは少なく、類例は菅原文時の二度にわたる「申ニ三位一状」以外には見当たらない。しかも天元三(九八〇)年の「申ニ三位一状」の場合、文時の位署は「正四位下行式部大輔兼文章博士兼尾張権守」と、匡衡と一致するところがある。

右文時、延喜之末、召ニ候芸閣一、天慶之初、対策及第。歴ニ内記一十二年、仕ニ弁官一九箇年。康保元年、任ニ当省一、天延二年、叙ニ当階一。非参議之四位中、文時已為ニ第一一也。

(菅原文時「申ニ三位一状」『本朝文粹』卷六「一五三」)

また後半部分に関しては、語句のほぼ半分が、先行する菅原文時の文章にも見られる。たとえば、

「以ニ風月一為レ資」、「家徒四壁」は、後文の「禄養」、「八旬」とともに、文時の文章から引用したと考えられる。

出ニ於学館一者、風月唯為ニ家資一、移レ自ニ孝門一者、水菽莫レ非ニ禄養一。

(菅原文時「答ニ諸公卿請レ減レ禄表一勅」『本朝文粹』卷二「五七」)

我聞相如瞻レ文家徒四壁立 又聞孫弘高第年此八旬行

(菅原文時「老閑行」『本朝文粹』卷十二「三五四」)

さらに「難レ耐」、「文籍」、「猶遲」の語も、文時の文章に現れる。「漸散」は用例が少ない語であるが、文時の高弟である慶滋保胤が、文時の旧宅を詠う際に用いている。ここでは文時の旧宅が寂れてゆく様子を描写しており、『江談抄』四、三十五はこの二句を引いて、「故老云、文時没後於ニ旧亭一所レ作也。故有ニ其心一」とする。匡衡もそれを意識して、「文籍之漸散」と表現したと考えられよう。

鷄漸散間秋色少 鯉常趨処晚声微

(慶滋保胤「於ニ菅師匠旧亭一、賦ニ一葉落レ庭時一」『和漢朗詠集』立秋「二〇五」)

このように、第一段では匡衡の境遇を叙述しながらも、つねに菅原文時の存在を想起させるような工夫が凝らされている⁹⁾。

(三) 第二段

第二段では、文章博士が弁官、左右衛門佐、大学頭を兼ねる「故実」を挙げる。このように先例に具體的に言及することは、天曆期以降の申官爵奏状において、常套的な手法となったものである。

挙げられている人物の一々については、夙に柿村重松による註釈があり、纏めると次のようになる¹⁰⁾。(惟宗公方の兼官時期については、三善道統「上ニ執政人一請レ被レ挙ニ達弁官并右衛門権佐一状」(『本朝文粹』卷六「一六九」)によって改めた)。

(人名)	(原職)	(兼官した職)	(時期)	(典拠)
菅原文時	文章博士	大学頭・右中弁	時期未詳	『尊卑分脈』
大江朝綱	文章博士	右中弁	天慶三年	『公卿補任』
藤原菅根	文章博士	右少将	昌泰三年	『公卿補任』
大江維時	文章博士	大学頭	天慶二年	『公卿補任』

後藤昭雄の指摘するように、以上の五例はいずれも醍醐朝および村上朝の事例であり、これも延喜・天曆を模範として称揚するための所為である。たとえば匡衡が長徳二（九九六）年に提出した「申越前尾張等守一状」（『本朝文粹』卷六「一六一」）では、平安初期に活躍した菅原清公のような人物から、当時まだ存命であつた菅原輔正や高階成忠まで、幅広く列举されている。このことからその意図が明らかである。

（四）第三段

第三段では一条朝が「近訪ニ延喜・天曆之故事一、遠問ニ周室・漢家之遺風一」であると称賛している。このうち「延喜・天曆之故事」は「重陽之宴」と「朝拝之儀」が行われたことを指し、「周室・漢家之遺風」は周代の郭隗や漢代の雍齒の故事のように、一条天皇が大友兼時と秦身高に対して「不次之賞」を与えたことを指す。「不次之賞」は前年十月の事であるから、前年九月の「重陽之宴」、当月元旦の「朝拝之儀」とあわせ、直近の事件を挙げていることになる。

さらに、「近訪ニ延喜・天曆之故事一、遠問ニ周室・漢家之遺風一」の一文に見られる、「近訪」は、遠問のように和漢兩朝を比較対照する論法の先蹤として、次のような大江朝綱の例が挙げられる。

遠問ニ漢家一、希伝ニ彼比一、近訪ニ臣族一、未レ遺ニ此蹤一。

(大江朝綱「為ニ清慎公一辞ニ右大臣一第三表」『本朝文粹』卷五「一一二三」)

次に、「周室・漢家之遺風」という表現の由来を考えたい。「周室」、「漢家」などのように、王朝を「家」、「室」と表現する例として、やはり大江朝綱が挙げられる。

訪ニ旧風於漢家一、和熹之蹤不レ墜、尋ニ故実於晉室一、崇徳之制已明。

(大江朝綱「為ニ貞信公一辞ニ摂政一第一表」『本朝文粹』卷四「一〇〇」)

また周・漢の二朝を「延喜・天曆」に比することは、橘直幹が村上天皇を漢主・周公に喩えるなどの類例がある。

適遇ニ漢主好レ文之時、周公重レ士之日一、出レ自ニ鬻門白屋之底、独立孤微之中一。

(橘直幹「申ニ民部大輔一状」『本朝文粹』卷六「一一五〇」)

一方で「遺風」の語と、後に続く「誇ニ文道之已興一」、「感ニ聖代之復旧一」を鑑みれば、白居易「賦」が想起される。

我国家恐ニ文道寝衰、頌声凌遲一。乃举ニ多士一、命ニ有司一、酌ニ遺風於三代一、明ニ變雅於一時一。

(白居易「賦賦」『白氏文集』卷二十一「一四二二」)

「我国家」は「文道」の衰退を恐れ、「举ニ多士一、命ニ有司一」などの政策により、「三代」(夏・殷・周)の「遺風」を取り戻した、という。対句上の要請や、大江朝綱や橘直幹のような用例から、匡衡は「三代」を「周室・漢家」に読み替えたと考えられる。また「賦賦」が謳うように、「文道」の興隆のために、有為の人材を登用することが重要であることも、含意されていると見るべきであろう。

そして匡衡は、このように文人たちの活躍の場を再開させたことで、「文道已興」となったとする。続く「詩書仁義之路、照然就レ日、礼楽儒雅之林、靡然向レ風」の重隔句は、儒学に基づいた治世への賛美であるが、これも菅原文時を典拠としていると思われる。文時の「申ニ三位一状」は二首存在するが、そのどちらにも重複して、文時の沈淪を見た後輩は、詩作や学問などするものではないと考えてしまい、「詩書礼楽之道」が荒廃してしまうことになる」と述べている。また「儒雅之林」に関しても、文時が藤原有章を讃える中で、有章が老子のように道徳を弁え、班固や司馬遷に並ぶほどに「儒雅之林」、

すなわち学問に通じるとしている。

偏見ニ文時之沈淪一、相誠皆以為、勿下以ニ風月之情一奉^上レ君、勿下以ニ儒雅之事一報^上レ国。詩書礼楽之道、従^レ此而可ニ永荒一。

(菅原文時「申ニ三位一状」『本朝文粹』卷六「一五二」)

接ニ軫青牛一、巡ニ遊乎道德之境一、分ニ鑣班馬一、競ニ驚乎儒雅之林一。

(菅原文時「学生藤原有章讚」『本朝文粹』卷十二「三三四」)

匡衡は「文道」が充実した結果を、菅原文時からの引用によって語る。次いで楽人の大友兼時や秦身高が「不次之賞」を受けたことに言及し、その恩沢が自身にも波及することを、「王道無^レ偏」、「臣節有^レ漸」などと求めている。ここでもやはり、文時が「王道之無^レ偏」、「有^レ漸」の語を使用していることは注目される。

後藤昭雄の指摘するように「王道無^レ偏」はもともと『尚書』洪範を出典とする⁽¹³⁾が、醍醐寺蔵本等では菅原文時による代作とされる⁽¹⁴⁾、平兼盛「申ニ勘解由次官図書頭一状」にも見られる語である。

無レ偏無レ党、玉道蕩蕩、無レ党無レ偏、玉道平平、無レ反無レ側、王道正直。

(『尚書』洪範)

寔雖レ知ニ天運之有レ限、何不レ仰ニ玉道之無レ偏。

(平兼盛【菅原文時】「申ニ勘解由次官図書頭一状」『本朝文粹』卷六「一五四」)

また「有レ漸」は、楽人からより重要な文人へと次第に恩沢を及ぼすことを指すが、菅原文時「織月賦」にも「有レ漸」の語があり、月が日に日に満ちてゆくことを表現している。「織月賦」においては『論語』に由来する「徳也不レ孤」との対句であるため、経書である『大戴礼記』が儒家思想の文脈で順序を述べる箇所を踏まえたものと考えられる⁽¹⁶⁾。そして、匡衡も『尚書』洪範に由来する「王道無レ偏」との対句で用いているため、「織月賦」と同様に『大戴礼記』を意識したものとも言えよう。

先レ妾而後レ子、何也。曰、事有レ漸也、言レ事自ニ卑者一始。

(『大戴礼記』夏小正)

徳也不レ孤、暗知ニ珠胎之未レ実、物也有レ漸、予驗ニ金魄於将レ円。

以上のように「王道無^レ偏^レ」、¹⁵「臣節有^レ漸^レ」は、菅原文時と経書という、和漢の故事を二重に踏まえた表現である。匡衡はこの後段で郭隗と雍齒の故事を論じており、前半の「重陽之宴」と「朝拝之儀」とあわせ、「延喜・天曆之故事」や「周室・漢家之遺風」を具体的に挙げていることになるが、これと平仄を合わせた構図であると考えられる。

（五）第四段

第四段は、「今回の要望は決して利己的な欲求から出たものではなく、今の世が文学、学問が重んじられる時代であることを広く世間に知らしめるためであること」¹⁶を述べている。

申官爵奏状において、論点を一般化する例はしばしばあり、たとえば前に引用した菅原文時「申^ニ三位^一状」では、文時の沈淪を見た後輩たちが意気消沈してしまうと論じている。また大江匡衡「申^ニ男能公^一学問料^一状」（『本朝文粹』卷六「一七四」）では、息子である能公に対する学問料の支給を要求するにあたり、才能や年功序列にかかわらず菅原氏・大江氏の「累代」を尊重するように求めている。しかしながら、これほどまでに大義を標榜することは類を見ない。

さらにこの第四段は、菅原文時「封事三箇条」の第三条である、「請^下不^レ廢^ニ失鴻臚館^一懷^ニ遠人^一

励_中文士_上事」を敷衍した内容になっており、その点においても特異なものとなっている。

一、請_下不_レ廢_ニ失鴻臚館_一懷_ニ遠人_一励_中文士_上事

(前略)今陳_レ不_レ廢_ニ此館_一者、蓋亦為_ニ文章道_一焉。夫文章者、王者所_下以觀_ニ風俗_一、厚_ニ人倫_一、感_ニ鬼神_一、成_中教化_上也。無_レ翼而飛、無_レ脛而至。敵国見_レ之而知_レ有_ニ智者_一、故憚而不_レ侵、殊俗聞_レ之而覺_レ有_ニ賢人_一、故畏而自服。魏文帝所謂、文章經国之大業、不朽之盛事者也。伏望深図遠慮、勿_レ廢_ニ失此賓館_一。然則遐方不_レ離_レ心、文士無_レ倦_レ業。是則示_ニ海外_一以_ニ仁沢之広_一、耀_ニ天下_一以_ニ威風之高_一也。

(菅原文時「封事三箇条」『本朝文粹』卷二「六八」)

第四段の「唯欲_レ令_ニ天下海外知_ニ学校不_レ廢_一、文章見_レ重矣_一」が、文時封事にいう鴻臚館を学校に置き換えた議論であることは、明白であろう。文時封事は、すでに外交使節の往来が絶えた時期のもので、もはや鴻臚館は「観念的な「海外慕化」の思想で飾られた「文場」に過ぎなかつた_下」¹⁷。そのため、匡衡が鴻臚館を学校に置き換えたとしても、論理は破綻していない。

これに続く「竜之為レ竜」、「鳳之為レ鳳」は韋昭「博奕論」による表現で、李善注に「竜鳳五彩、故以喻レ文。(中略)蘇武答ニ李陵一書曰、其於ニ学人一、皆如レ鳳如レ竜」とあるように、文人が相応の職に処遇されるという意である。これも文時封事にいう「文士無レ倦レ業」に相当すると考えられる。

勇略之士、則受ニ熊虎之任一、儒雅之徒、則処ニ竜鳳之署一。

(韋昭「博奕論」『文選』卷五十二)

そして匡衡は最後に、「事若不レ諧、道猶堙滅、誰歌ニ堯舜之風一、誰明ニ君臣之美一」と結んでいる。この「歌ニ堯舜之風一」、「明ニ君臣之美一」もまた和漢の両方に見える表現であり、「天下海外」への意識を読み取ることが出来る。まず『晉書』王坦之伝には、王坦之が孝武帝に、先帝のように「堯舜之風」を守るよう上表したという。一方で本朝の「弁ニ散楽一」対策では、村上朝の聖風が堯舜よりも上回ると讃えている⁽¹⁸⁾。

不レ可レ不ニ精心務一レ道、以レ申ニ先帝堯舜之風一。

(『晉書』卷七十五、王坦之伝)

我國家時反ニ朴略一、俗類ニ華胥一、萬民皆就ニ樂遊一、四方各戲ニ技藝一。譬ニ堯德於就日一、彼猶有
レ慙、歌ニ舜曲於薰風一、其未レ尽レ善。

（秦氏安【藤原雅材】「弁ニ散樂一」『本朝文粹』卷三「九十四」）

また「君臣之美」は『後漢書』鄧寇伝の評語に見え、鄧禹と光武帝との「君臣之美」は、後世の誰も
が認めるものであるという。また大江朝綱が代作した藤原忠平の太政大臣辞表は、忠平の辞退を認め
れば、朱雀天皇と忠平の関係が「君臣之美」となるとしている。

使ニ君臣之美、後世莫一レ闕ニ其間一、不ニ亦君子之致為一乎。

（『後漢書』卷十六、鄧寇伝）

既能進ニ臣官一、増ニ臣榮一、是述ニ先皇之命一也、今復哀ニ臣祈一、許ニ臣讓一、勿レ沸ニ衆庶之唇一也。
夫然故君臣之美兩尽、上下之蹤応レ觀。不レ然君猶自称ニ孝子一、臣何得レ為ニ忠臣一。

（大江朝綱「為ニ貞信公一辞ニ太政大臣一第三表」『本朝文粹』卷四「一一一」）

このように、『後漢書』や『晉書』に基づいた格調高い対句をなしつつも、「延喜・天曆」を想起させ

るといふ作意で統一されているのである。

二、正暦四年における「延喜・天暦」と「文道」

第四段の最初に「匪ニ躬之故」¹⁹とあるように、匡衡が文時封事の議論をなぞることなどで、本来は私的な兼官要求を、政道論へと押し上げていく様態を明らかにしてきた。一方で、文時封事は現実性のない鴻臚館復興を訴えながら、その実は「文章道」、すなわち「文士無^レ倦^レ業」という状態となるように訴えるものであった。匡衡の議論は「延喜・天暦」の人事の再現により「文道」の振興を求めるものと言えるが、これは単なる空論ではなかった。

「延喜・天暦」を模範視することは、はやくは、天元三（九八〇）年の源順「申^ニ伊賀伊勢等守一状」（『本朝文粹』卷六「一五九」）に両朝の人事を模範とするものがあり²⁰、匡衡が奏状を提出した正暦四（九九三）年正月当時には、既に馴染みのある概念であった。さらに第三段に言及のあったように、この直前には重陽宴や正月の朝拝が行われた。このことから、一条朝は「延喜・天暦」を強く意識していたことがわかる。

また「文道」は、白居易「賦賦」や、文時封事における「文章道」の語などを踏まえて、天元二（九七九）年以降に、勸学会の結衆であった慶滋保胤、源為憲、大江匡衡らによって用いられはじめ、寛和二（九八六）年の慶滋保胤「賽^ニ菅丞相廟一願文」（『本朝文粹』卷十三「四〇〇」）において、天神菅原

道真が「文道之祖、詩境之主」と位置付けられてから、一条朝における天神信仰の深化とともに定着していた⁽²¹⁾。そのような状況において、「延喜・天曆」に倣うことと「文道」とを同時に提唱した初例が、正暦四（九九三）年正月に提出された本状である。

そして同じ正暦四年には、五月に菅原道真に対する正一位左大臣の追贈が、さらに閏十月には太政大臣の追贈が、それぞれなされている。この一連の追贈については第五章・第六章で詳述するが、ここでは正一位左大臣追贈を命じた詔の、以下の部分に着目したい。

朕嗣^ニ膺宝曆^一、祗^ニ奉璿^一、欲^下施^ニ録旧之仁^一、以厚^中追遠之典^上。

（「贈^ニ左大臣正一位^一詔」『政事要略』卷二十二）

「嗣^ニ膺宝曆^一」は『貞観政要』「論封建第八」等に見える語で、先帝の業績を継承することを言う。また「祗^ニ奉璿^一」も同様の意味で、唐・高宗が孔子に太師を追贈した詔である「贈^ニ孔子^一為^ニ太師^一詔」（『東家雜記』卷上、『全唐文』卷十二）には、「朕嗣^ニ膺宝曆^一、祗^ニ奉睿^一」とある。高宗の父である太宗は、さきに孔子に宣父を追贈していた。すなわち太宗の業績を継承し、孔子に更なる追贈をすると述べているのである。

これを踏まえると、道真への正一位左大臣追贈の場合は、延喜二十三（九二三）年の、道真への右大

臣本復・正二位追贈を継承することを指していると考えられる。延喜の追贈を継承し、「文道之祖」である道真に追贈する、ということは、延喜・天暦の人事を継承し、「文道」の担い手である匡衡に兼官を認める、という構図に一致する。匡衡の奏状と追贈の詔とに、直接的な因果関係を認めることは困難であるにせよ、両者が五箇月ほどの内に書かれたことを考慮すれば、匡衡の主張は時勢に応じたものであったと思われる。

三、文時封事と「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」

菅原文時「封事三箇条」は村上天皇の求めによって、「請_レ禁_ニ奢侈_一事」、「請_レ停_ニ売官_一事」、「請_下不_レ廢_ニ失鴻臚館_一懷_ニ遠人_一勅_中文士_上事」の三箇条からなる意見を具申する、という文章である。『本朝文粹』中に、三善清行「封事十二箇条」と並んで収載され、「延喜・天暦」を代表する作品として位置づけられてきた⁽²³⁾。その本文には「去天暦八年七月廿七日之綸旨」に依えて上奏したとあり、末尾に「天暦十一年十二月廿七日」の日付が記される。しかしながら天暦十一年の十月二十七日、丁度二箇月前には天徳に改元されており、辻褄が合わないことになる。

長瀬由美はこの点に関して、白居易の「年月等に敢えて齟齬を仕掛けることで虚構たることを明かすという方法」に倣ったとし、「天暦八年の意見徴召に応じた封事という姿を借り、但しこれが実際提出された封事ではないことを記載年月の不審等を仕掛けることで明かしながら、決してもはや実際の

封進としては口にし得ない自らの理念―観念―を語ったのではなかったろうか」とする。また村上天皇が対策に擬して出題し、蔵人・藤原雅材が楽人・秦氏安に扮して解答した「弁ニ散楽」対策にも言及し、村上朝において「厳粛な文体で散楽という内容を語る、そうした虚構の構築を存分に楽しむ」環境があったことを指摘している⁽²⁴⁾。

また封事の第三条に述べる鴻臚館の復興は、当時においても現実的ではなく、観念的な空論に類するものであった⁽²⁵⁾。文時封事は、そもそも空論によって、文学の重要性を論じるものであり、さらには封事の形を借りた、実際には非公式なものである可能性すらある。そして当然ながら、匡衡もこれらを承知していたはずである。

それにもかかわらず、本状の第四段では、村上朝の作品である文時封事や「弁ニ散楽」対策を踏まえて「文道」を具体的に論じている。まず文時封事に依拠する形で、朝廷が「文道」を重視する、すなわち学校が盛んであることが天下海外に知られ、文人が適職に就けるような環境を求めると。くわえて「弁ニ散楽」対策を引用し、「歌ニ堯舜之風」と謳うことにより、「重ニ其藝能」であることも訴えている。

これまで述べてきた通り、本状は匡衡にとって最初期の申官爵奏状であり、きわめて巧妙に典故を引用する力作である。よってその掉尾を飾る第四段には、やはり入念な意図が込められていると考えられる。ならば、虚構や空論から引用しているのは、それが「延喜・天曆」や「文道」を十分に伝える、

あるいは文時封事や「弁ニ散楽」対策こそが、天暦文学の象徴であったと考えたからではないか。匡衡は「延喜・天暦」の文学を引用し、さらにこの二作品を引用することで、自身が「延喜・天暦」の文の後継者であることを示しているのである。また文時封事や「弁ニ散楽」対策の重要性については、匡衡が引用するだけでなく、『本朝文粹』に収められている点も、きわめて示唆的である。あるいは「狂言綺語」の語も連想されるかもしれない。

四、「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す状」の位置づけ

最後に、そもそも申官爵奏状の価値とは何か、という問題を通して、本状の位置づけを試みたい。後藤昭雄は、『枕草子』「文は」の段に「博士の申文」とあることや、『本朝文粹』の巻別の残存状況などから、申官爵奏状が多量に製作されていて人々に身近であり、実用的な需要があったと指摘する⁽²⁶⁾。ただし清少納言は「博士の申文」の読み手に過ぎず、また当時や後代の貴族社会における需要があったとしても、同時代の文人とは、評価の基準が異なる可能性もある。それでは『本朝文粹』の編者である藤原明衡は、どのような基準で申官爵奏状を選出したのか。そしてこの場合、本状の何処に価値を見出したのか。前述したように、『本朝文粹』中の申官爵奏状について言えば、作者別に数えれば大江匡衡が最多となる。そしてその四首全てにおいて、文学を重視するように訴えている。

まず申官爵奏状は、いかに天皇の同情や歓心を得るか、という基準で評価されたと伝わる。それを端

的に表すのは、『本朝文粹』巻六に載る橘直幹「申_ニ民部大輔_一状」を、村上天皇が愛好したという説話である。あるいは藤原為時が越前守に補された際の逸話も、奏状ではないにせよ連想されよう。前者はやく「朗詠江注」や『江談抄』六・十に見え⁽²⁷⁾、後者も『続本朝往生伝』一条天皇伝に言及されていることから、少なくとも大江匡房をはじめとした院政期の文人間に、このような享受があつたことを窺わせる。

しかしながら匡衡の申官爵奏状、特に本状においては、そのような要素は薄く、実際に匡衡はこの除目に漏れてしまっている。それでは「文道」の主張こそが、藤原明衡に評価されたと考えるべきであろう。その場合、明衡の意図は、次のような言葉に集約されていると思われる。

一条御宇之間諸道盛興、六籍遍弘。彼時文士、皆以早世。習_ニ其旧風_一者、明衡独遺。

(藤原明衡「請_下殊蒙_ニ鴻恩_一、依_ニ先父敦信殿下侍読功・明衡献策并式部少輔_一、被_{上レ}叙_ニ一階_一状」『本朝続文粹』巻六)

藤原明衡の『本朝文粹』編纂意図の一面に、「一条御宇」の記憶の保存継承があつたとすれば、本状と、そこに引用される文時封事や「弁_ニ散楽_一」対策が、ともに選出された理由が説明できよう。虚構や空論であるかどうかは問題にはならないのである。匡衡が「匪_ニ躬之故_一」と述べて「延喜・天曆」

の文学を引用しつつ「文道」を論じた申官爵奏状は、後にはそれ自体が一条朝を代表する言説となつていったのではないか。

注

- (1) 柿村重松『本朝文粹註釈』（「初版」内外出版、一九二二↓「新修版」富山房、一九六八）。
- (2) 後藤昭雄「弁官・左右衛門権佐・大学頭等を申す奏状（大江匡衡）―昇進を訴える「博士の申文」」（『アジア遊学』五二、二〇〇三↓『本朝文粹抄』勉誠出版、二〇〇六）、百三十四、百三十五頁。
- (3) 吉原浩人「「文道の大祖」考―学問神としての天神の淵源―」（河野貴美子・Wiebke - DENECKE 編『日本における「文」と「ブンガク（bungaku）」』勉誠出版〈アジア遊学〉、二〇一三）。
- (4) 川口久雄「大江匡衡と江吏部集」（『平安朝日本漢文学史の研究（中）』（明治書院、「初版」一九五九↓「三訂版」一九八二）、後藤昭雄「大江匡衡―卿相を夢みた人」（『平安朝文人志』吉川弘文館、一九九三）など。
- (5) 笹川勲「長保・寛弘聖代観の形成―藤原行成と大江匡衡の詩文から―」（『むらさき』五十三、二〇一六）。
- (6) 後藤昭雄「文は、願文・表・博士の申文」（和漢比較文学学会編『源氏物語と漢文学』汲古書院〈和漢比較文学叢書〉、一九九三↓『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二）。

(7) 菅原文時の「申三位一状」には、天延二年のもの(『本朝文粹』卷六「一五二」)と天元三年のもの(同「一五三」)があり、文面も同一の部分がある。

(8) 後藤昭雄、前掲(2)。

(9) 両者の関係について、菅原文時は大江匡衡の対策における問答博士を務めた。『江談抄』五、六十六によれば、匡衡は文時の文章を研究し、対策で引用したという。

(10) 柿村重松、前掲(1)。

(11) 後藤昭雄、前掲(2)。

(12) 後藤昭雄、前掲(2)。

(13) 後藤昭雄、前掲(2)。

(14) 土井洋一・中尾真樹『本朝文粹の研究(校本篇)』(勉誠出版、一九九九)。

(15) 佐藤道生「句題詩概説」(『句題詩研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇七)↓『句題詩論考―王朝漢詩とは何ぞや―』勉誠出版、二〇一六)注(七)。

(16) 後藤昭雄、前掲(2)、百三十七頁。

(17) 谷口孝介「外交としての贈答詩」(『蕃客贈答』の成立)『和漢比較文学』一、一九八五)↓『菅原道真の詩と学問』塙書房、二〇〇六)、五十四頁。

(18) 「延喜」、「天曆」の元号自体が、そもそも堯舜にあやかっただけのものであるという。田島公「延喜・天曆の「聖代」観」(『岩波講座日本通史第五卷(古代四)』岩波書店、一九九五)。また「弁散楽」対策が「我国家」と書き出す点は、白居易「賦賦」に倣ったものである。

(19) 坂本太郎「延喜天曆の治に就いて」(『史学雑誌』四九・六、一九三八)、田島公、前掲(18)。

(20) 龍肅「延喜の治」(『平安時代』春秋社、一九六二)、田島公、前掲(18)。

(21) 吉原浩人、前掲(4)。

(22) 『天満宮託宣記』、『江談抄』四・十二、『北野天神縁起』、『古事談』五・十九など。

(23) 龍肅、前掲(20)、田島公、前掲(18)。

(24) 長瀬由美「菅原文時「封事三箇条」について——『源氏物語』以前のひとつの文学——」(日向一雅編『源氏物語の礎』青簡舎、二〇一二)、四十九頁。また中世の例であるが、不正な元号により仮構の「場」を示す例として、覚印『聞持記』がある。阿部泰郎「中世的知の様式——日本における対話様式の系譜——」(『対話様式作品論序説——『聞持記』をめぐる——』『日本文学』三七・六、一九八八)『中世日本の世界像』名古屋大学出版会、二〇一八)。

(25) 谷口孝介、前掲(17)、長瀬由美、前掲(24)。

(26) 後藤昭雄、前掲(6)。

(27) 後に『直幹申文絵詞』として絵巻にもなった。「朗詠江注」や『江談抄』においては、村上天皇が直幹申文を愛読し、常に机上に置いた、という話である。原田行造「橘直幹の伝承と略歴に関する覚書―『撰集抄』所収説話と『直幹申文絵詞』を中軸として―」(『金沢大学教育学部紀要(社会科学・人文科学編)』二九、一九八〇)、木戸裕子「平安詩序の形式―自謙句の確立を中心として―」(『語文研究』六九、一九九〇)。

第三章

三善道統 「弁官・右衛門権佐を申す状」考

— 執政人に申す申文 —

はじめに

三善道統は、村上朝から一条朝にかけて活躍した紀伝道文人である。円融朝の天元三（九八〇）年正月に提出した「上ニ執政人一請レ被レ挙ニ達弁官并右衛門権佐一状」（『本朝文粹』巻六「一六九」、『朝野群載』巻七、以下本章で「本状」と称する）は、弁官と右衛門権佐との欠員に道統を充てるように求められている。本状は、『本朝文粹』巻六「奏状中」に「申ニ官爵一【付レ申ニ執政人一】」として立項されるものの一つである。他の申官爵奏状と同等の形式を具えているが、本状はいわゆる「付レ申ニ執政人一」に当たる。「執政人」とは関白を指し、関白に対して提出されたものであることを言う。そのため、本状は天皇に上申する奏状ではなく、関白藤原頼忠に対して提出された申文ということになる。本状のような申文は類を見ず、道統や円融朝における任官の特殊な状況を反映しているとも考えられる。

前章までに整理したように、道統以外の紀伝道文人の申官爵奏状の中には、提出者の官爵を申請するだけでなく、大江匡衡「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」（『本朝文粹』巻六「一六〇」）のように、「匪ニ躬之故一」として政道を論じるものもあった。しかし、本状のように関白に対して提出する事例が存在する以上、天皇に対して申官爵奏状を提出するという行為が自明に成立するとは言いがたくなる。そこで特殊な事例である本状の検討を通して、申官爵奏状の機能や、その前提となる人事のあり方を問い直すことを目的とする。

一、三善道統「弁官・右衛門権佐を申す状」本文と考察

まず本状の本文を示し、考察を加えることとする。本状は長大であるため、便宜的に四段にわけて考察することとした。

【本文】

従五位上行勘解由次官三善朝臣道統誠惶誠恐謹言

請_レ被_下特蒙_ニ恩恤_一因_ニ准先例_一举_中達弁官・右衛門権佐闕_上状

遷_ニ弁官_一例

菅原在躬

承平七年任、天慶四年遷_ニ左少弁_一。歴_ニ四年_一。

藤原守実

延喜廿年任、延長三年遷_ニ右少弁_一。歴_ニ六年_一。

同道明

延喜四年兼_ニ任右少弁_一。

長田王

天長九年遷_ニ左少弁_一。

儒士任_ニ諸衛_一並自_ニ当職_一遷任例

菅原輔正

応和三年任_ニ左衛門佐_一。

惟宗公方

天曆五年任_ニ左衛門権佐_一。

平偕行

天曆八年任_ニ次官、天徳二年遷_ニ右衛門権佐_一。

身勞廿二箇年

七年當職、六年大學頭、三年安藝權守、三年式部丞、二年兵部丞。

〔一〕右道統、謹披ニ史漢一、倩見ニ昇沈一、韓信昌亭之餓隸、遇ニ蕭相國一而知レ名、長卿臨邛之食客、依ニ楊得意一而有レ達。百里奚牛羊之慙、主以進ニ頭位一、東方朔虎鼠之論、人以為ニ美談一。蓋是知與レ不知、用與レ不用也。

〔二〕道統再登ニ竜門一、再折ニ紅桂一。天曆七年、進士及第、応和二年、秀才及科。二省之勞、六年之内、色色公務、一一匪レ懈。敘用之後、分憂待レ例。而安和二年、故左相府薨卒之月、即任ニ大學頭一。本望不レ遂、落淚不レ留。天延二年、更棄ニ當職一。讒出ニ不凶一、例在ニ非常一。愁吟之處、蒲柳七秋。荷裳非レ業、何遁ニ名於東海之東一、蘿徑応レ深、誰晦ニ跡於北山之北一。雖レ生ニ堯舜之代一、未レ遇ニ比屋之封一、雖レ非ニ夷齊之廉一、已及ニ採蕨之飢一。心拙焦レ慮、難レ學ニ北門長鈇之歌一、身苦孤貧、唯有ニ南山短衣之曲一。

〔三〕殿下黃陂潤レ色、許月朗レ光。情峰之峻類ニ嵩衡一、不レ讓ニ細壤一、智水之深如ニ江海一、寧嫌ニ織流一。不レ珍ニ尺璧一、周公吐食之勞、只重ニ寸陰一、荀氏累席之座。拔レ微起レ滯、極ニ鑑秋毫一、誘レ善簡レ能、明ニ照曉月一。

〔四〕仍以ニ布鼓之性一、忝驚ニ雷門之聽一。如ニ枯鱗之臥一、輒、投ニ心於恩波一、似ニ窮鳥之入一、懷、懸ニ思於惠露一。望請特蒙ニ恩恤一、舉ニ達件闕一。加ニ一顧於驚蹇一、使レ伝ニ絕塵之譽一、及ニ余慶於子孫一、

須^レ期^ニ高門之胤^一。然則病雀^レ食^レ花、生^ニ羽翼於暖雨^一、寒鶯出^レ谷、戴^ニ恩煦於春風^一。道統誠惶誠
恐謹言。

天元三年 正月廿日

【訓読】

從五位上行勘解由次官三善朝臣道統誠惶誠恐謹言

特に恩恤を蒙り先例に因准して弁官・右衛門権佐の闕に挙達せられんことを請ふ状
弁官に遷る例

菅原在躬 承平七年任、天慶四年左少弁に遷る。四年を歴たり。

藤原守実 延喜廿年任、延長三年右少弁に遷る。六年を歴たり。

同道明 延喜四年右少弁を兼任す。

長田王 天長九年左少弁に遷る。

儒士の諸衛に任ぜられ当職より遷任する例

菅原輔正 応和三年左衛門佐に任ぜらる。

惟宗公方 天曆五年左衛門権佐に任ぜらる。

平偕行 天曆八年次官に任ぜられ、天徳二年右衛門権佐に遷る。

身の勞廿二箇年

七年当職、六年大学頭、三年安藝権守、三年式部丞、二年兵部丞。

一右道統、謹みて史漢を披き、倩ら昇沈を見るに、韓信は昌亭の餓隸にして、蕭相国に遇ひて名を知られ、長卿は臨邛の食客にして、楊得意に依りて達すること有り。百里奚牛羊の慙、主以て頭位に進め、東方朔虎鼠の論、人以て美談と為す。蓋し是れ知ると知らざると、用ゐると用ゐざるとなり。

二道統再び竜門を登り、再び紅桂を折る。天曆七年、進士及第し、応和二年、秀才及科す。二省の勞、六年の内、色色の公務、一一に匪懈す。叙用の後、分憂例を待つ。而して安和二年、故左相府薨卒の月、即ち大学頭に任ぜらる。本望遂げず、落涙留めず。天延二年、更に当職を棄つ。讒は不凶に出て、例は非常に在り。愁吟の処、蒲柳七秋す。荷裳は業に非ず、何ぞ名を東海の東に遁れんや、蘿徑応に深かるべし、誰か跡を北山の北に晦まさんや。堯舜の代に生まると雖も、未だ比屋の封に遇はず、夷齊の廉に非ざると雖も、已に採蕨の飢に及ぶ。心拙くして慮を焦り、北門長鈇の歌を学び難く、身苦しくして孤り貧しく、唯だ南山短衣の曲有るのみ。

三殿下黄陂潤色、許月朗光なり。情峰の峻きこと嵩衡の類くして、細壤を譲らず、智水の深きこと江海の如くして、寧んぞ織流を嫌はん。尺璧を珍とせざるは、周公吐飡の勞なり、只寸陰を重んずるは、荀氏累席の座なり。微を抜き滞を起こし、鑑を秋毫に極め、善を誘ひ能を簡び、照を暁月に明らかにす。

四 仍りて布鼓の性を以て、忝くも雷門の聴に驚く。枯鱗の轍に臥すがごとく、心を恩波に投じ、窮鳥の懐に入るに似て、思ひを惠露に懸く。望請すらくは特に恩恤を蒙り、件の闕に挙達せられんことを。一顧を鶯蹇に加へ、絶塵の誉を伝へしめ、余慶を子孫に及ぼし、須く高門の胤を期すべし。然らば則ち病雀花を喰ひて、羽翼を暖雨に生じ、寒鶯は谷より出でて、恩煦を春風に戴かん。道統誠惶誠恐謹言。

天元三年 正月廿日

(一) 本状の書式

本状の一行目は、官位姓名に続けて「誠惶誠恐謹言」と書き、二行目に「請_レ被_下特蒙_ニ恩恤_一因_ニ准先例_一挙_中達弁官・右衛門権佐闕_上状」と内容を記している。三行目は「右道統」と書き出し、さらに末尾では「道統誠惶誠恐謹言」と書き止めている。このうち「特蒙_ニ恩恤_一」の部分は、他の申官爵奏状では「特蒙_ニ鴻慈_一」や「殊蒙_ニ天恩_一」などとして、天皇の恩や裁可を求めるものとなっている。「恩恤」も天子に対して用いる場合が多いが、「天恩」などの語が字義通り天子の恩のみを意味するのにくらべて、関白藤原頼忠に提出するために「恩恤」の語を用いたのであろう。

広橋家本『江家次第』第四裏書は、選外とするべき申文の欠陥として、「落_レ姓・落_レ氏・落_レ位・落_ニ年月日_一・落_ニ所望官_一等也」などを挙げている。換言すれば、これらが申文に具わるべき必須要件

となる。本状は姓名や希望の官職を記している点で、通例に合致していると言いうる。『本朝文粹』が「申ニ官爵」付申執政人と分類するように、書式の上で他の申官爵奏状と一連のものであり、機能の上でも申官爵奏状に準じているものと想定される。

(二) 本状の位置づけ

第一段では、中国の「昇沈」の四例をあげ、いずれも高位の者の知遇を得て用いられたのであるという。本状には夙に柿村重松『本朝文粹註 釈』(以下、柿村注)が備わるが、これに基づいてまとめることとなる。このうち「東方朔虎鼠之論」は、東方朔「答ニ客難」(『文選』卷四十五)において「用レ之則為レ虎、不レ用則為レ鼠」と述べ、適切な処遇の重要性を論じていることを指している。すなわち、道統が「不レ知」・「不レ用」の状況であるとして、藤原頼忠に売り込む構図となっている。

人名

韓信

蕭何の推薦

劉邦の將軍

『史記』淮陰侯列伝

司馬相如 (長卿)

楊得意の紹介

武帝の郎

『史記』司馬相如列伝

百里奚

穆公に知られる

奴隸から重臣

『史記』秦本紀

東方朔

「虎鼠の論」を著す

美談となる

「答客難」

転機

結果

出典

ついで第二段では、道統の経歴と沈淪を説明する。経歴については後で検討することとして、まずはどのように沈淪を訴えているのかを確認しよう。

「愁吟之処、蒲柳七秋」は、勘解由次官に左遷されて不本意な七年間を過ごしていることを言う。また「荷裳⁽³⁾」・「遁名⁽⁴⁾」・「蘿径⁽⁵⁾」・「晦跡⁽⁶⁾」は、いずれも隠遁を意味する語で、ここでは道統の沈淪を指すが、それは「非業」であると反発する。さらに「堯舜之代」には人々が軒並み諸国に封じられるほど優れていたといい、また伯夷・叔齊はあえて飢えを選んだというが、道統はまだ用いられていない上に、飢えを望んでいないにもかかわらず貧困していると、自身の沈淪が不本意であることを強調している。

つづく「北門長鋏之歌」、「南山短衣之曲」も典拠を踏まえる。柿村注が示すように、「北門長鋏之歌」の「北門」とは、不遇への恨みを詠う『毛詩』邶風の「北門」篇を指し、「長鋏」とは、孟嘗君の食客であった馮諼が長剣を弾いて待遇への不満を歌い、結果的に孟嘗君の厚遇を得たという『史記』孟嘗君列伝などに見られる故事を指す。「南山短衣之曲」の典拠は、柿村注が指摘する『藝文類聚』所引「琴操」のほか、『蒙求』「甯戚扣角」句の注に引く「三齊略紀」や、『漢書』鄒陽伝の師古注が引く応劭注などに求められる。それぞれ若干の異同があるが、前段に「謹披二史漢」とあり、「北門長鋏之歌」が『史記』にかかわる故事であるため、とくに師古注所引応劭注を引用する。

齊桓公夜出迎_レ客、甯戚疾擊_ニ其牛角_一高歌曰、南山矸、白石爛。生不_レ逢_ニ堯与_レ舜禪_一、短布单衣適至_レ斲。從_レ昏飯牛薄_ニ夜半_一、長夜曼曼何時旦。桓公召与語說_レ之、以為_ニ大夫_一。

(『漢書』鄒陽伝、師古注所引応劭注)

師古注は、矸は崖、斲は脛、薄は止の意であるとする。これを踏まえれば「南山短衣之曲」とは、南山の崖に白石がむなしく輝いているように、寧戚は堯舜の聖世に逢わず、脛も隠せないような短衣を着て牛飼いに甘んじているという歌であり、齊の桓公がこれを聞いて寧戚を重用したという故事ということになる。不遇への恨みを歌う、ないしその結果として厚遇を得るという点では、「北門長鋏之歌」と「南山短衣之曲」とは近いようにも思えるが、本状では沈淪に焦心するばかりに、「北門長鋏之歌」ではなく「南山短衣之曲」だけを歌うのであるとする。それではなにをもって区別しているのか。

「北門長鋏之歌」は、すでに君臣関係がある中で、待遇への不満を歌うことで君主を諫めるという性格がある。「北門」篇は、序に「刺_ニ仕不_レ得_レ志也、言_ニ衛之忠臣不_レ得_ニ其志_一爾」とあるように、君主が忠臣を冷遇することを風刺する詩とされていた。また馮諼が「長鋏」を歌ったのも、すでに孟嘗君の食客となった後のことであった。

一方で、「南山短衣之曲」はこれから仕官を求める歌であると理解されていた。たとえば前漢・王褒「四子講徳論」(『文選』卷五十一)には「昔甯戚商歌以干_ニ齊桓_一、越石負_レ芻而寤_ニ晏嬰_一、非_レ有_ニ積

素累旧之歎^一、皆塗觀卒遇而以為^レ親者也^一とあり、寧戚の歌を斉の桓公に仕官を求めたものとしたうえで、それまで交遊がなかったものの、これを契機にして親しく用いられるようになった例として位置付けている。また陶潜「辛丑歳七月赴仮還^ニ江陵^一夜^ニ行塗口^一」(『文選』卷二十六)には「商歌非^ニ吾事^一、依依在^ニ耦耕^一」とあり、李善注によれば「商歌」は寧戚の歌を指すという。陶潜も寧戚の歌が仕官を求めるものであるとしたうえで、「非^ニ吾事^一」と拒否しているのである。

道統はすでに「雖^レ生^ニ堯舜^一之代^一、未^レ遇^ニ比屋^一之封^一」と述べ、「堯舜」に比肩するような天皇の御代に生まれたとしつつ、恩沢から漏れた疎外感を訴えていた。しかし「南山短衣之曲」だけを歌うと述べることで、天皇に対して直接不満を訴えることをあきらめて、ただ新たに頼忠に仕官を求めると宣言していることになる。一方で、前に「南山短衣之曲」の典拠として挙げた三例すべてが、甯戚が歌った内容に「生不^レ逢^ニ堯与^レ舜^一禅^一」という一節を含んでおり、聖世に巡り合わなかったことへの恨みを述べている。よって道統は、「南山短衣之曲」を歌うとしながらも、当代への批判の色を薄めている。そのため本状は、天皇を批判するものではないという立場を明確にしつつ、あくまでも藤原頼忠に向けて自身を売り込むものとなっている。

(三) 藤原頼忠への賛辞と期待

第三段は、藤原頼忠への賛辞で構成される。「黄陂潤^レ色、許月朗^レ光」は、柿村注が指摘するとおり、郭泰が黄憲の懐の深さを「千頃陂」に喩えた故事(『後漢書』黄憲伝)と、許劭の「月旦評」の故事(『後漢書』許劭伝)とを踏まえ、頼忠の人物を称賛するものである。つづいて頼忠の厚情や叡智を称⁽⁷⁾え、周公旦のように人材登用に熱心で、荀彧のように下位者に礼を尽くすのであると⁽⁸⁾もする。このように頼忠を称賛するのは、ひとえに道統を拔擢するように求めているからである。「秋毫」は動物の冬毛を言い、微細な冬毛や暗い明け方の月のように小さくはかない道統を、「拔^レ微起^レ滞」し、「誘^レ善簡^レ能」する人物こそが頼忠であるとしている。

そして第四段では、道統の自謙と任官への期待を述べる。柿村注のとおり、「布鼓之性」、「雷門之聴」は布の鼓が会稽城の大鼓を前にして恐れ入るといいう意で、『漢書』王尊伝による。「枯鱗」や「窮鳥」のように困窮する道統が、大人物である頼忠に恐縮しつつも、その恩恵を期待するとして、弁官や右衛門権佐の欠員に推挙するように望請している。

つづく「加^ニ一顧於駑蹇^一、使^レ伝^ニ絶塵之誉^一、及^ニ余慶於子孫^一、須^レ期^ニ高門之胤^一」は、柿村注が指摘するように、「駑蹇」は劣馬、「絶塵」は良馬を意味する。つまり、凡庸な道統ではあるが、頼忠が少しでも目を掛ければ、祖父である三善清行の誉を伝えることができ、任官の余慶を子孫に及ぼして、

家の学問を残すことができると言う。そして、困窮する道統が活躍し、頼忠への恩義に応えることを約束して申文を結んでいる。

道統にとって七年間の沈淪は、自身の困窮はもとより、家学の存続に対しても危機感を抱かせるものであった。三善氏は紀伝道文人であった清行・道統らの流と、算道を職掌した為長らの流とがあったが、このうち道統の後を継いだ者は知られず、結果的に祖父清行からの門業は途絶えてしまう。本状からは、このような状況にあらがおうとする道統の姿を読み取ることができよう。

二、三善道統の経歴

本状の中で、三善道統は「心拙焦^レ慮」や「身苦孤貧」であると述べていた。それでは、道統が実際にどのような状況であったのかを検討しよう。本状や他の史料によって、本状提出までの期間を中心に、道統の経歴をまとめると次のようになる。なお本状以外の史料による場合、その出典を併記した。

【村上朝】

天曆七（九五三）年十月、省試及第。文章生（『類聚符宣抄』）。

天徳元（九五七）年、文章得業生（『類聚符宣抄』）。

応和二（九六二）年五月、対策及第。この時正六位上（『類聚符宣抄』）。

応和三年三月、慶滋保胤、源為憲らが参加した詩合を主催（『善秀才宅詩合』）。

応和三年八月、空也上人願文（『本朝文粹』）。

この時右衛門権佐（『六波羅蜜寺縁起』）。

応和四年六月、改元のための暦運勘文。この時兵部少丞（『応和四年革命勘文』）。

康保二（九六五）年八月、日本紀講書の召人。この時式部少丞（『類聚符宣抄』）。

康保五（九六八）年、亡妻の四十九日。この時安芸権守（『言泉集』）。

【冷泉朝】

安和二（九六九）年三月、尚齒会に参加。この時安芸権守（『粟田左府尚齒会詩』）。

【円融朝】

安和二年十月、「本望不_レ遂」して、大学頭に補される。

天延二（九七四）年、讒により大学頭を解かれる。同年、勘解由次官。

貞元二（九七七）年以前、藤原兼通の侍読。この時右衛門権佐（『二中歴』儒職歴）。

天元三（九八〇）年正月、本状提出。従五位上勘解由次官。

【花山朝】

寛和二（九八六）年十月、藤原惟貞の対策の問頭。この時民部大輔（『桂林遺芳抄』）。

【一条朝】

永延元（九八七）年七月、従四位下文章博士（『二中歴』儒職歴）。

永祚元（九八九）年以前の秋、藤原有国邸での詩宴に参加。この時文章博士（『本朝麗藻』）。

長徳四（九九八）年七月、年号を勸申。この時文章博士（『権記』）。以降の動向未詳。

四角で囲った箇所は、とくに疑わしいものである。『六波羅蜜寺縁起』によれば、応和三年八月に空也上人のために願文を執筆した際には「右金吾員外次将」すなわち右衛門権佐であったという。しかし前後の『善秀才宅詩合』や『応和四年革令勘文』の位署は、それぞれ「前文章得業生」、「正六位上兵部少丞」となっているし、そもそも天元三年の本状で右衛門権佐を申請しているのであるから、応和三年八月時点で実際に右衛門権佐であったとは考えられない。

これに関連して、『二中歴』儒職歴における、二つの記事が注目される。まず撰関侍読の項には、「忠義公【三統道統右衛門権佐】とあり、ついで文章博士の項には、「三統道統【永延元七／従四下】とある。他の史料からすれば、道統が永延元年七月に文章博士に補されたとするのは、おそらく正しい。しかし『応和四年革令勘文』所引「村上天皇御記」において、道統の祖父が三善清行であるとしているから、「三統道統」は何らかの誤りであろう。たとえば同時期の紀伝道文人である三統篤信や、その父で円融天皇の東宮学士を務めた三統元夏などと混乱したことが想定される。

また、撰関侍読の項にも「右衛門権佐」とある。しかし忠義公藤原兼通が存命であった貞元二（九七七）年以前には、前述の理由から道統は右衛門権佐ではなかったし、その後も右衛門権佐であった記録はない。極官表記としても、文章博士や民部大輔を務めた道統にとっては不適切である。道統が藤原兼通の侍読であったことを裏付ける史料は知られず、「右衛門権佐」か、「三統道統」か、あるいはその両方が誤りである可能性がある。

ただし『二中歴』が撰関侍読として挙げる他例を見ると、大藏善行を藤原忠平の侍読とし、大江匡衡を藤原頼通の侍読としているなど、忠平や頼通が撰政ないし関白となる以前に没した人物も撰関侍読として挙げている。よって、撰政や関白となる前から教育に当たっていた者も、撰関侍読とみなしていることがわかる。また文室如正は藤原実頼の侍読であったというが、如正は永祚元（九八九）年によりやく少内記であった。実頼の没年が天禄元（九七〇）年であることからすれば、低位ながら侍読であったことになる。これを踏まえれば、応和二（九六二）年に対策及第した道統が、兼通が貞元二（九七七）年に没するまでのいずれかの期間に侍読であったと考えても不自然はない。

以上をふまえて道統の経歴を概観しよう。村上朝期には文章生から文章得業生を経て対策に及第し、改元のための暦運動文や日本紀講書の召人を務め、また詩合を主催するなど、実務の上でも文業の上でも存在感を示していた。そして円融天皇が安和二（九六九）年九月二十七日に即位すると、その翌月に大学頭に補されている。本状に「叙用之後、分憂待_レ例」とあるから、大学頭に補される以前に在職

していた安藝権守は遙任であり、その次に受領を希望していたところ、「本望不_レ遂、落涙不_レ留」して大学頭に任じられたということになる。そして天延二（九七四）年には「讒出_ニ不_レ凶_一、例在_ニ非常_一」という事態により大学頭を解かれ、七年間も勘解由次官に留められたことになる。このように、本状の表現からは円融朝における鬱屈が看取される。

一方で、藤原兼通は天延二年三月に関白となり、円融朝において政治の頂点を占めていた。道統が兼通の侍読として近侍していたならば、讒が不当であると兼通に働きかけることも想定される。しかし実際はそうしなかったか、あるいは不調に終わっていた。また「愁吟之処、蒲柳七秋」や「雖_レ生_ニ堯舜之代_一、未_レ遇_ニ比屋之封_一」などの表現から推察するに、本状以前にも申官爵奏状を提出したことがあったのかもしれない。ただし貞元二（九七七）年に兼通が没したことで、撰関侍読としての縁故も無くなっていた。それから約三年後に本状を提出した際には、前述したように三善家の存続にも危機感を抱くほどの苦境に置かれ、まさに「心拙焦_レ慮」と言うにふさわしい状況であった。

三、関白頼忠に対して提出した理由

前節では三善道統の経歴を検討し、本状提出時には、円融朝における鬱屈や、勘解由次官としての七年の沈淪に焦心していたと結論付けた。ただしそれだけが申官爵奏状を避けた理由なのであろうか。

また本文中に「知与レ不レ知、用与レ不レ用也」とあったように、本状提出以前に関白藤原頼忠との縁故は窺えず、頼忠に向けて申文を提出した積極的な理由も未解明である。

本状には天元三年正月二十日の日付があるが、その前後に提出された二首の申官爵奏状が知られている。同月五日付の菅原文時「申ニ三位一状」(『本朝文粹』卷六「一五三」)と、二十三日付の源順「申ニ伊賀・伊勢等守一状」(『本朝文粹』卷六「一五九」)とである。

文時の「申ニ三位一状」は、醍醐朝から円融朝の五代にわたる奉公などを理由に従三位に叙すように求めたもので、実際には翌年の正月に従三位に叙せられた。加階を認めなければ、文人や学生は朝廷が「用レ賢捨レ愚」であることを知らず、結果的に「詩書礼楽之道」が廃れてしまうという、自身の叙位を政道論に関連付けて訴えるものでもあった。源順「申ニ伊賀・伊勢等守一状」は、「延喜・天曆二朝之故事」の踏襲を求めて任官を求めたもので、「聖風相伝、今猶如レ彼」と当代を評価していた。また順は、この時の除目で能登守に補せられている。これらの奏状は当代への評価や期待を前提としており、また本状のように関白に上申するという例外的な手順を踏まなくとも、源順のように任官が実現する例もあった。よって、天元三年の春除目じたいに特殊な事情があったために、道統が奏状を提出できなかったとは考え難い。

また、藤原頼忠に任官を依頼するならば、申官爵奏状に擬する以外の手段もあった。そもそも申官爵奏状は蔵人や女房など天皇に近侍する者を介して提出された¹⁰が、たとえば大江匡衡「可レ被レ上ニ啓

挙周明春所望「事」(『本朝文粹』卷七「一九六」)のように、「三河守の藤原挙直に書状を送り、息子挙周の明春の蔵人任官を藤原道長に上申してくれるように依頼」する例もあり、またこの書状の中では、「自身が現在身に帯びている官職、また挙周の学問料、文章得業生、播磨掾、東宮昇殿という経歴もすべて道長の推挙、恩顧によるものであると感謝の意を表」して⁽¹⁾いる。そのため、挙直というよりも道長に向けて書かれたものであった。しかし道統は、匡衡のようには頼忠との関係を持ち合わせていなかったのではないか。そのため申官爵奏状に擬した本状を提出して、「不_レ知」・「不_レ用」の状況であるとして、除目にあわせて藤原頼忠に売り込むという手段をとったものであろう。

一方で、本状を提出した理由を考えれば、頼忠が除目を主導して、道統の希望通りの人事を行えることを期待したことになる。たしかに、この時期の除目や叙位は次のように説明されることがある。

叙位除目議は、基本的に天皇の御前で公卿全員が出席して行われる政務で、合議の体裁をとっていた。しかし叙位・任官者は天皇と執筆によって決定されたのであり、討議などが行われたわけではない。撰関も叙位除目に強く関与した。撰政がいればその直廬に公卿が参集して行われたが、決定は撰政がほぼ専断した。関白は基経の時代から御前儀に参加し(『宇多天皇御記』寛平二年正月二八日条)、天皇と執筆の間に座して決定に介入した。受領や頭官の任命、叙位者の決定は貴族社会

全体の利害に関わる問題であり、摂関の権力の源泉の一つは、叙位除目に自らの意志を強力に反映させるところにあつた⁽¹²⁾。

関白が「叙位除目に自らの意志を強力に反映」した極端な例を挙げると、『栄花物語』卷三十八に「除目あらんとては、まづ何ごとも申させたまひ、奏させたまはねど」とあるように、後冷泉朝においては関白藤原頼通がもっぱら除目を牛耳り、後冷泉天皇は関与しなかったという。また、鎌倉時代の除目書である『除目申文抄』には「行成抄云、侵_ニ帝王諱_一之申文可_ニ撰捨_一之由、見_ニ旧抄_一。於_ニ撰政関白名_一字_一者、可_レ避_レ之由雖_レ不_レ見、同可_ニ撰除_一」などとあり、申官爵奏状において撰政・関白の諱を避けることを求めている。保元二（一一五七）年書写の『叙除拾要』に「撰_ニ申文_一之時、有_レ付_ニ帝王御名_一之者、可_レ返_ニ却_一」とだけあることを踏まえれば、摂関の避諱は十二世紀後半以降に生じた説であると思われるが、後代にかけて申官爵奏状の取捨における摂関の関与の割合が高まったことを示唆している。

しかし逆説的ではあるが、摂関政治にあつても天皇が人事に関与していたからこそ、あえて頼忠に沈淪を訴えることにしたということにもなる。除目における頼忠の権限が絶対的であれば、円融天皇に向けて申官爵奏状を提出したとしても、実際は頼忠が判断することになる。しかし、それならば道統が「北門長缺之歌」と「南山短衣之曲」とを区別する必要もなかった。よってこの時の除目にあつては、

頼忠は影響力を持ちつつも、すべてを差配する立場にはなく、円融天皇がある程度は関与していたことがわかる。

これに関して、本状から二年後となる天元五年に、円融天皇が検非違使の人事を主導した事例がある。『小右記』天元五年二月四日から八日の記事によれば、円融天皇は藤原師頼、大江匡衡、平恒昌、平維敏を挙げて、関白頼忠が四人の中から定め申すように命じた。すると頼忠は、人事について「抑唯可^レ在^ニ勅定^一」としながらも、藤原為長、平幾忠、平維敏が適当であると報奏した。円融天皇が改めて藤原為長、藤原師頼、大江匡衡を指名し、関白頼忠に定め申すように命じると、頼忠は勅命に従う意向を示した。これを受けて天皇は、為長、師頼、匡衡の三名を検非違使とすることを上卿に命じた。

円融天皇の人事案を受けて、頼忠は「抑唯可^レ在^ニ勅定^一」と断りつつも、新たに候補者を推薦しており、円融天皇はこのうちの藤原為長の人事について受け入れている。また円融天皇は最終的な人事を示したのちに、ふたたび頼忠に諮問し、意思疎通を図っている。この事例を除目や叙位と同列に扱うことの是非はあろうが、やはり円融天皇と頼忠との協調によっていたのではないか。結論としては、佐々木宗雄が論じるように、「人事決定権をもつ天皇は、独断で決定するのではなく、関白・内覧の合意を得、場合によっては諸卿に諮問してその意見も尊重しながら、人事を決定していた⁽¹³⁾」ものと考えておきたい。

一方で、おそらくは円融朝における長年の不遇も反映して、道統は円融天皇との信頼関係を築くことができなかった。そして特段の縁故がなかったとしても、寧戚のように頼忠に登用を訴えかけようと考えて、本状の提出に至ったのである。

また、人事には蔵人頭も関与していた。玉井力は、この時期の多くの申官爵奏状は蔵人に提出され、除目の際に蔵人（多くは蔵人頭）が選定・分類して簾中の天皇用の硯管の蓋に入れ、必要に応じて執筆に下し運用したとい¹⁴う。実際に長保二（一〇〇〇）年には、蔵人頭である藤原行成が申官爵奏状を選別している（『権記』長保二年正月二十二日条）。また同年二月六日には、大江匡衡が行成に対して書状を送り、「所謂前疑後承者、蔵人頭也。何不¹⁵一言¹⁶乎」と、匡衡を受領にする人事を推し進めるように求めている（『本朝文粹』巻七「一九二」）。本状が提出された天元三年正月当時、蔵人頭は大江齊光と源正清との二名であった。しかし本状は関白に提出されていることから、蔵人が介入する余地はなかったと考えられる。あるいは道統は、このことを意図したものではないか。

二名の蔵人頭のうち、大江齊光は道統と同じく文章院東曹に学んだ紀伝道文人である。『公卿補任』によれば、齊光は天延二年六月二十七日に大学頭に補せられて約二年間その任に当たり、そのち貞元二年四月には蔵人頭に補せられている。天延二年の、通常は除目が行われない時期の任官は、道統が「讒出ニ不凶¹⁷」、例在ニ非常¹⁸」という事態により大学頭を追われたことによるものであったと考えられる。つまり齊光は、道統が大学頭を解任されたことによって利益を得ていたのである。このような関係

性を踏まえれば、道統が讒の不当を主張し、弁官や右衛門権佐という頭職に任じられるように望んだとして、果たして斉光は歓迎したものであろうか。あるいは斉光が道統に同情的であったとすれば、道統はなぜ蔵人頭である斉光を頼り、通常どおり申官爵奏状を提出しなかったのであろうか。

さらに、道統が侍読を務めたとされる藤原兼通は、斉光の姉妹との間に男時光を儲けていた。そのため、道統と兼通との間に師弟関係があったとしても、斉光と兼通との間にも姻戚関係があった。この場合、斉光が大学頭に補せられた際に、兼通は道統の解任が不当であると弁護するものであろうか。兼通は貞元二年十月まで関白の地位にあり、また同年四月には斉光が蔵人頭になっている。そのため、斉光との間に利害の対立があった道統は、七年間の沈淪を余儀なくされたものであろう。そして申官爵奏状を提出しても、斉光に蔵人頭としての職権で排除されてしまうことを恐れて、関白藤原頼忠に本状を提出するに至ったものと考えておきたい。

四、申官爵奏状の機能

道統は申官爵奏状を提出しても効果が期待できないと考えたため、本状のような非常の手段をとつたものである。「北門長鈇之歌」ではなく「南山短衣之曲」を選んだ理由を、「心拙焦_レ慮」や「身苦孤貧」などと断っていることからすれば、本来は天皇に対して訴えるべきであるという規範意識も看取

される。それでも、結局のところ円融天皇に訴えるという「北門長鈇之歌」を諦めざるをえない状況に置かれていたということになる。

前節で確認したように、この背景には、天皇が人事に関する影響力を有していたことがある。「北門長鈇之歌」にあたる申官爵奏状を提出した場合、藏人による選別を経るとしても、基本的には天聴に達することができ、ひいては天皇の考えを変えることが期待できた。藏人による選別の実例として、長保二年の藤原行成による選別に言及したが、天皇が人事に関与するからこそ、藏人による選別が意味を持つことになる。一条朝に関しても、摂政が置かれた幼帝時代を除けば申官爵奏状が天聴に届いており、なおかつ一条天皇が人事に関してある程度の影響力を有していたと考えてよいのではないか。まして親政が行われた村上朝はなおさらである。そして、『本朝文粹』卷六所収の申官爵奏状の大半が、これらの時期に提出されているのである。

それゆえに、村上天皇が橘直幹の奏状（『本朝文粹』卷六「一五〇」）を重んじたとする説話（『江談抄』六・一〇、『十訓抄』十・二十九など）や、一条天皇が藤原為時の申文に感じて越前守に補した説話（『続本朝往生伝』一条天皇伝、『十訓抄』十・三十一など）が真実味を帯びたものであろう。また菅原文時「申ニ三位一状」（『本朝文粹』卷六「一五三」）や大江匡衡「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」（『本朝文粹』卷六「一六〇」）のように、提出者自身の事情を説いて任官や加階を求めるだけでなく、広く文道の興隆を訴えるものも生じた。紀伝道文人にとって申官爵奏状は、天皇に働きかける貴

重なる機会であったために、時としてその文才を振るい、官爵を申請する以上の機能を持たせたのである。

注

- (1) 柿村重松『本朝文粹註釈』（「初版」内外出版、一九二二↓「新修版」富山房、一九六八）。
- (2) 本状に「謹披ニ史漢一」とあるとおり、『漢書』東方朔伝にも載る。
- (3) 柿村注が指摘するように、蓮を衣裳がわりにすることから、隱遁することを言う。
- (4) 用例として、「遁ニ名屠肆一、発ニ迹関市一」（『梁書』卷五十、謝幾卿伝）などがある。
- (5) つたの生えた小道の意で、人通りを妨げるものをいう。「斬新蘿径合、依レ旧竹窓開」（白居易「題ニ別遺愛草堂一、兼呈ニ李十使君一」『白氏文集』卷二十「一三二二」）。
- (6) 用例として、「僑棲ニ仁於東里一、鳳晦ニ跡於西堂一」（南朝梁・沈約「郊居賦」『梁書』卷十三、沈約伝）などがある。
- (7) 「情峰之峻類ニ嵩衡一、不レ讓ニ細壤一、智水之深如ニ江海一、寧嫌ニ織流一」は、柿村注が指摘するように「太山不レ讓ニ土壤一、故能成ニ其大一、河海不レ挾ニ細流一、故能就ニ其深一」（李斯「上ニ書秦始皇一」〔『文選』卷三十九〕を土台とした表現である。なお「如ニ江海一」は「日月称ニ其明一者、以

無_レ不_レ照、江海稱_ニ其大_一者、以無_レ不_レ容」（曹植「求_レ通_ニ親親_一表」『文選』卷三十七）等によるか。

(8) 柿村注が指摘するように、荀彧は「累席」しないことで下位者に礼を尽くしたため、道統の故事の引用に問題がある。

(9) 所功「続類従未収本『三善氏系図』考」（塙保己一検校百五十年祭記念論文集編集委員会『塙保己一記念論文集』温故学会、一九七二）。

(10) 森田悌「上表と奏状」（『続日本紀研究』二百四十、一九八五）『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八）。

(11) 後藤昭雄『大江匡衡』（吉川弘文館〈人物叢書〉、二〇〇六）、百十九、百二十一頁。ただし匡衡はたびたび一条天皇に申官爵奏状を提出し、官職を求めていた。この書状にも「祁奚举_レ午之意、不_レ能_ニ地忍_一、夜鶴思_レ子之声、欲_レ達_ニ天聴_一」とあり、最終的には一条天皇の天聴に達することを望むとしている。

(12) 吉川真司「天皇家と藤原氏」（『岩波講座日本通史』第五卷古代4、岩波書店、一九九五）、九十七、九十八頁。

(13) 佐々木宗雄「王朝国家の王権―人事決定・政務決裁の構造―」（『文化史学』四十五、一九八九）『日本王朝国家論』名著出版、一九九四）、二百五十八頁。

- (14) 玉井力「平安時代の除目について―蔵人方の成立を中心として―」(『史学雑誌』九十三・十
一、一九八四)↓『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇)。

第二部 一条朝の聖代と文道

第四章

一条朝の「聖代」

——平安朝漢文学における「聖代」の展開——

はじめに

一条朝において、醍醐天皇と村上天皇の治世を聖代とみなす「延喜・天曆聖代」観が流行したとされる。その成立は史学において注目されてきた。坂本太郎は「延喜聖代」の初出が『河海抄』所引「村上天皇御記」に見られることを指摘し、紀伝道文人が昇進を求める根拠として提唱したと位置付けた⁽¹⁾。所功は「延喜時代の先例を執政の規範として評価し、それを踏襲していこうとする傾向は、すでに醍醐天皇在世中から『貞信公記』などにみられ（中略）天曆時代がすぎ、世襲摂関体制が進むにつれて、公正な人事の執行された往時を追懐し理想化する意識が強化され」、醍醐朝が模範的先例として重要視されたとした⁽²⁾。林陸朗は「延喜天曆聖代説は、まず現状に不満を持つ学者文人層の処世術―昇進術に係して喧伝せられた観念」であり、「聖代とは堯舜のような古の聖賢の理想的な治世をイメージとしていたのであろうが、現実には、近い過去の延喜・天曆の二代における文化的な事蹟から、詩文礼楽が重んぜられ、文運が興隆した世として、これを理想化した」としている⁽³⁾。これらの他に、「延喜・天曆」への言及数が多い、大江匡衡に関する論考がある。後藤昭雄は、匡衡が祖父大江維時に言及する詩文の大半で「延喜・天曆聖代」観を述べることに着目し、「匡衡にあつては、儒家文人がその才学の力によって卿相の座に昇ることのできる時代、そうした時代こそが（聖代）と認識されたのである。そうして当代一条朝もそうあつてほしいと熱望した」と論じた⁽⁴⁾。笹川勲は、

「匡衡の聖代観とは、儒者、より踏み込んで言えば江家が活躍し、盛んな世こそ聖代である」ため、「自らが榮達する限りにおいて」一条朝を聖代であると認識していたとし、くわえて藤原行成もまた「一条天皇を「好文賢皇」、聖帝と位置づけ」たと指摘している⁽⁵⁾。

しかし、以上の研究は「聖代」という語の検討を欠いている。そもそも「聖代」は漢語であるが、「延喜・天曆聖代」と言うときの「聖代」は、唐代以前における標準的用法から外れている。一方で、「聖代」観を提唱し始めたときとされる紀伝道文人は、漢語に最も接していたはずである。そこで、なぜ独自の「聖代」の用例が生じたのかを「延喜・天曆」以前も含めて検討し、「延喜・天曆聖代」観の成立過程を再考する必要がある。検討する文体は多岐にわたるが、漢語の用法を守る意識が働く正格漢文を中心に、特に紀伝道文人の「聖代」の用法を整理する。

先に結論を述べると、村上朝から一条朝にかけて、「延喜聖代」の語と、醍醐朝・村上朝の故実を模範視する意識とが宮中に定着してゆく。一方で、紀伝道文人の言説には、好文や用賢を要件とする独自の「聖代」観が見られる。本稿は、この独自の「聖代」観が発生し展開してゆく過程を分析することにより、平安朝漢詩文の特質や、紀伝道文人の思想の基盤に迫りたい。

一、唐代以前の「聖代」の用例

本節では、漢語としての「聖代」の意味や用法を、日本における受容の観点において重要な『文選』

をはじめとする唐代以前の文辞から検討したい⁽⁶⁾。「聖代」の語は『文選』中に二例あり、いずれも執筆当時における当代の美称である。

今之否隔、友于同^レ憂。而臣独唱言者何也。竊不^レ願^下於^二聖代^一使^上有^二不^レ蒙^レ施之物^一。

(魏・曹植「求^レ通^二親親^一表」『文選』卷三十七)

遠自^二周室^一迄^二于聖代^一、都為^二三十卷^一。名曰^二文選^一云耳。

(梁・蕭統「文選序」『文選』)

曹植「求^レ通^二親親^一表」では、文帝曹丕との確執を憂えたうえで、「聖代」すなわち当代においてあまねく恩が及ぶように願うと述べる。「文選序」では、周時代から「聖代」すなわち当代までの作品を集めたと、『文選』の編集方針を示している。

これ以後も当代の美称としての用例が散見されるが、唐代に増加する。中でも白居易による「聖代」の用例は四例ある。

聖代元和歳 閑居渭水陽

（白居易「渭村退居寄_二礼部崔侍郎翰林钱舍人_一」『白氏文集』卷十五「〇八〇七」）

我樂_二兮聖代_一 心融融兮神泄泄

（白居易「汎_レ渭賦」『白氏文集』卷二十一「一四〇九」）

翁云貫属_二新豊県_一 生逢_二聖代_一 無_二征戰_一

（白居易「新豊折臂翁」『白氏文集』卷三「〇一三三」）

臣生_二聖代_一 三十有五年、蒙_二陛下子育之恩_一、覩_二陛下升平之化_一。

（白居易「策尾三道（三）」『白氏文集』卷四十五「二〇二〇」）

最初の二例は、どちらも当代が優れていることを「聖代」と称している。白居易以外の唐代の用例の殆どもこれと同じである。ただし新楽府「新豊折臂翁」では、翁が玄宗の治世の安定期を振り返って「生逢_二聖代_一」と称している。また策林「策尾三道（三）」でも、生まれてからの「三十有五年」を「聖代」と称している。この両例は、自身の半生に経験した近時の御代を「聖代」と称していることになる。一方で、唐代には当代に仕えることを「逢_二聖代_一」や「生_二聖代_一」と美称する文例が頻出する。こ

のことを踏まえると、白居易にとって近時を「聖代」と称することは、当代を「聖代」と称する用法とかけ離れたものではなく、模範的先例としての性格が強い「延喜・天曆聖代」のそれとは異なっている。⁽⁷⁾

しかし、当代や近時とは言い難い昔を「聖代」と称する例も、少数ながら確認される。⁽⁸⁾

儒有_下悦_二声教_一以自勗、觀_{上レ}至_二樂於実録_一。如_二玄宗之聖代_一、制_二霓裳之麗曲_一。

(晩唐・沈朗「霓裳羽衣曲賦」『文苑英華』卷七十四)

沈朗「霓裳羽衣曲賦」は、文宗の開成三(八三八)年に、八代前の「玄宗之聖代」を称揚する。文宗は玄宗ゆかりの霓裳羽衣曲を蘇演させ、開成二年と三年には、霓裳羽衣曲を科挙の賦題にした。⁽⁹⁾これはその答案であり、一連の上意を汲むものと考えられるため、「延喜・天曆聖代」の「聖代」に近い。これについて留意するべきは、唐代に太宗李世民の「世」字を憚り、「聖世」の語を「聖代」に置き換えたことである。

臣与_二尉元_一、歴_レ事_二五帝_一。自_二聖代_一以来、大諱之後三月、必須_下迎_二神於西_一、攘_二惡於北_一、具行_中吉礼_上。

（中唐・杜佑編『通典』卷八十「総論喪期」、『魏書』卷百八之三「礼志四之三」所引部）

北魏の孝文帝に対して、宿老である東陽王元丕がかつて仕えた「聖世」以来の礼法を奏上した箇所
で、引用元の『魏書』では「聖代」を「聖世」と記している。「霓裳羽衣曲賦」に見られた用法は、本
来は当代や近時を指す「聖代」の語に、先帝を理想視する「聖世」の語を重ね合わせたものである。¹⁰

ただし標準的には、唐代以前の「聖代」の用法は当代や近時の治世を美称するものであり、過去の模
範的な治世を指す「延喜・天曆聖代」の「聖代」とは異なる。それでは「延喜・天曆聖代」という言辞
はどうして生じたのか。

二、日本における「聖代」のはじまり

日本における「聖代」の用例の中で、執筆年が確かな初例は、聖武朝の天平九（七三七）年の太政官
符である。当代である聖武天皇の治世の美称として、「聖代」の語を用いている。

故正一位太政大臣藤原公頼割ニ取財貨一、添ニ助論衆一。迄ニ于聖代一皇后自減ニ資財一、亦増ニ論
衆一。伏願再興ニ先祖之業一、重張ニ聖代之徳一。

（太政官符「請_下抽_ニ出元興寺撰大乘論門徒_一一依_ニ常例_一住_中持興福寺_上事」『類聚三代格』卷二）

一方で、『続日本紀』の二例も聖武朝を「聖代」とするが、いずれも聖武朝以後の文章である。

又和上鑑真・小僧都良弁・華嚴講師慈訓・大唐僧法進・法華寺鎮慶俊、或学業優富、或戒律清浄、堪_ニ聖代之鎮護_一、為_ニ玄徒之領袖_一。

（『続日本紀』天平勝宝八（七五六）歳五月二十四日条）

故臣父及叔者、並為_ニ聖代之棟梁_一、共作_ニ明時之羽翼_一。

（『続日本紀』天平宝字四（七六〇）年八月七日条）

前者は聖武天皇が崩じた直後の孝謙天皇の勅で、鑑真らが「聖代之鎮護」を担ったとするが、この「聖代」は先帝である聖武天皇の御代を指している。後者は、恵美押勝（藤原仲麻呂）による淳仁天皇への奏である。父武智麻呂・叔父房前が先の聖武朝を支えたとする文脈で、聖武朝を「聖代」と称している。

両例とも聖武朝は近時に当たるが、近時を「聖代」と称する中国の例は八世紀後半以降にしか確認で

きず、直接の関係は想定し難い。一方で孝謙天皇の勅からは、崩じたばかりの聖武天皇への敬意が読み取られる。また中国には当代をいう「聖代」と「明時」の両語を対句にする例が見られるが¹¹、惠美押勝の奏はこれを借りて、聖武天皇の御代を「聖代」や「明時」と称賛することにより、その重臣であった父や叔父までもも顕彰する意図があると思われる。この両例は、当代の美称としての「聖代」を、先帝の御代の美称として転用したものである¹²。

これ以降の「聖代」の用例の殆どは、当代の美称である。

雖^レ逢^三聖代多^ニ雨露^一 別是素懷奉^ニ金仙^一

(嵯峨上皇「和^下御製聞^ニ右軍曹入道^一簡^中大将单良公^上」『経国集』卷十)

長賢昔植^ニ善因^一、幸生^ニ聖代^一。

(太政官符「応^レ令^三法隆寺僧毎^レ年預^ニ維摩最勝両会立義^一事」『類聚三代格』卷二)

請歌^ニ聖代之明時^一、将^レ接^ニ頌臣之朗詠^一、云^レ爾。

(菅原道真「九日侍^レ宴同賦^レ喜^レ晴応^レ製^一」序『菅家文草』卷七「五三二」、

『本朝文粹』卷八「二二三」)

又聖代毎レ年修ニ仁王会一、遍為ニ百姓一祈ニ禱豊年一、消ニ伏疾疫一。

（三善清行「意見十二箇条」『本朝文粹』卷二「〇六七」）

嵯峨上皇は淳和天皇御製に和して、右軍曹貞忠が「聖代」の恩沢にもかかわらず出家したと詠っている。さらに清和朝の貞観十（八六八）年には、法隆寺別当長賢と菅原道真が、また醍醐朝の延喜十二（九一二）年には三善清行が、いずれも当代の治世を「聖代」と称している。菅原道真と三善清行の例を鑑みるに、「聖代」を当代の美称として用いることが、この時期に紀伝道文人の間で定着していたことも窺われる。

ただし、九世紀後半の僧による「聖代」の用例の中に、先帝の治世を「聖代」と称するものが二例ある。貞観十九（八七七）年に寵寿が、仁和三（八八七）年に円珍が、それぞれ朝廷に上奏したものである。

然則此法漢土渴仰、不レ出ニ城外一、日州相承、専ニ修禁中一。承和宝曆始遵行、仁寿聖代更尊重。

（寵寿「太元帥法縁起奏状」『大日本仏教全書』一一六）

円珍伏見、仏法中興莫^レ過^ニ承和之聖代^一、山神膺^レ慶偏仰^ニ當時之鴻慈^一。

（太政官符「応^レ加^ニ試年分度者二人^一事」『類聚三代格』卷二、『日本三代実録』
仁和三年三月十四日条、『類聚国史』卷百七十九、仏道六）

承和と仁寿とは、それぞれ仁明天皇（在位八三三・八五〇）、文徳天皇（在位八五〇・八五八）の治世を代表する元号である。前者は太元帥法が承和にはじまり仁寿に更に尊重されたとし、後者は仏法が承和に中興したとする。特に承和は、早くから種々の行事の起源と理解され、故実として模範視された⁽¹³⁾。これに連なるものと考え、「延喜・天曆聖代」の「聖代」と同じく、先帝の治世を模範視して「聖代」と称していることになる。

前述の沈朗「霓裳羽衣曲賦」と同様の用法であるが、これは中国においても例外的であった。中国の用法を摂取したと考えるよりは、むしろ『続日本紀』に見られるような、先帝の治世を称賛して「聖代」と称した用法に、それを模範視して理想とする意味が加わったものと考えておきたい。

以上をまとめると、日本では上代以来、漢語「聖代」は当代の美称として受容された。九世紀後半の僧が、先帝の治世を模範視して「聖代」と称したものが二例あるが、同時期の紀伝道文人による用例すべては、当代の美称として用いるものである。

三、村上朝の「聖代」と「延喜聖代」の初出

天慶四（九四一）年三月の文選竟宴における菅原文時の詩序は、当代である朱雀朝を「聖代」と称しているが、具体的な美点に言及する点で、従来用例とは異なっている。

学士涉_ニ衆流於一朝_一、扇_ニ儒風於三代_一。方寸之内、勝氣籠_レ霄、函丈之間、飛談卷_レ霧。負_レ笈叩_レ鐘者、還迷_ニ洙泗之縮地_一、擊_レ蒙染_レ教者、自伝_ニ淹稷之遺塵_一。郁郁焉、紛紛焉。斯乃聖代之所_ニ以用_ニ通才_一也。及_レ至_ニ歲杪_一、以_ニ其有_ニ藻鑑之明_一、兼_ニ吏部員外侍郎_一。天慶二年春、兼_ニ国子祭酒_一。孟冬十月、講席既倚、今年詔授_ニ中大夫_一。位已超_ニ一爵_一、官猶帶_ニ三龜_一。嗟呼人能弘_レ道、道不_レ墜_レ地、於_レ焉而知矣。

（菅原文時「七言北堂文選竟宴各詠」句得_ニ遠念_ニ賢士風_一」序『本朝文粹』卷九「二三九」）

文選竟宴であることから、句題「遠念_ニ賢士風_一」はもとより、詩序にも『文選』に基づく表現が盛り込まれている。引用文中の「学士涉_ニ衆流於一朝_一」以下は、『文選』を講じた大江維時が、朱雀天皇の治世に重用されたことを述べる部分に当たる。この詩序で特筆すべきは、文選竟宴の盛会が「聖代」の「用_ニ通才_一」という美点に由来すると称賛していることである。

「聖代」と同じく、「通才」も『文選』に見られる語で、魏・曹丕「典論・論文」（『文選』卷五十二）の「此四科不_レ同、故能_レ之者偏也。唯通才能備_二其体_一」を典拠とする。文にはそれぞれ性質が異なる奏議・書論・銘誄・詩賦の四科があり、「通才」だけが四科全てに通じるのであるという。

「及_レ至_二歳杪_一」以下は「用_二通才_一」とする所以を説明するが、具体的には維時が重用された一例のみである。ただし「人能弘_レ道」（衛霊公篇）、「道不_レ墜_レ地」（子張篇）という『論語』に由来する格言を「於_レ焉而知」と述べることには、「聖代」の「用_二通才_一」という美点が維時以外にも波及することへの期待が表れている。これ以前の「聖代」の用例は、当代を称賛していても、具体的な美点には言及していなかった。菅原文時がはじめて、当代を「聖代」と称賛すると同時に、当代が「通才」すなわち紀伝道文人を用いることを称賛したことになる¹⁴。

これは、村上朝の紀伝道文人における「聖代」の用例に引き継がれることになる。

学承_二二葉_一、染_二儒林拔萃之風_一、運待_二二千年_一、逢_二聖代求_レ材之日_一。

（橘直幹・三統元夏「請_レ令_レ奉_二方略試藤原朝臣後生_一状」『類聚符宣抄』卷九）

勸_二激励於公庭_一、垂_二明規於聖代_一、謹請_二二処分_一。

（元長親王、橘直幹、橘某、大江重光「請_レ被_下当省之丞不_レ依_二扨任次第_一」

天曆四(九五〇)年の文章博士橘直幹・三統元夏による奏状は、藤原後生がやつと「聖代求_レ材之日」に逢ったのであるからと方略試(対策)の実施を求める。また応和元(九六一)年の式部省奏は、養老令通りに式部丞を従五位下に昇進させるように求める中で、「垂_二明規於聖代_一」と結んでいる。

特に前者は、表現的にも菅原文時の文選竟宴詩序に近い。後者も、紀伝道文人への加階を要求する中で当代を「聖代」と称している。そのため文時の詩序の後に、当代を「聖代」と称賛することと、「聖代」が文人を重用すると称賛することとを結びつけることが、紀伝道文人間に定着したことが窺われる。

一方で、この頃に初めて「延喜聖代」の語が確認される⁽¹⁵⁾。

此日行_二幸朱雀院_一(中略)、乘_レ輿移_二柏殿_一。檢_二延喜聖代之例_一、每_レ秋幸_二此院_一。而柏殿焼亡之後、都無_二此事_一。而去夏新構_二柏殿_一、至_レ冬別作已。故設_二今日宴_一也。

(『河海抄』「若菜上」所引「村上天皇御記」康保二(九六五)年十月二十三日条)

「延喜聖代」には毎秋に朱雀院へ行幸したが、柏梁殿が焼失してしまったため、村上天皇はこの冬の

再建を待つて行幸したという。醍醐天皇の治世を模範視する意識があつたために、醍醐朝の例に言及し、「延喜聖代」と称したのであろう。

それでは「延喜聖代」という表現や、その場合の「聖代」の用法はどのように生じたのか。寵寿や円珍の先帝の治世を模範視する用法を引き継いだとも考えられるが、和語「ひじりのみよ」の用法がこの頃に変化したことと関連付けられるのではないか。後には『千載集』序が「延喜のひじりの御世」と称するなど「延喜聖代」に対応する和語となるが、「延喜聖代」の語が出現する以前は、和歌中に散見されるのみであつた。「ひじりのみよ」の初例は『萬葉集』中の柿本人麻呂作歌に見られる。

過_ニ近江荒都_一時、柿本朝臣人麻呂作歌

玉だすき 畝傍の山の 櫃原の ひじりの御代ゆ【或いは云ふ、「宮ゆ】 生_あれましし 神のこ
とごと つがの木の いやつぎつぎに 天の下 知らしめししを【或いは云ふ、「めしける】（後
略）

（『萬葉集』卷一「〇〇二一九」）

「ひじりの御代ゆ」「日知之御世従」は、櫃原に宮城を築いた神武天皇の御代を指すが、原文表記からも明らかのように、和語「ひじり」の原義に基づく。一方で、上代の漢文脈では「聖代」は当代の美

称として用いられており、関連性は見出せない。

以降村上朝までには、延喜六（九〇六）年と天慶六（九四三）年の『日本紀竟宴和歌』、および『後撰集』に、各一首ずつ見られる。まずは『日本紀竟宴和歌』の二首を検討する。

得ニ櫛玉饒速日命ニ一首 藤原忠紀

そらみつに あまのいはふね くだししは ひじりのみよを わたすとてなり

得ニ豊玉姫ニ一首 藤原俊房

なみをわけ わがひのもとを たづねこし ひじりのみよの おやにぞありける

延喜六年竟宴の藤原忠紀歌ではニギハヤヒが神武天皇の東征を助けたことを詠い、天慶六年竟宴の藤原俊房歌では豊玉姫が神武天皇の祖母であることを詠う。ともに神武天皇の御代を指して「ひじりのみよ」と称しているのは、前掲の人麻呂作歌に倣ったものと考えられる。一方で「ひじり」の用法に關しては、皇祖への尊崇を含意するようになって⁽¹⁶⁾いる。ただし、「延喜聖代」のように模範視するものではない。

一方で、『後撰集』における用例は、太政大臣藤原忠平が、親王時代の村上天皇に「御本」を贈った

際の和歌である。

今上、帥の親王ときこえし時、太政大臣の家に渡りおはしまして帰らせ給ふ、御贈物に、御本奉るとて 太政大臣

君がため 祝ふ心の 深ければ 聖の御代の 跡ならへとぞ

（『後撰集』卷二十、慶賀「一三七八」）

この「ひじりのみよ」は、「御本」に記された天子の治世を指す。『日本紀竟宴和歌』に見られた皇祖への尊崇が拡張し、過去の模範的な治世を称するようになったものと考えておきたい。忠平が「ひじりのみよ」の跡に倣うように働きかけていたことは、のちに村上天皇が醍醐天皇の治世を模範視して「延喜聖代」の語を用いたことに少なからず影響したのではない⁽¹⁷⁾か。

このように、「延喜聖代」の語が出現する前後に、先帝の治世を模範視する「ひじりのみよ」の語が存在した。一方で紀伝道文人は、村上朝においても「聖代」を当代の意として用い続けていた。よって、紀伝道文人が昇進を求めて「延喜聖代」と称揚しはじめたのではないことも確認されよう。

四、円融朝の紀伝道文人における「延喜聖代」観の広まり

村上天皇が「延喜聖代」の語を用いてから八年後となる、円融朝の天禄四（九七三）年には、文章生出身の藤原篤茂が「延喜聖代」の語を用いている。

抑非_ニ儒士_一任_ニ大内記_一者、延喜聖代藤原諸蔭是也。以往之例不_レ可_ニ勝計_一。

（藤原篤茂「申_ニ大内記・木工頭・淡路国守_一状」『本朝文粹』卷六「一五六」）

篤茂が希望する大内記は、『官職秘抄』に「多用_ニ大業人_一」とあるように、多くを対策及第者が占めた。そこで「延喜聖代」の例外を挙げて、対策に及第していない篤茂でも任じられる根拠を示している。この論法が成り立つからには、所功の指摘する「延喜時代の先例を執政の規範として評価し、それを踏襲していこうとする傾向⁽¹⁸⁾」が、すでに「延喜聖代」の語とともに、人事に関しても朝廷に広まっていたことがわかる。

また天元三（九八〇）年の源順の奏状は、「延喜・天曆二朝之故事」を「聖風」と称していることから、「延喜・天曆聖代」観の初例と位置づけられてきた⁽¹⁹⁾。

謹案ニ延喜・天曆二朝之故事一、抽ニ賞旧吏一、必依ニ功勞次第一。若功勞共均時、論ニ成業・非成業一。聖風相伝、今猶如レ彼。

(源順「申ニ伊賀・伊勢等守一状」『本朝文粹』卷六「一五九」)

この「聖風」は、所功の言う「公正な人事の執行された往時を追懐し理想化する意識」の表れであり、奏状中に「聖代」の語こそないが、順は醍醐朝に加えて村上朝も模範視している。

一方で、これら二例における「延喜聖代」觀の出現と前後して、菅原文時の「聖代」の用法にも変化が見られる。貞元二(九七七)年に源雅信のために代筆した辞表を引用する。

且夫聖代之丘園、昔猶多ニ遺徳一、明時之朝市、今必有ニ隱才一。

(菅原文時「為ニ一条左大臣一辞ニ右大臣一第三表」『本朝文粹』卷五「一二六」)

昔の「聖代」すら野に遺賢があつたとして、雅信よりも右大臣にふさわしい人材を探すように求める文意である。この「聖代」は、当代はおろか特定の皇帝や天皇を指すとも言えない。古の聖天子の治世という抽象的な意味で、天慶四年の文時の詩序をはじめ、先例のいずれとも異なることには注意を要する。

ただし理想的な治世を言いつつ、「聖代」―「昔」と「明時」―「今」とを重ねる点は、「延喜聖代」の模範的先例性と共通するところがある。また「遺徳」・「隱才」に言及する点は、引用箇所以前に「求^レ賢審^レ官、明王御^レ世之彝訓」などと述べた文脈を踏まえている。ここでは右大臣の適任者について述べているが、天慶四年の文時の詩序に始まり村上朝にかけて定着した、当代を「聖代」と称すること、当代が文人を重用することとを同時に言及する方法と、一連であるとも言いうる。

以上をまとめると、村上天皇が醍醐天皇の治世を「延喜聖代」と称し始めてからほどなくして、紀伝道文人の一部にも「延喜聖代」の語と、醍醐朝を人事の先例として模範視する意識が広まったことになる。また、この「延喜聖代」の語の影響によって、菅原文時は聖天子の治世としての「聖代」の用法を生み出したのではないかと考えられる。

五、大江匡衡の「聖代」観

醍醐朝を「延喜聖代」と称することは、一条朝期にわたり、『小右記』に二例、『政事要略』惟宗允亮注文に二例見られる。「延喜聖代」の語とともに、醍醐朝が模範的先例の「聖代」であるとする「聖代」観が宮中に定着していたことがわかる。

一方で、一条朝の正暦四（九九三）年正月に、大江匡衡が提出した奏状は、重陽宴や朝拝という「延喜・天曆之故事」が再開されたことをうけて、「聖代」すなわち当代である一条朝が、醍醐・村上朝の

旧に復したことに感動したと述べている。

当今莅^レ民之後、聖宰輔^レ政以來、近訪^ニ延喜・天曆之故事^一、遠問^ニ周室・漢家之遺風^一。去秋遇^ニ重陽之宴^一、誇^ニ文道之已興^一、今春見^ニ朝拜之儀^一、感^ニ聖代之復^一。旧。

(大江匡衡「申^ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等^一状」『本朝文粹』卷六「一六〇」)

第二章で述べたとおり、この奏状は延喜・天曆時代への復古を求める論調で、菅原文時や大江朝綱など、延喜・天曆時代に活躍した紀伝道文人の詩文から一語一句を引用する特徴がある。この「聖代」の語の典拠を、これ以前の用例中に求めると、菅原文時が天慶四年の文選竟宴詩序で、当代を「聖代」と称しながら、かつ「用^ニ通才^一」であると述べた部分に拠っている可能性が高い。匡衡は文時の詩序と同様に、当代を「聖代」と称しつつ「文道之已興」と、一条朝が好文であることを称賛しているのである。

より論理的に、当代が「聖代」であるとした言説もある。

此度試、以^ニ既飽以^一徳為^レ題、以^ニ君子万年介^ニ爾景福^一為^レ韻。褒^ニ当今之徳^一、取^レ喻之詞也。
(中略) 爰唯是聖代所^レ生之樹也。当今是聖代也。萑蒲何不^レ生^レ厨乎。

（大江匡衡「申_三請重弁_二定齊名所_一」難_二學生同時棟詩_一状」『本朝文粹』卷七「一七八」）

長徳三（九九七）年、匡衡の養子である時棟が省試（文章生試）に落第する。これを不服とした匡衡が、落第と判定した紀齊名を批判したところ、互いに奏状を提出して論争する事態になった。ここに引用したのは、時棟の省試詩の「蕙莆自生_レ厨」句について、匡衡が弁護した箇所である。

齊名は、この詩は周の成王を褒めているのに、堯の時代に蕙莆という瑞樹が生えた故事を引用するのは不適切で、文脈が破綻していると批判した。一方で匡衡は、省試は「褒_二当今之徳_一」を課しているとして、「当今是聖代」であるから「聖代」の瑞樹に言及することは適切であると反駁している。これによれば、匡衡にとって「聖代」は単なる当代の美称ではなく、「聖代」を堯や周成王のような聖天子の治世とした上で、一条朝が堯に比肩するような「聖代」であると認識していたことになる。そして匡衡の「聖代」観が明確に表れるのが、長保二（一〇〇〇）年二月に藤原行成に宛てた、『貞観政要』の返却状である。

文章者天地之心、群徳之祖、百福之宗、万物之戸也。用_レ之為_二明王_一、好_レ之為_二聖代_一。唐太宗置_二十八学士_一、才高者為_二卿相_一、其次為_二刺史_一。延喜准的。

（大江匡衡「返_二納貞観政要十卷_一」『本朝文粹』卷七「一九二」）

ここでの「聖代」は、文人を卿相や国司に登用するような、好文・用賢の世を指す概念である。そうした「聖代」の例として「唐太宗」を挙げるほか、「延喜」も「准的」するという。「准的」は、白居易「与二元九一書」(『白氏文集』卷二十八「一四八六」)に「礼・吏部举_レ選人、多以_二僕私試賦判_一、伝為_二准的_一」とあるように手本の意である。ここでは動詞として用いて、醍醐朝が「唐太宗」を手本とし、文人を重用する「聖代」であつたと述べていることになる。つまり「延喜」や「唐太宗」のごとく、当代も好文・用賢の「聖代」であると誇れるようにと、藏人頭である行成に働きかけたのである。⁽²¹⁾

ただしこの書状だけを見ると、延喜を模範的先例として「聖代」と位置づけていると読み取る余地もある。また後段では、直近の除目で国司になれなかったことへの不服を述べており、一条朝が好文・用賢の「聖代」であるとは述べていない。

しかし、匡衡の言説を辿ると、最初に「聖代」に言及した正暦四年の奏状では、「聖代」は当代を指していた。一条朝が「復_レ旧」したのは、延喜・天曆を模範的先例とした朝拜の再開によるもので、対をなす「文道之已興」という評価も、直接的には重陽宴という文事に向けられていた。「聖代之復_レ旧」と「文道之已興」とはどちらも当代への評価であり、延喜・天曆への評価ではなかった。よって匡衡は、不服を述べてはいても、本来一条朝は好文・用賢の「聖代」であると認識していた。

また、長徳二(九九六)年頃に提出した二首の奏状では、⁽²²⁾すでに「聖代」や「延喜」に言及してい

る。

謹檢ニ故実一、式部少輔文章博士兼ニ弁官一、是聖代例也、又勤学儒者一身兼ニ三四官一、是明時事也。

(大江匡衡「申ニ右中弁一状」『朝野群載』卷九)

伏見ニ当時之政化一、莫レ不ニ延喜之旧風一。文道漸興、賞罰分明。天下幸甚、祝レ堯者多。

(大江匡衡「申ニ備中介一状」『本朝文粹』卷六「一六一」)

「申ニ右中弁一状」で言う「聖代」や「明時」は、匡衡のような「勤学儒者」を優遇する時代を指しており、好文・用賢であることを前提としながら、模範的先例として「聖代」の語を用いている。⁽²³⁾

「申ニ備中介一状」は、「延喜之旧風」に倣った結果、当代が「文道」や「賞罰」に優れるとする。延喜を「聖代」と称してはいないが、好文・用賢の模範と位置づけている。

右に引用した両例は、延喜を好文・用賢の「聖代」と位置づけているとまでは言えず、また「延喜聖代」などと称してもいない。しかし長保二年の書状において、「聖代」の要件が好文・用賢であり、「延喜准的」であるとするに至る考え方は、すでに長徳二年頃に表れていたことになる。

長徳四(九九八)年以降、匡衡の詩文に「延喜聖代」や「天曆聖代」の語が見えはじめ、村上朝において中納言に昇った祖父維時に言及する場合が多い。⁽²⁴⁾ 後藤昭雄が指摘する通り、「儒家文人がその才

学の力によって卿相の座に昇る⁽²⁵⁾」という延喜・天暦の先例に、自らを重ね合わせていたことは確かであろう。しかし、延喜・天暦が好文・用賢であったことを理想としたとしても、実際に匡衡自身が「卿相の座に昇る」ためには、一条朝が好文・用賢の「聖代」である必要がある。

匡衡は、まだ卿相を望むべくもない立場であった正暦四年の奏状でも、延喜・天暦の人事の先例を挙げ、自らの任官を求めていた。そして同時に、一条朝が延喜・天暦の文事を復興したことを「文道之已興」と評価していたのである。匡衡はたしかに延喜・天暦の人事を理想としたが、前提として一条朝が好文・用賢の「聖代」であるという確たる認識があった。この延長線上に、笹川勲のいう「長保・寛弘の御世を延喜・天暦の聖代と同一視する⁽²⁶⁾」例も位置づけられる。

一条天皇が好文・用賢であるという認識は、匡衡が紀伝道文人の中で最も一条天皇との関係が深かったことにも由来しよう。手ずから拾い作った松筆で一条天皇元服の賀表を執筆⁽²⁷⁾し、幾度となく密宴に侍しただけでなく、長徳四年以降は侍読として教育に当たった。そして「身近かになつて時代を共にした人による、棺を覆って直後の〈証言〉」である「為⁽²⁸⁾一条院⁽²⁹⁾四十九日御願文」(『本朝文粹』卷十四「四一七」)に、「瑩⁽³⁰⁾政理於文学⁽³¹⁾、通⁽³²⁾百家⁽³³⁾以重⁽³⁴⁾十家⁽³⁵⁾」と記すに至ったのである。

匡衡は延喜・天暦を「聖代」と位置づけたが、処世術や昇進術として称したわけではない。自らが栄達する以前から、一条朝が好文・用賢の「聖代」であると確信しており、それをもとに一条朝における卿相の座を期待したものと考えられる。

これは、「聖代」の用例を辿っても瞭然である。正暦四年の奏状では、当代を「聖代」と称することと、当代が文人を重用することとを同時に言及する方法を採り、延喜・天暦の文事に倣う一条朝を称賛した。長徳二年頃になると、抽象的な聖天子の治世としての「聖代」の用法を加えて、好文・用賢の治世を「聖代」と定義するようになり、また延喜がこれに当たると位置付けた。さらに、延喜・天暦を人事の模範的先例とする、宮中に定着していた「聖代」観を組み込み、好文・用賢としても、人事としても模範的な治世として、紀伝道文人が重用された延喜・天暦を「聖代」と称しはじめたのである。

六、一条朝の「聖代」——平安朝漢文学史上の「聖代」——

一条朝における、大江匡衡以外の「聖代」の用法も確認しておきたい。

堯年水溢多_レ愁_レ 沴_レ 湯日旱炎自棄_レ 農

聖代難_レ 逃_ニ 天定数_一 何為責_レ 己慕_ニ 時邕_一

(源為憲「感_下 減_ニ 四分_一」之詔_上 一首、減_レ 服_ニ 御常膳物_一 『本朝麗藻』卷下)

無為聖代今如_レ 此 雅頌□宜_レ 垂_ニ 令猷_一

(藤原行成「夏夜守_ニ 庚申_一」同賦_ニ 瑤琴治世音_一 『行成詩稿』)

聖代嘉猷尤足^レ称 賢才是貴頌声興

(大江以言「早夏陪宴同賦ニ所^レ貴是賢才一各分ニ一字一応^レ製」『本朝麗藻』卷下)

はじめの二例は、どちらも聖天子の治世の意で用いている。長徳元(九九五)年に、源為憲が一条天皇の詔に感じて詠んだ詩では、堯や湯王という古の聖天子の治世を「聖代」と称する。藤原行成の詩は長保五(一〇〇三)年のもので、一条天皇臨席の詩宴において、当代が「無為聖代」のごとくであると
する。

特に注目したいのは、寛弘四(一〇〇七)年の大江以言の用例である。この時「所^レ貴是賢才」を句題とし、臨席した一条天皇も自ら詠詩する内裏密宴があった。序者を務めた以言は詩の首聯で、当代が「聖代」の政道と称するに足り、「賢才是貴」と称える声が興ると称賛した⁽²⁹⁾。以言も用賢が「聖代」の要件であると定義し、なおかつ一条朝が該当するとしたのである。一条天皇が好文であることは周圀にも評価されており⁽³⁰⁾、特に一条天皇臨席の文場で当代を「聖代」と称した際には、一条天皇の存在そのものが説得力を与えたことは論を俟たない。

延喜・天曆を模範的先例とする「聖代」観が宮中に広まる中で、匡衡・以言は好文・用賢の治世を「聖代」と位置づけていた。ただし、一条朝における紀伝道文人の「聖代」観は、天皇が好文であることを称賛するとともに、その結果として用賢、すなわち紀伝道文人の登用を求める一面がある。醍醐天皇は

菅原道真を右大臣に、紀長谷雄を中納言に登用し、村上天皇は大江維時を中納言に登用した点で、延喜・天曆を人事の模範的先例とする、宮中一般に広まっていた「聖代」観と合致した⁽³¹⁾。

ところで、そもそも好文や用賢は普遍的な美德であるし、延喜・天曆以外にも紀伝道文人が公卿に昇った例は存在する。それではなぜ一条朝の紀伝道文人だけが、当代が好文・用賢の「聖代」であると称揚したのであろうか。

滝川幸司は一条朝の文壇に関して、地下文人も広く参加する君臣秩序維持のための公宴から、作詩行為のために重点が置かれる天皇の私的詩会としての密宴へと移行し、天皇以下、殿上人を中心とした文学集団としての性格を強めたと指摘する⁽³²⁾。この場合、密宴に参加する紀伝道文人と一条天皇との関係性は、より密接になりうる。大江以言が「所レ貴是賢才」を句題とする密宴で、当代を「聖代」と謳ったのは象徴的でもある。

それにくわえ、好文・用賢の世や、聖天子の治世としての用法の最大の特徴は、その淵源が菅原文時にあることなのではないか。確認したとおり、文時は天慶四年の文選竟宴詩序で「聖代」と好文・用賢とを結びつけ、貞元二年の源雅信のための辞表で「聖代」を聖天子の治世として抽象化していた。

これを踏まえると、聖天子の治世として「聖代」の語を用いた源為憲と、好文・用賢の治世として「聖代」の語を用いた匡衡・以言が、みな勸学会の結衆であることは注目される⁽³³⁾。吉原浩人は「文道」の語について、文時が先駆となって提唱したのちに、文時の高弟であり勸学会の中核であった慶滋保胤

が菅原道真を「文道の祖」と位置づけるなど、文時の影響を強く受けていた勸学会の結衆の間に広まったとする⁽³⁴⁾。「聖代」の語に関しても同様に広まったものである。

これに関して、「聖廟」の語についても言及したい。長保元（九九九）年に道真を祀る吉祥院で詩会があった際に、勸学会結衆の大江以言は詩序の中で吉祥院を「聖廟」と称した。また寛弘四（一〇〇四）年に北野社で作文会が開かれた際⁽³⁵⁾も、やはり結衆の高階積善は詩序で北野社を「聖廟」と称している。さらに両首を収める『本朝文粹』巻十では、この両首のために「聖廟」の部立を設けている。道真を祀る寺社を「聖廟」と称することは、平安時代中期以降に定着するようになった。

吉原浩人は、「聖廟」の語の初出が以言の詩序であることを指摘したうえで、「一条朝の知識人が、作文の際に語調を整える必要から生み出した名称」と位置づけ、また「道真廟前の詩宴によって広められた」とする⁽³⁶⁾。しかし、勸学会結衆の間で、好文・用賢の治世を「聖代」と称するようになっていたために、文道の祖である道真を祀る廟も「聖廟」と称したのではないか。さらに「聖廟」の語が、文時の「聖代」の用法に合致したからこそ、以言が「聖廟」と称しはじめるとすぐに積善が踏襲し、ついには周囲にも広まり、定着したものではないか。

一条朝が、同時代に好文・用賢の「聖代」と称揚された理由は二つある。一つは、文時の影響をうけた紀伝道文人が「文道」を担うようになる、文時の用語をもとに「聖代」を好文・用賢の治世として定義したことである。そして紀伝道文人が一条天皇と交流する中で、当代こそが文時が遺した「聖代」

の語に相応しいと考え、一条朝を「聖代」と称したのである。

菅原文時の影響力はすでに論じられているが、⁽³⁷⁾一条朝の「聖代」は、一条天皇の好文の君としての素質と、文時の文学や思想を承継した一条朝の紀伝道文人の、どちらが欠けても成立しなかったであろう。一条朝は、大江匡房が『続本朝往生伝』一条天皇伝や、「詩境記」(『朝野群載』卷三)に記したように、好文の御代として後代に顕彰されることとなる。しかし当代が好文・用賢であるという「聖代」観は、一条朝の後には途絶えてしまう。一条天皇が崩御した翌年、匡衡の死去にあたり、藤原実資は「文道滅亡」と記した。⁽³⁸⁾思うに「聖代」もそうであったのかもしれない。

注

(1) 坂本太郎「延喜天暦の治に就いて」(『史學雜誌』四十九・六、一九三八)。

(2) 所功「平安後期における延喜時代観」(『古代學』十四・二、一九六八)、百三十二頁。

(3) 林陸朗「所謂「延喜天暦聖代説」の成立」(古代学協会編『延喜天暦時代の研究』吉川弘文館、一九六九)、『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九)、五百三十三・五百三十四頁。これらの先行研究は定説化し、高田淳「延喜・天暦時代」の実像を探る」(吉村武彦・吉岡眞之編『新視点日本』の歴史 第三巻古代編Ⅱ』新人物往来社、一九九三)、田島公「延喜・天暦の「聖代」観」(『岩波講座日本通史 第五巻(古代四)』岩波書店、一九九五)、佐々木恵介『天皇と摂政・関白』(講談社へ天

皇の歴史03巻)、二〇一一)、福島正樹「延喜・天曆「聖代」観と「延喜・天曆の治」(『日本史の研究』二四一、二〇一三)も、「延喜・天曆聖代」観の成立過程において同様の見解を示す。また中古文学研究に援用するものとして、塚原明弘「失われた空間の物語―『河海抄』の延喜・天曆準拠説―」(山中裕編『歴史のなかの源氏物語』思文閣出版、二〇一一)などがある。

(4) 後藤昭雄「大江匡衡―卿相を夢みた人―」(『国文学解釈と鑑賞』五十五・十、一九九〇↓『平安朝文人志』吉川弘文館、一九九三)、二百三十三頁。

(5) 笹川勲「長保・寛弘聖代観の形成―藤原行成と大江匡衡の詩文から―」(『むらさき』五十三、二〇一六)、四十頁。

(6) 古く『東觀漢記』袁安伝に「錮ニ人於聖代一、尹不レ忍レ為也」とあり当代の美称の意であるが、「聖世」の避諱とも指摘される。吳樹平『東觀漢記校注』(中華書局、二〇〇八)。

(7) 近時を「聖代」と称する例は、韋元甫「謝レ加ニ銀青光祿大夫一表」(『文苑英華』卷五百八十八)にも、「臣肄ニ業儒門一、出ニ身聖代一」として、玄宗から代宗にかけての経歴を述べる例がある。ただし盛唐以前には確例が見当たらず、八世紀後半にかけて生じたものではないかと思われる。

(8) 「左史述レ言、右官書レ事、乘・志蹟ニ於晉・鄭一、春秋著ニ乎魯史一。自ニ聖代一有下造ニ中興記一者上、道風帝典、煥ニ乎史策一」(『晉書』卷八十二、徐広伝)は、「聖代」から『春秋』等の中興記が造られたとし、「聖代」を古の聖天子の意として用いる。なお『宋書』徐広伝も同箇所を引くが、

「聖代」を「聖世」と記すなどの異同がある。『晉書』が唐・太宗年間に編纂されたことや、注(6)のような例を念頭に置くと、やはり「聖世」の避諱である可能性がある。

(9) 村上哲見「霓裳羽衣曲考」(『日本中國學會報』十四、一九六二)↓『宋詞研究―唐五代北宋篇―』創文社、一九七六)。

(10) 「聖世」はこのほかに、当代の美称として用いられる場合と、古の聖天子の治世を指す場合とがある。前者の例としては「志欲_下自効_ニ於明時_一、立_中功於聖世_上」(魏・曹植「求_ニ自試_一表」)、『文選』卷三十七)、後者の例としては「成湯聖世、野無_ニ生草_一、周宣令主、早魃為_レ虐」(『三国志』「魏書」卷十二、毛玠伝)など。「聖代」が「聖世」の避諱であることについて、紺野達也氏の教示を得た。

(11) 後述する菅原道真「九日侍_レ宴同賦_レ喜_レ晴応_レ製」序の、「聖代之明時」についての『菅家文草注釈』語釈参照。

(12) 『古事記』仁徳記に「故、其の御世を称えて、聖帝の世と謂ふぞ」とあるように、和文脈には類例がある。

(13) 後藤昭雄「承和への憧憬―文化史上の仁明朝の位置―」(『今井源衛教授退官記念文学論叢』九州大学文学部国語学国文学研究室、一九八二)↓『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一一)。承和起源説は、太元帥法の宮廷行事化にも及んでいたとする。

(14) 唐代には、「聖代修ニ文徳」^一、明庭挙ニ旧章^一（「晉昭徳成功舞歌・昭徳舞歌二首（一）」）『樂府詩集』卷五十二、「須^レ知聖代挙ニ賢良^一、不^レ使^ニ遺才滯^ニ一方^一」（盛唐・李頎「送^ニ從弟游^ニ江淮^一兼謁^ニ鄱陽劉太守^一」）『全唐詩』卷百三十三）のように、当代を「聖代」と称しながら「修ニ文徳^一」や「挙ニ賢良^一」などとする言説も散見されるが、いずれも少数に留まる。

(15) 坂本太郎、前掲（1）。

(16) 時代や性格が異なるが、『古事記』序も神武天皇を「覚^レ夢而敬^ニ神祇^一、所以称^ニ賢后^一、望^レ烟而撫^ニ黎元^一、於^レ今伝^ニ聖帝^一」と述べる。

(17) 忠平が先帝の治世を模範視する「聖代」の語を念頭に「ひじりのみよ」の語を用いた可能性も想定されうる。

(18) 所功、前掲（2）、百三十二頁。

(19) 林陸朗、前掲（3）。

(20) 所功、前掲（2）、百三十二頁。

(21) 同年、藤原行成も「主上寛仁之君、天曆以後好文賢皇也。（中略）所^ニ庶幾^一者、漢文帝・唐太宗之旧跡也」（『権記』長保二（一〇〇〇）年六月二十日条）と、一条天皇が好文であり、唐太宗を目指していると評している。匡衡が唐太宗に倣うように求めたのは、一条天皇の近況を意識したものであつたと思われる。

(22) 「申ニ備中介一状」は長徳二年。「申ニ右中弁一状」は年記を欠くが長徳元年か二年と推定される。後藤昭雄『大江匡衡』（吉川弘文館〈人物叢書〉、二〇〇六）参照。

(23) 「式部少輔文章博士兼ニ弁官一」としては、寛平六年の紀長谷雄の例があるが、醍醐朝・村上朝には確認できない。

(24) 例外を挙げると、長保四年十月の「為ニ東三条院一修ニ法華八講一願文」（『本朝世紀』）に、「慣ニ延喜聖代・天曆聖代一、恋ニ母后一、以ニ紺紙黄金一手ニ写一乗勝躑一、課ニ渺身一、奉レ書ニ金泥妙法蓮花経一」とある。この「聖代」は美称の類で、特段の意味は持たない。

(25) 後藤昭雄、前掲（4）、二百三十三頁。

(26) 笹川勲、前掲（五）、三十八頁。大江匡衡「長保寛弘之間、天下幸甚。老儒不レ堪ニ傾感一、聊述レ所レ懐」（『江吏部集』巻中）の自注では、一条朝が「延喜・天曆」を擬するのだから、長保・寛弘の元号を勘申した匡衡と子の挙周は、延喜を勘申した紀長谷雄父子や、天曆を勘申した大江維時父子のように重用されるべきであると説く。

(27) 『真俗交談記』賀表松筆事。

(28) 後藤昭雄「一条院四十九日願文をめぐって」（『和漢比較文学』六十、二〇一八）。作者大江匡衡・願主藤原道長と一条天皇との関係性を反映して、天皇の願文としては異例にも伝記的な性格を持つと指摘する。

(29) 「嘉猷」は、南斉・王融「永明九年策秀才文五首(一)」(『文選』卷三十六)に見え、李善注に「嘉善、猷道也」とある。「頌声」について『本朝麗藻』諸本は「碩声」に作るが、用例未詳。魏晉南北朝期に「興ニ頌声」・「頌声興」という表現が見られることから、『日本詩紀』に従い「頌声」とした。

(30) 本間洋一「院政期の漢詩世界序説(一)——『本朝無題詩』の時代へ——」(『同志社女子大学学術研究年報』五十四、二〇〇三)、笹川勲、前掲(五)。

(31) 一条朝が延喜・天曆の故実を模範視する中で、正暦三(九九三)年の重陽宴再開のように、好文に関する故実に倣うこともあった。こうした事例は、別稿でも改めて論じたい。

(32) 滝川幸司「一条朝の文壇」(『天皇と文壇』和泉書院、二〇〇七)。

(33) 藤原行成も「聖代」を聖天子の治世として用いるが、紀伝道文人との交流によるものと考えられる。行成による大江匡衡の詩文の摂取については、出口誠「平安朝漢詩文における太公望像」『日本語と日本文学』六十五、二〇二〇)にも指摘した。

(34) 吉原浩人「文道の大祖」考——学問神としての天神の淵源——(河野貴美子・Wiebke - DENECKE 編『日本における「文」と「ブンガク」(bungaku)』勉誠出版(アジア遊学)、二〇一三)。「勸学会に集った大学寮出身の文人貴族には、使用例の少ない語彙を共有する傾向がある」とも指摘する。

(35) 後藤昭雄「北野作文考」(『語文』五十六輯、一九九一)↓『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文

館、一九九三）。

(36) 吉原浩人「寺社縁起としての北野天神縁起」(竹居明男編『北野天神縁起を読む』吉川弘文館〈歴史と古典〉、二〇〇八)、百十三頁。

(37) 佐藤道生は、菅原文時が撰関期に流行した句題詩の詠法を確立したとして、文時の影響力を指摘する。佐藤道生「句題詩詠法の確立―日本漢学史上の菅原文時―」(『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三)。文時が大江山衡に与えた影響の一端は、第二章・第八章にも指摘する。

(38) 『小右記』長和元年七月十七日条。

第五章

追贈の詔の方法

——菅原道真への三次の追贈をめぐって——

はじめに

菅原道真が左遷先の大宰府で没して二十年後となる延喜二十三（九二三）年に、左遷を実施した醍醐天皇自らにより、右大臣本復・正二位追贈および左遷の宣命の焼却命令がなされた。それから七十年後となる正暦四（九九三）年には、六月に左大臣正一位、閏十月に太政大臣と、半年ほどのうちに相次いで追贈が行われた。

三次にわたる菅原道真への追贈に際しては、それぞれ詔が発せされ、『政事要略』巻二十二などに収載されている。詔は、追贈の全部を物語るわけではないとしても、公式に追贈の趣旨や理由を説明するものである。これらの詔をもとに、追贈の実態を検討したい。

なお、正暦四年の両追贈に際しては、道真の託宣が関係したという説もある。これについては、次章で取り上げることにする。

一、右大臣本復・正二位追贈の詔

【本文】

追而賞_レ之、往聖遺訓、過而宥_レ之、先王格言。故大宰權帥從二位菅原朝臣、在_二朕童蒙_一、當_二其侍讀_一。自_二從宸宮之日_一、至_二于宸位之朝_一、久為_二近臣_一、非_レ無_二勤苦_一。而身從_二謫官_一、命殞_二遐鎮_一。雖_レ積_二多歲_一、何有_二相忘_一。故贈_二本職_一、兼增_二一階_一。爰示_二旧意_一、以慰_二幽靈_一。宜_下棄_二去昌泰四年正月廿五日宣命_一、燒_中却_上之。

【文章構造】（『作文大体』の分類による）

平隔句 追而賞_レ之、往聖遺訓、

過而宥_レ之、先王格言。

漫句 故大宰權帥從_二位菅原朝臣、

緊句 在_二朕童蒙_一、當_二其侍讀_一。

長句 自_二從宸宮之日_一、至_二于宸位之朝_一、

緊句 久為_二近臣_一、非_レ無_二勤苦_一。

傍字 而

緊句 身從_二謫官_一、命殞_二遐鎮_一。

緊 句 雖^レ積^ニ多歲^一、何有^ニ相忘^一。

緊 句 故贈^ニ本職^一、兼増^ニ一階^一。

緊 句 爰示^ニ旧意^一、以慰^ニ幽靈^一。

漫 句 宜^下棄^ニ去昌泰四年正月廿五日宣命^一、燒^中却^上之。

【訓読】

追ひて之を賞するは、往聖の遺訓、過ちて之を宥すは、先王の格言なり。故大宰権帥従二位菅原朝臣、朕の童蒙に在りて、其の侍読を営む。宸宮の日より、宸位の朝に至るまで、久しく近臣為りて、勤苦無きに非ず。而して身は謫官に従ひ、命は遐鎮に殞す。多歳を積むと雖も、何ぞ相忘ること有らんや。故に本職を贈り、兼ねて一階を増す。爰に旧意を示し、以て幽霊を慰めん。宜しく昌泰四年正月廿五日の宣命を棄去し、之を焼却すべし。

【現代語訳】

後から賞するのは、かつての聖人の遺訓で、誤っても許すのは、いにしえの聖王の格言です。故大宰権帥従二位菅原朝臣は、朕の幼年にあつて、その侍読を営みました。皇太子であつた日より、皇位に就いた朝廷に至るまで、久しく近臣であり、苦しみ励まないことはありませんでした。しかし身は左遷の官職に甘んじ、命は遠い鎮になくしました。多年が経つとはいえ、どうして忘れることがありませんよう

か。ゆえにもとの職を贈り、兼ねて一階を増します。ここに昔からの思いを示し、以て幽魂を慰めましょう。宜しく昌泰四年正月廿五日の宣命を棄去し、これを焼却するように。

『延喜式』によれば、詔は「詔」から書き出し「主者施行」で結ぶことになっている。実際に正暦四年の両首の追贈の詔や、貞観十五（八七三）年の菅原道真「前年所_レ減_二五位以上封禄_一復_レ旧詔」（『菅家文草』巻「五六八」）もこれに準じている。また『三代実録』が引く詔を見ると、いずれも「詔曰」として引用し、冒頭の「詔」字を欠く一方で、末尾は「主者施行」となっている。この「主者施行」は「担当者は施行しなさい」の意で、その前に詔を天下にくまなく布告する旨を記すことも多い。

しかし、現在伝わる右大臣本復・正二位追贈の詔は、その「詔」や「主者施行」を欠いている。ただし『政事要略』は、本文の前に「廿三年四月廿日、詔曰」とあるため、書き出しの「詔」の一字を省略したものと思われる。それにしても「主者施行」に至る部分が無いことになるが、その部分は定型表現にすぎず、詔の肝心の部分は欠いていないものと考えておきたい。

後藤昭雄は詔について、「天皇の意思を伝える文章である。『令義解』巻七には臨時の大事には詔とし、尋常の小事には勅とすると解いている。最も重大事に発するといっているのである」と説明する。このように、詔の冒頭では「臨時の大事」の意義を掲げることが多い。ここでも、道真に追贈を行う意義を、「往聖遺訓」や「先王格言」を引き合いに出して述べている。とくに「過而宥_レ之」は、「先王格言」

と言うように具体的な典拠が想定される。猪熊恩頼堂文庫蔵『北野天神御託宣記文』が「アヤヤテ過ナタム、而レ宥レ之ヲ」と訓じているのを鑑みると、「誤つてしまったことをゆるす」の意であると考えられる。これを踏まえれば、おそらくは『尚書』虞書・大禹謨の「宥レ過無レ大、刑レ故無レ小」を典拠とするのではないか。その場合、「過」とは「故」の対であるように、故意ではない過失を意味することになる。

しかし、道真を左遷した際の、昌泰四（九〇一）年一月二十五日の宣命には、道真が寒門から大臣に至ったにもかかわらず、「不レ知ニ止足之分一、有ニ専権之心一」であり、「以ニ佞諂之情一、欺ニ惑前上皇之御意平一」して、「欲レ行ニ廢立一」したとしている。つまり、道真が故意に醍醐天皇の廢立を企てたと認定しているのであるから、道真の罪は「過」どころか「故」であったことになる。⁽³⁾ 一方で、追贈の詔の後半では、「宜下棄ニ去昌泰四年正月廿五日宣命一、焼中却之上」と命じており、この左遷の宣命を撤回し、焼却させている。これを踏まえれば、道真の「専権之心」を認定したことにしても撤回し、実は「過」であったと改めたものと考えられる。

続いて追贈にあたる道真の功績に言及するが、醍醐天皇の幼年時代から侍読を務めたことや、久しく近臣として仕えたことを挙げている。道真はそれにもかかわらず、身は左遷の官職に甘んじ、命は遠い鎮になくしたのであるから、左遷前の職に戻し、一階を進めることで、昔からの思いを示して道真の幽魂を慰めるのであるという。よって、道真の罪を撤回し追贈することにより、醍醐天皇と道真との間の関係を、左遷以前のように修復することを意図していることになる。

それでは、関係を修復しようとした理由はなにか。菅原道真は昌泰四年に大宰権帥に左遷されたが、延喜三（九〇三）年に大宰府で没した後、しばしば道真の崇りが起きたとされる。森公章の整理を引用する。

道真の死後数年は何事もなく経過したが、延喜九年四月四日に時平が三十九歳で薨去した際には、道真の怨霊が云々されている（『扶桑略記』）。（中略）ただし『扶桑略記』の記事の出典は「已上は伝なり」とあり、浄蔵伝によるもので、ここには時平悪人説や醍醐天皇墮地獄説話など、道真の左降を彼らに帰そうとする作為も見られ、必ずしも確説とはなしがたいところもある。（中略）しかしながら道真の怨霊跋扈を思わせる出来事はさらに醍醐天皇周辺にも迫る。延喜二十三年三月二十一日に藤原穩子所生の皇太子保明親王が二十一歳で薨じたときには、「世を挙げて云く、菅帥靈魂宿忿の為す所なり」と評されている（『日本紀略』⁴）。

その後、延喜二十三年四月二十日に、左遷を命じた醍醐天皇本人により、本復と追贈がなされたことになる。これは竹居明男が述べるように、前月の保明親王の薨去との関係が想定される。

保明親王の場合、その母親が時平の妹穩子であり、時平・忠平兄弟のそれぞれの娘が親王の妻になつていたので、藤原氏一族の動揺は大きかった。事実、朝廷は、この出来事の直後に道真左遷の宣命を焼却するとともに、本官右大臣を復して正二位を贈り（中略）このち皇太子には親王の同母弟寛明親王が立ったが、この親王は道真の「崇り」を恐れて、三歳まで全く戸外に出ることなく育てられたと伝えられている（『大鏡』⁽⁵⁾）。

また、角田文衛は、「道真の死後二十三年（注、正しくは死後二十年）を経てから怨霊のことがもち出され、それが関係者——醍醐天皇や時平の遺族——に猛威を振うにいたった点に疑惑がもたれる」と、道真の崇りが持ち出されること自体の不審を指摘し、実は藤原忠平が黒幕となり、道真の崇りが原因であるとの噂を広げた可能性を論じている。角田文衛の論点は独自であるが、醍醐天皇が保明親王の薨去の原因を道真の崇りであると考えていたとする点については、結果的にいずれの先行研究においても一致している。

残念ながら、詔には藤原忠平についての言及がないため、角田文衛の言うように藤原忠平が黒幕であるかどうかを決することはできない。しかし、詔において道真との関係を修復しようとしていることを踏まえれば、醍醐天皇は保明親王薨去の原因が道真の崇りであると判断し、その崇りを鎮めるた

めに追贈したと考えて矛盾しない。さらには、昌泰の左遷を完全に撤回して、崇りの原因を解消しようとする姿勢を読み取ることもできるのである。

二、左大臣正一位追贈の詔

【本文】

贈_レ左大臣正一位_一詔

詔。哀賢之義、無_レ渝_ニ乎始終_一、尚德之規、已貫_ニ于存没_一。故右大臣贈正二位菅原朝臣、才高_ニ冊府_一、効著_ニ廟堂_一。挹_ニ九流_一、以涉_ニ儒津_一、登_ニ三旌_一、以助_ニ帝道_一。於戲象岳之蹤、隔_ニ清塵_一而雖_レ迴、牛山之涙、想_ニ往年_一而猶新。朕嗣_ニ膺宝曆_一、祇_ニ奉璿_一。欲_下施_ニ録旧之仁_一、以厚_中追遠之典_上。可_レ贈_ニ正一位左大臣_一。庶分_ニ恩渙於北闕之宸波_一、將_レ照_ニ寵光於遐鎮之幽墓_一。布_ニ告遐邇_一、俾_レ知_ニ此意_一。主者施行。

正曆四年五月廿日

【文章構造】（『作文大体』の分類による）

贈_ニ左大臣正一位_一詔

傍字詔。

雜隔句 哀賢之義、無_レ渝_二乎始終_一、

尚德之規、已貫_二于存没_一。

漫句 故右大臣贈正_二位菅原朝臣、

緊句 才高_二冊府_一、効著_二廟堂_一。

疎隔句 挹_二九流_一、以涉_二儒津_一、

登_二三旌_一、以助_二帝道_一。

傍字 於戲

輕隔句 象岳之蹤、隔_二清塵_一而雖_レ迴、

牛山之淚、想_二往年_一而猶新。

傍字 朕

緊句 嗣_二膺寶曆_一、祇_二奉璿_一。

長句 欲_下施_二錄旧之仁_一、以厚_中追遠之典_上。

漫句 可_レ贈_二正一位左大臣_一。

長句 庶分_二恩渙於北闕之宸波_一、將_レ照_二寵光於遐鎮之幽墓_一。

漫句 布_二告遐邇_一、俾_レ知_二此意_一。

漫句 主者施行。

正暦四年五月廿日

【訓読】

左大臣正一位を贈る詔

詔す。哀賢の義、始終に渝はること無く、尚徳の規、已に存没に貫く。故右大臣贈正二位菅原朝臣、才は冊府に高く、効は廟堂に著し。九流を挹みて、以て儒津を涉り、三旌に登りて、以て帝道を助く。於戲象岳の蹤、清塵に隔たりて迴しと雖も、牛山の涙、往年を想ひて猶ほ新たなり。朕宝曆を嗣膺し、璿函を祇奉す。録旧の仁を施し、以て追遠の典を厚くせんと欲す。正一位左大臣を贈るべし。庶はくは恩渙を北闕の宸波より分かち、將に寵光もて遐鎮の幽墓を照らさんとせんと。遐邇に布告し、此の意を知らしめん。主者施行せよ。

正暦四年五月廿日

【現代語訳】

左大臣正一位を贈る詔

詔します。賢才を褒める意義は、いつまでも変わることがなく、徳を尊ぶ規範は、生者と死者とに既に一貫しています。故右大臣贈正二位菅原朝臣は、翰苑に才能が高く、朝廷に功績が顕著です。あらゆる学問を汲んで、儒学に通じ、大臣に登って、天皇の政道を助けました。ああ大臣の足跡は、天皇の足ど

りから隔たって遠いとはいえ、都を思い浮かべての涙は、往年を思つて今なお新しいものです。朕は皇位を継ぎ、先帝の鴻業を継ぎます。過去の功労を記録する仁徳を施し、もつて故人を追賞する賞典を厚くしたいと思ひます。正一位左大臣を贈るに足りません。こいねがうには天恩を朝廷の天皇の仁徳から分けて、恩寵で大宰府のひと気のない墓を照らすようにしたいです。あらゆる所に布告し、この意を知らしめます。担当者は施行しなさい。

正暦四年五月廿日

『小右記』によれば、左大臣正一位追贈は正暦四年六月二十六日に行われた。竹居明男は、この六月二十六日という日付に意味を見出している。すなわち延長八年六月二十六日に清涼殿で落雷があり、道真の崇りとみなされたことが、後世の人々に記憶されていたとする。

少なくとも十一世紀初め頃より十三世紀半ば頃にいたるまで、六月二十六日の雷、あるいは数は少ないながら宮中落雷などの折にふれて、「延長例」が識者の間では想起されたいことが知られる。そして、多くの場合、それに天神道真の崇りの記憶も程度の差こそあれ付随していたかと想像され、より一層「不吉」の感を強めると共に、ある面ではしばしば貴族たちの行動をも規制していたことがあったのではなからうか。

さらに左大臣正一位追贈についても、

この度は「依_レ託宣_一所_レ被_レ行云々」（『小右記』）とはされているが、その背景には、この年六月「今月、人民悉咳疫。五六月間、有_二咳逆疫_一」（『日本紀略』）という状況があり、これが一つには道真の怨霊の祟りとされたことによるものである^①。

と位置づけている。まずはこれを踏まえて、詔において道真をどのように評価し、追贈すると述べているかを検討したい^②。

詔の冒頭では、「哀賢之義」や「尚徳之規」の普遍性を説いて、この追贈の意義を説明している。「哀」は、聚めるの意ともされるが、『竜龕手鑑』が褒の俗字とすることに従えば、道真を褒賢し尚徳するところが追贈の意義であると述べていることになる。後段ではより具体的に、道真の功績として、「挹_二九流_一、以涉_二儒津_一、登_二三旌_一、以助_二帝道_一」という点を挙げている。

「九流」は、「劉向司_レ籍、九流以別」（『漢書』卷百下、叙伝下）とあり、師古注に「応劭曰、儒・道・陰陽・法・名・墨・縦横・雜・農。凡九家」とあるように、あらゆる学問をいう。「儒津」は用例の少ない語であるが、「置_レ醴以挹_二儒津_一、賜_レ田以登_二文囿_一」（初唐・高宗「冊_二曹王明虢州刺史_一文」

『唐大詔令集』卷三十七)のように見える、儒学を津になぞらえた措辞であることがわかる。また「三旌」は三公の意で、『拾芥抄』巻中、官位唐名部に「大臣 三旌」とあるように、大臣の唐名として用いられた。よって、儒者すなわち紀伝道文人としての功績と、右大臣としての功績の両面を、顕彰していることになる。

つづいて、「象岳之蹤、隔_レ清塵_一而雖_レ迴、牛山之涙、想_二往年_一而猶新」と、道真の現状を述べる。「象岳」は「臣聞三公上則_二台階_一、下象_二山岳_一」(『後漢書』卷三十九、劉愷伝)とあり、李賢注に「春秋漢含孳曰、三公象_二五岳_一」とあるように三公の意で、日本では大臣の称として用いられた。「清塵」は『漢書』司馬相如伝に見え、天子が通った跡の塵の意を指す。よって、軽隔句の前半は、道真が天皇の足どりから隔たって遠いと述べていることになる。それに加え、後半の「牛山之涙」は、『晏子春秋』や『韓詩外伝』などにみえる、斉の景公が牛山から都を見て涙した故事を指す。つまり道真は、京から遠く離れた大宰府で没してから、今なお京を思い浮かべながら涙していると考えられていた。そして、「庶分_二恩渙於北闕之宸波_一、將_レ照_二寵光於遐鎮之幽墓_一」とあるように、追贈によって大宰府の墓所にまで天恩を及ぼすと位置づけているのである。

これだけならば、道真が京に未練を残していると読むこともでき、「道真の怨霊の祟り」を意識していたと考えることもできる。ただし、詔全体を貫く典拠を想定することにより、別の側面が浮かびあがる。左大臣正一位追贈の詔は、唐高宗「贈_二孔子_一為_二太師_一詔」(『東家雜記』巻上、『全唐文』巻十二)

を利用していると考えられる。「贈ニ孔子一為ニ太師一詔」は、高宗が乾封元（六六六）年に、孔子を太師に追封した際の詔である。本文とは前後するが、三箇所を挙げて具体的に比較しよう。

①象岳之蹤、隔ニ清塵一而雖レ廻、牛山之涙、想ニ往年一而猶新

「年代雖レ遠、式範令凶、景命惟新、儀形茂実」（「贈ニ孔子一為ニ太師一詔」）

②將レ照ニ寵光於遐鎮之幽墓一

「駐ニ此荒墟一、願為ニ師友一、瞻ニ望幽墓一、思ニ承格言一」（「贈ニ孔子一為ニ太師一詔」）

③朕嗣ニ膺宝曆一、祗ニ奉璿凶一

「朕嗣ニ膺宝曆一、祗ニ奉睿凶一」（「贈ニ孔子一為ニ太師一詔」）

①は、「贈ニ孔子一為ニ太師一詔」が太宗と孔子との時間的間隔を「遠」としていたのを、道真と一条天皇との距離に置き換え、追封の新しさを道真の涙に置き換えている。すなわち、天子と被追贈者との

立場を入れ替える形で、表現を利用していえる。なお「迴」は「遠」と同義で、「迴遠」なども用いられる。対義の「近」などではなく「新」と対にする点は、類例がないわけではないが特徴的と言える。また②の「幽墓」は、和漢に用例が少ない語である。ひと気のない墓の意であろうが、天子がその墓に眠る人物を意識して顕彰するという点で、用法も共通している。

そして③は、先帝の皇位や鴻業を継ぐと述べて、先帝に次ぐ追贈という特殊な事情を説明する箇所である。高宗にとっては、父である太宗が貞観十一（六三七）年に孔子を宣父としたことを継承して、さらに新たに太師を贈ると宣言したことになる。それを踏まえると、一条天皇にとっては、醍醐天皇が延喜二十三年に追贈したことを継承すると述べていることになる。これを文字通りに受け取れば、今回の追贈も道真の怨霊を鎮めるために行われたとも考えられる。しかし、実際にはそうでない。

太宗や高宗が孔子に追贈したのは、文事の一環として孔子を顕彰するものであった。これまで確認してきたように、左大臣正一位追贈の詔は、道真の大臣や紀伝道文人としての功績を顕彰することも述べている。「贈_ニ孔子_一為_ニ太師_一詔」を典拠として利用したのは、先帝に次ぐ追贈という状況を説明するのに便利である以上に、道真を賢才として、孔子に重ね合わせるためでもあったのではないか。道真を怨霊ではなく、孔子に比肩する賢才として祭り上げ、再定義しようとする姿勢を見出すことができる。

三、太政大臣追贈の詔

【本文】

贈_ニ故菅左大臣太政大臣_一詔

詔。寵章表_レ徳、錦篇載而長伝、縉礼旌_レ賢、素簡編而不_レ朽。故贈正一位左大臣菅原朝臣、鍾石銘_レ勳、旂常紀_レ績。和_ニ塩梅乎台鉉_一、韜_ニ風雲乎才岑_一。朕前加_ニ追榮_一、令_レ照_ニ徽烈於百代之後_一、今申_ニ駿命_一、逾崇_ニ靈魂於九原之中_一。吁嗟馬鬣年深、蒼煙之松雖_レ老、竜光露暖、紫泥之草再新。贈以_ニ太政大臣_一、盖増_ニ褒賁_一之故也。宜_下極_ニ人臣之職_一、式照_中泉壤之蹤_上。布_ニ告天下_一、俾_レ知_ニ此意_一。主者施行。

正曆四年閏十月二十日

【文章構造】（『作文大体』の分類による）

贈_ニ故菅左大臣太政大臣_一詔

傍字 詔。

輕隔句 寵章表_レ徳、錦篇載而長伝、

縉礼旌_レ賢、素簡編而不_レ朽。

漫句 故贈正一位左大臣菅原朝臣、

緊句 鍾石銘_レ勳、旂常紀_レ績。

長句 和_二塩梅乎台鉉_一、韜_二風雲乎才岑_一。

傍字 朕

雜隔句 前加_二追榮_一、令_レ照_二徽烈於百代之後_一、
今申_二駿命_一、逾崇_二靈魂於九原之中_一。

傍字 吁嗟

輕隔句 馬鬣年深、蒼煙之松雖_レ老、

竜光露暖、紫泥之草再新。

漫句 贈以_二太政大臣_一、盖增_二褒賁_一之故也。

長句 宜_下極_二人臣之職_一、式照_中泉壤之蹤_上。

漫句 布_二告天下_一、俾_レ知_二此意_一。

漫句 主者施行。

正曆四年閏十月二十日

【訓読】

故菅左大臣に太政大臣を贈る詔

詔す。寵章は徳を表す、錦篇載せて長く伝はり、縉礼は賢を旌す、素簡編みて朽ちず。故贈正一位左大臣菅原朝臣、鍾石勳を銘み、旂常績を紀す。塩梅を台鉉に和し、風雲を才岑に韜む。朕前に追榮を加へて、徽烈を百代の後に照らしめ、今駿命を申して、逾よ靈魂を九原の中に崇ぶ。吁嗟馬鬣は年深く、蒼煙の松老いたりと雖も、竜光は露暖かくして、紫泥の草再び新たなり。贈るに太政大臣を以てするは、蓋し褒賁を増すの故なり。宜しく人臣の職を極め、式て泉壤の蹤を照らすべし。天下に布告し、此の意を知らしめん。主者施行せよ。

正暦四年閏十月二十日

【現代語訳】

故菅左大臣に太政大臣を贈る詔

詔します。官爵が徳を表彰することは、美しい文章が載せて長らく伝わり、丁寧な礼儀が賢才を表彰することは、書籍が編んで朽ちることがありません。故贈正一位左大臣菅原朝臣は、鐘磬は功績をきざみ、旗は功績を記しています。大臣として輔弼し、賢才を才気につつましました。朕は前に死後に栄典を加え、功績を百代の後まで照らしましたが、いま大命を述べて、ますます靈魂を九原の中に尊崇します。ああ墓は歳月が経っており、青い靄がかかった松は老いているとはいえ、恩寵の光は露も暖かく、詔の文章は再び新しくなりました。贈るのに太政大臣をもってするのは、思うに褒美を増すためです。

臣下の職を極めて、もつて泉下の足跡を照らすのが相応しいです。天下に布告し、此の意を知らしめま
す。担当者は施行しなさい。

正暦四年閏十月二十日

前回の左大臣正一位追贈から半年と経たず、閏十月二十日に太政大臣が追贈された。竹居明男は次
のように述べ、この追贈も道真の怨霊を恐れたものであるとする。

直接的には内大臣藤原道兼がその月四日夜に見た夢の告げによるものであったが、この度もまた、
例えば「七八月間、有^二天台山有^一兩（東西か）門徒乱逆^一、又有^二皷瘡之患^一」（『日本紀略』）と記さ
れているような状況と全く無関係ではなかったと見るべきではあるまいか。

しかし、詔の冒頭に「寵章表^レ徳」、「縉^レ礼旌^レ賢」とあるように、太政大臣を追贈する理由としては
紀伝道文人としての功績と、右大臣としての功績との両方を挙げている。それを強調するのが「前加^二
追榮^一、令^レ照^二徽烈於百代之後^一、今申^二駿命^一、逾崇^二靈魂於九原之中^一」の雜隔句である。左大臣正
一位追贈で道真の功績を顕彰したのち、この追贈でいっそう尊崇するのであるという。前回の追贈の

姿勢を継続しつつ、さらに道真の功績を顕彰し崇拝することに焦点化していることになる。実際に、詔の中に道真の怨霊にかかわる表現は見られない。

また、「馬鬣年深、蒼煙之松雖_レ老、竜光露暖、紫泥之草再新」の軽隔句は、この詔の性格をよく表している。やや複雑な修辞であるので、順に読み解いてゆこう。

「馬鬣」は、古代中国の墳墓が馬のたてがみに似ていたことによる語で、ここでは道真の墓を指す。さらに南朝梁・任昉『述異記』には「松有_二兩鬣・三鬣・七鬣者_一、言_下如_二馬鬣_一形_上也」とあり、「蒼煙之松」にも掛かっている。松は墓所に植えられた木で、「蒼煙」すなわち青い靄がかかった松が老いているという。これは、白居易「題_二流溝寺古松_一」（『白氏文集』卷十三「〇六八八」）を利用していると考えられる。詩の全部を引用する。

煙葉蔥龍蒼塵尾 霜皮駁落紫竜鱗 欲_レ知_二松老_一看_二塵壁_一 死却題_レ詩幾許人。

この詩の前半二句は『千載佳句』卷下・松に採られており、平安時代にはよく知られていた。白居易は松が老いているさまと世間の時間の経過とを重ね合わせており、詔はそれを踏まえることで、道真が没してから長い歳月が経過したことを表現していると考えられる。

一方で「竜光」は、「既見ニ君子」^一、為レ竜為レ光」（『毛詩』小雅「蓼蕭」）とあり、鄭箋に「言ニ天子恩沢光耀被ニ及己一也」とあるように、道真に及ぶ天恩を指す。また「紫泥之草」は、「廻ニ翔青瑣」^一、典ニ掌紫泥」【以ニ紫泥一封ニ詔書一】」（『白孔六帖』卷七十三、中書舍人）とあるように、この詔そのものを言う。すなわち、道真に及ぶ天恩は朝露すらも暖かくするほどであり、再び新たな詔を発して、太政大臣を追贈すると述べている。ここにおいて、道真がかつて大宰府で沈淪のうちに没したことに思いを致して、一条天皇が仁恩を施すという構図は明らかである。

四、「文道の祖」への追贈——一条朝と学問の神と——

延喜二十三年の右大臣本復・正二位追贈の詔では、醍醐天皇が道真の罪を撤回し、また道真が近臣として仕えた功績を賞して、左遷以前の関係を修復しようとするものであった。その一方で、正暦四年の二回の追贈の詔はいずれも、一条天皇が大宰府に眠る道真に天恩を及ぼし、生前の儒者や大臣としての功績を顕彰しようとする点で一致する。

このような差異が生じたのは、延喜二十三年から正暦四年の間に、七十年が経過していることも一因であろう。しかし、正暦四年の二首の詔のいずれもが、追贈の意義として賢才を顕彰することを標榜している点は、単なる時間の経過だけでは説明がつかない。これは、七十年の間に道真の位置づけが変容したことを示している。

道真の位置づけの変容については、寛和二（九八二）年七月の、慶滋保胤「賽_ニ菅丞相廟_一願文」（『本朝文粹』卷十三「四〇〇」）が象徴的であると思われる。この願文について、後藤昭雄は次のように論じている。

ここに、実際の挙行には至らなかったものの、北野天神の廟前に作文会を行おうとしたことが述べられている。この願文に、「天神の文道の祖、詩境の主為るを以てなり」と明言されているように、北野廟における作文は、道真を文学の神とする思潮の確立と共に始まったものと考えられる。⁽¹⁰⁾

保胤のいう「文道」に関しては吉原浩人の専論がある。慶滋保胤・源為憲・大江匡衡などの勸学会結衆に共有された語で、文章の道であると同時に、紀伝道における家門意識や同門意識を内包した概念であるという⁽¹¹⁾。すなわち、保胤の「文道の祖、詩境の主」という定義は、道真の紀伝道文人としての性格を強調するものであった。さらに寛弘九（一〇一一）年の大江匡衡「北野天神供御幣并種種物文」（中原長国代筆、『本朝文粹』卷十三「三九二」）に「右天満自在天神、或塩_ニ梅於天下_一、輔_ニ導一人_一、或日_ニ月於天上_一、照_ニ臨万民_一。就中文道之太祖、風月之本主也」とされたことや、第四章で指摘した「聖廟」の称からも、こうした道真像が紀伝道文人の中で醸成され、定着したことがわかる。

そして一条天皇も、これを受容していたものと思われる。慶滋保胤「賽_ニ菅丞相廟_一願文」が書かれた同月に七歳で即位すると、翌年に初の北野廟祭祀を行い、また正暦二（九九一）年には北野を官幣に加えた。さらには寛弘元（一〇〇四）年には、やはり初となる北野行幸を行っており、この中に道真への二度の追贈が加わることになる。二首の追贈の詔では、どちらも大臣や賢才として顕彰する姿勢を強調する。とくに左大臣正一位追贈の詔では「嗣_ニ膺宝曆_一、祗_ニ奉璿_一」として、内実がことなる延喜二十三年の追贈を承継するものと言明し、また唐・高宗が孔子に太師を追贈した詔を利用している。高宗の詔は文事として孔子に追贈するもので、これを利用することにより、菅原道真を孔子とならぶような賢才であると位置付けていたことは、すでに確認したとおりである。吉原浩人は、道真を学問の神とする信仰が生じた背景として、孔子や白居易への信仰を挙げる。

孔子は大学寮に祀られる学問の祖として尊崇されていた。また白居易は、その優れた文業と仏教信仰を背景として、文人貴族の精神的支柱であった。ともに実在の人物であり、またともに神として祀られていた⁽¹²⁾。

大学寮において孔子を祀る積奠は、『延喜式』に規定される国家的な祭祀であった。詔の中で道真を孔子と重ね合わせたことは、道真が孔子とならぶ学問の神として、朝廷においても信仰されるようになっていたことを示している。

それでは、延喜を承継することと、賢才を顕彰することは、どのように結びつくのであろうか。あるいは、延喜二十三年の追贈を承継すると位置付けることは、道真への追贈を文事と位置づけることにもつながるのではないか。第三章で述べたように、大江匡衡「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」（『本朝文粹』巻六「一六〇」）は正暦四年一月にあって、次のように述べていた。

当今莅^レ民之後、聖宰輔^レ政以来、近訪^ニ延喜・天曆之故事^一、遠問^ニ周室・漢家之遺風^一。去秋遇^ニ重陽之宴^一、誇^ニ文道之已興^一、今春見^ニ朝拜之儀^一、感^ニ聖代之復^レ旧^一。

重陽宴の経緯については後藤昭雄や滝川幸司の専論に詳しいが、醍醐天皇が九月に崩じたことにより忌まれ、村上朝において十月の残菊宴として再興されたものである。しかしその後は、円融朝の天延元（九七三）年の重陽宴を除けば公宴としては開催されなかった。また滝川幸司は一条朝の文壇について、一条朝においては君臣秩序維持のための公宴から、作詩行為のために重点が置かれる天皇の私的詩会としての密宴へと移行し、重陽宴もその一つで、天皇の出御しない平座として開催されることが

ほとんどであったという。実際に、すでに永延元年と正暦二年に、平座として開催されていた。しかし、ここで匡衡が言及する「重陽之宴」は、正暦三年に一条朝初の公宴として催されたものであった。匡衡が「重陽之宴」の再開を称賛したのは、重陽宴を公宴として催したからであり、それでこそ「延喜・天曆之故事」と言っているのであった。一条朝が「重陽之宴」という「延喜・天曆之故事」を行ったことにより、文道が興隆したと評価していたのである。

ただし正確に言えば、大江匡衡による一条朝評にすぎず、一条朝が文道を興隆しようとして「重陽之宴」を再開したとする直接的な証拠はない。しかし、一条朝が真に「延喜・天曆之故事」を意識して、あえて公宴として重陽宴を催したならば、道真への追贈を文事と位置づけながらも、延喜二十三年の追贈を承継するとしたことが説明できるのではないか。

すなわち、一条朝は文道の興隆を意識して、「延喜・天曆之故事」にならない公宴として重陽宴を催した。これと同様に、「文道の祖、詩境の主」である道真を、学問の神である孔子と重ね合わせながら追贈したからこそ、追贈の内実が大きく違っていても、延喜二十三年の追贈にならったと規定したのではないか。追贈の詔は、一条朝が好文の「聖代」であるという匡衡の評価が、けっして一方的ではなかったことも示しているのである。

注

- (1) 『菅家文草』諸本では貞観十三年とする。いま『三代実録』に従う。
- (2) 後藤昭雄「経国の文―文体が担う社会的機能―」(河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五↓後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七)。
- (3) 『扶桑略記』延喜元年七月十日条は「御記」を引いて、道真は源善に誘引されただけで、自ら企てたものではないと、道真が藤原清貫に弁明したとする記事を載せる。これが正しければ、道真の故意についての認識を改める機会があったことになるが、実際には生前に左遷が許されたわけではなく、宣命の撤回と焼却は延喜二十三年の追贈と同時に行われている。
- (4) 森公章『天神様の正体―菅原道真の生涯―』(吉川弘文館〈歴史文化ライブラリー〉、二〇二〇)、百九十八、百九十九頁。
- (5) 竹居明男「北野天神縁起とその時代」(竹居明男編『北野天神縁起を読む』吉川弘文館、二〇〇八)、五頁。
- (6) 角田文衛「菅家の怨霊」(『紫式部とその時代』角川書店、一九六六)、二百六十頁。
- (7) 竹居明男「延長の例、不吉なり」(山中裕編『古記録と日記』下巻、思文閣出版、一九九三)、百三十四頁。

(8) 詔の日付は五月二十日であり、『日本紀略』や『公卿補任』も同日のこととしている。他にも『菅家御伝記』は五月二十一日、『百練抄』は六月二十五日とするなど揺れがある。正暦四年五月の史料は少なく、この経緯は未詳とするしかないが、追贈は五月中から準備され、六月二十六日に行われたものと考えておく。

(9) 竹居明男、前掲(7)、百三十四頁。

(10) 後藤昭雄「北野作文考」(『語文』五十六輯、一九九一)↓『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館、一九九三)、百八十一頁。

(11) 吉原浩人「文道の大祖」考―学問神としての天神の淵源―(河野貴美子・Wiebke - DENECKE 編『日本における「文」と「ブンガク」(bungaku)』勉誠出版(アジア遊学)、二〇一三)。

(12) 吉原浩人、前掲(11)、百三十頁。

(13) 後藤昭雄「重陽」(山中裕・今井源衛編『年中行事の文芸学』弘文堂、一九八一)、滝川幸司「一条朝の文壇」、「重陽宴」(「一条朝文壇の形成―重陽宴の変容を通して―」井伊春樹編『古代中世文学研究論集第一卷』和泉書院、一九九六)↓『天皇と文壇―平安前期の公的文学―』和泉書院、二〇〇七)。

第六章

追贈を求める詩の方法

——菅原道真の託宣と自謙表現——

はじめに

本章では、菅原道真への追贈の前後に下されたという託宣を検討する。これらの託宣には、詩を託宣するという特徴があり、それまでに類例のないものであった。道真の託宣詩は計三首あるので、便宜的に託宣詩ⅠⅡⅢと呼ぶことにする。この時系列を簡単に整理すると、次のようになる。前章では追贈する側の動機を検討したが、道真の託宣詩に着目することで、被追贈者の表現について考えたい。

正暦三（九九二）年十二月四日 託宣詩Ⅰ^①

正暦四（九九三）年六月二十六日 左大臣正一位追贈

同 八月二十日 託宣詩Ⅱ、同二十八日付で大宰府が報告

同 閏十月四日 藤原道兼に夢告

同 閏十月二十日 太政大臣追贈

同 十二月十六日 託宣詩Ⅲ、翌年二月四日に勅使が帰京し報告

一、託宣詩 I

第五章で論じた左大臣正一位追贈は、『小右記』正暦四年六月二十五日条に「託宣に依りて行ふ所云々とされている。そして时期的に当てはまりそうな「託宣」が、「正暦三年十二月四日御託宣」である。これによれば、同年十二月一日早旦と四日寅時に、安楽寺禰宜の藤原長子に相次いで託宣があった。一日の託宣は、道真が一兩日他行することを告げるもので、その一兩日後となる三日夜には雷雨があったという。そして四日寅時の託宣には、託宣詩 I が含まれる。これを概略すれば以下のようなものである。

- ① 菅原輔正・平惟仲の信心を語る
- ② 左遷の経緯と、藤原時平の末路を回想する
- ③ 没後に清涼殿で醍醐天皇に面会し、古事を奏したところ、本復と贈位が行われたことを述べる
- ④ 藤原忠平の厚情や、藤原兼家の北野参詣に対し、道真が守護することを述べる
- ⑤ 帝釈天の利益で自在の身を得たこと、および「自詠」詩について述べる
- ⑥ 託宣詩 I を示す
- ⑦ 道真の子孫が一切経論を書写すべきことを述べる

⑧兼家摂政時代に安楽寺の言上や大宰府解文などを藤原在国に言付けたが、捨て去ったので天譴にあ
たると述べる

⑨毎年に絹や米などを進貢するべきことを述べる

さて託宣の末尾に記される託宣詩Ⅰは、次のような七言絶句である。いま「正暦三年十二月四日御託
宣」に基づいて訓読を付す。

家門一閉幾風煙

家門一たび閉ぢて幾の風煙ぞ

筆硯抛来九十年

筆硯抛げて来る九十年

我仰ニ蒼天一思ニ古事一

我蒼天を仰ぎて古事を思ふ

朝朝暮暮涙連連

朝な朝な暮な暮な涙連連たり

まず、託宣の文脈における託宣詩Ⅰの意味を考えたい。前述の⑤から⑥にあたる部分の文脈を示す
と、おおよそ以下のようになる。

私は毎日三度帝釈天に参詣して愁訴したのち、自在の身を得た。私が心に思う所を、帝釈天はひそかにご存じになる。私がむかし名誉を損なったとき、心中に「離^レ家三四月、落^レ涙百千行、万事皆如^レ夢、時時仰^ニ彼蒼^一」という五言絶句を思った。この句をまだ口外しないのに、帝釈天はご存じだった。たちまち感嘆し、『菅家後集』に載せてある。とても憐れむべき詩である。唐人はみな暗かに誦することがある。私はいま一絶句を懐つて寺僧などに示す。(託宣詩Ⅰ)。寺僧はこれをもって、感動して涙した。

このうち「離^レ家三四月、落^レ涙百千行、万事皆如^レ夢、時時仰^ニ彼蒼^一」は、『菅家後集』に収められている。「自詠」に当たる。「自詠」は、「流罪直後という時期のためか、「白詩」や忠臣の作のような自分自身を観照するポートレートにはなっておらず、詩題と内容がかならずしも一致していない^⑤」もので、また結句の「彼蒼」は、『毛詩』(秦風・黄鳥)の「彼の蒼きものは天、我が良人を殲ぼす」などの句から生まれた語。これをふまえて、納得できない心情を天に訴える文脈の中で、その訴える対象の「天」の意に用いられる^⑥という。つまり「自詠」は、左遷直後でまだ整理のつかない感情を、蒼天に向けて訴えるものである。

託宣中で道真が託宣詩Ⅰを告げたのは、「自詠」に言及した直後の文脈である。かつ両詩には、「蒼天」や「涙」など表現上の共通点もある。「自詠」が左遷された直後、名誉を損なった時(本文では「名

ヲ損セ_志時」に思い浮かべた詩であるとされていることを踏まえれば、託宣詩Ⅰもまた名誉を損ない、沈淪していることへの述懐であると読み取れるのではないか。

また正暦三年十二月四日の託宣が、『小右記』のいう「託宣に依りて行ふ所云々」に当たると措定すれば、⑥の託宣詩Ⅰ以外は追贈の動機となりえそうにない。さらに左大臣正一位追贈の詔には、次のような表現上の対応がみられる。

・家門一閉幾風煙

↓左遷により家門が閉ざされたことを言う点で、「象岳之蹤、隔ニ清塵一而雖レ廻」と共通する。

・筆硯抛来九十年

↓「挹ニ九流一、以涉ニ儒津一」は紀伝道文人としての道真を強調する表現で、詩作を放棄する意の「筆硯抛」と対応している。

・我仰ニ蒼天一思ニ古事一、朝朝暮暮涙連連

↓道真が左遷前の日々を思つて泣き続ける点で、「牛山之涙、想ニ往年一而猶新」と一致する。

左大臣正一位追贈が、実際に託宣詩Ⅰを受けて決定されたならば、詔の起草に当たり、託宣詩Ⅰと表現を対応させたとしても想像に難くない。託宣詩Ⅰが追贈の動機となったものであると考えられよう。さらにこの詔は、道真が眠る「遐鎮之幽墓」にまで恩寵を及ぼすとも述べていた。つまり、託宣詩Ⅰが沈淪を述懐するのに対し、天恩を及ぼして追贈するものである。これは、申官爵奏状が沈淪を訴えて加階や任官と言う天恩を期待することと、同一の構図になっている。託宣詩Ⅰは申官爵奏状と同様に、天皇に沈淪を訴えて、左大臣正一位を求めるという機能を果たしたのである。

これに関して、一条朝期の漢詩には、沈淪を訴えて加階や任官を求めるものがある。小野泰央は、不遇を述べる詩文の展開について、次のように指摘する。

公宴詩に自らの不遇を述べた詩の嚆矢として、『菅家文草』卷三の讃岐国下降を詠んだ内宴の詩を挙げたが、詩序において自らの不遇を述べる句の先駆も、先に挙げたように同じく九世紀末の小野美材の詩序であった。さらに公宴詩において、自らの境遇を述べた作品として「天徳鬪詩」の橘直幹の詩があり、十世紀末から十一世紀初頭の公宴詩に至ると、同様の詩が頻出し始める。そして詩序に自らの不遇や恩恵を望む句が確立されてくることや、官位を請う申文の流行もほぼ同様の経過を辿る。三者は互いに相関関係を持ちながら、同様の機能を持つようになっていったのである。

「天徳鬪詩」は天徳三（九五九）年に村上天皇が主催した詩合であり、直幹は天皇に対して、沈淪を訴える詩によって加階や任官を求めたものであった。また一条朝期には、沈淪を訴える応製詩によって加階や官職を求めることが定着していた。託宣詩Ⅰは、最終的には朝廷に向けたものであるから、やはり天皇に沈淪を訴えることにより追贈を求めていたのではないか。そして朝廷に達した時点では、おのずと沈淪を訴えて追贈を求めると理解されたのではないか。

すなわち託宣詩Ⅰは、名誉を損ない沈淪していることへの述懐であり、朝廷に向けられた詩である。当時、天皇に詩で沈淪を訴えることは、すなわち加階や官職を求めると理解された。よってこの託宣を受け取った朝廷は、追贈によって道真に天恩を及ぼしたのであろう。

二、託宣詩Ⅱ・Ⅲ

それでは、もう二首の託宣詩はどうか。『北野天神縁起』には、次のような章段がある。

一条院御宇に、正二位従一位左大臣の官位をば送り奉り給。かの位記の詔書に、勅使菅原幹正、正暦四年八月十九日に太^マ宰府に下付、廿日未時安楽寺に参りて、御位記の箱を案上に指置き、再拝してよみ給しに、ひとつの絶句の詩の化現し侍りしに、第一の不思議とおぼへておそろし。

忽驚ニ朝使一排ニ荊棘一 官品高加拜感成

雖レ悦ニ仁恩覃ニ邃窟一 但羞存没左遷名

件正文は外記のつぼねに納られて、けふまで待るなり。道風が筆跡に少もかはらざりけり。誠に弘法大師の「菅丞相我違世の身なり。小野道風はわが順世の身なり」と示し給たるも、是にてぞ実事とは覚ゆる。今度勅答神慮なを心よからずと、群議をはりて、同五年の比をひ、正一位太政大臣の官位をぞ送り奉りける。其度ぞ天神御心たいらぎて、一の詩をぞ託宣し給ける、

昨為ニ北闕被レ悲士一 今作ニ西都雪レ恥尸一

生恨死歎其我奈 今須ニ望足護ニ皇基一

この詩こそは、世人一度も詠ずる者あらば、毎日七度守護せんとちかひましくける、とばかり語り伝へて侍る。

引用文中の二首の漢詩のうち、前者が託宣詩Ⅱ、後者が託宣詩Ⅲにあたる。「正二位従一位左大臣の官位」などの明らかな誤りも多いが、左大臣正一位追贈の勅使に対して託宣詩Ⅱがあり、また太政大臣追贈にあわせて託宣詩Ⅲがあったことが知られる。なお「正暦四年御託宣」によれば、託宣詩Ⅲも勅使に対して託宣されたものであるという。

『台記』久安三（一一四七）年六月十二日条によれば、藤原頼長が外記局に保管されていた「神筆及び府解」を実見している。さらに「神筆」中のとくに「高」字は小野道風の手跡の通りであったというが、託宣詩Ⅱの二句目にも「高」字が含まれている。また『百練抄』正暦四年閏十月二十日条が引く『小右記』正暦五年二月四日条には、「安樂寺勅使販りて云はく、託宣詩有りと云々」とある。これらから、託宣詩Ⅱ・Ⅲは実在したと考えられている。

ところで、『小右記』正暦四年閏十月六日条には、次のようにある。

詣ニ内府一。対面之次被レ命云、一昨夜夢、菅丞相有レ可レ贈ニ太政大臣一之夢。昨・一昨物忌。仍今且詣ニ関白一、申ニ此由一、早可レ贈ニ奉太政大臣一者。余思慮、時平左大臣贈ニ太政大臣一。今欲レ同ニ彼人一歟。以ニ此意一談ニ内府一、深有ニ感之氣一。（中略）輔正語ニ此夢一告云、太可ニ恐怖一。又語下余所ニ思得一之事上、感歎極レ無。詫宣之趣、懇欲レ昇ニ太相国一。今憶其云、如ニ余案一也。弥知ニ神異一者。

内大臣藤原道兼が四日に道真の夢告を受け、六日に関白藤原道隆に報告したところ、太政大臣を贈るという結論になったという。また藤原実資はこの夢告を、道真が藤原時平よりも卑位に甘んじていることへの不満であると解釈し、菅原輔正は夢告を「ただ恐怖すべし」と受け止めている。この二週間

後に太政大臣を追贈することになるが、その直接の契機は道兼への夢告であるという。それでは左大臣正一位追贈の勅使に託宣があつたというのに、朝廷は託宣詩Ⅱを顧みなかつたのであろうか。

託宣詩Ⅱは、前半で左大臣正一位追贈への喜びを述べてはいても、なお「左遷名」が残るとしている。一方で託宣詩Ⅲは、「天神御心たいらぎて」とされるように、太政大臣追贈によって恥を雪いだ結果、望みが足りて皇基を守護しようと述べている。また託宣詩Ⅰが名誉を損ない沈淪していることへの述べたことは、すでに確認したとおりである。いずれの託宣詩においても、左遷という不名誉が最大の関心事になっていることがわかる。

そして太政大臣追贈の詔を読むと、道真がなおも「左遷名」が残るとすることへに返答するような箇所がある。たとえば「鍾石銘^レ勳、旂常紀^レ績」や「朕前加^ニ追榮^一、令^レ照^ニ徽烈於百代之後^一、今申^ニ駿命^一、逾崇^ニ靈魂於九原之中^一」などの箇所は、道真の名誉が重視されていることを強調している。託宣詩Ⅱにおいて不満を訴える割合が少ないことに起因してか、左大臣正一位追贈の時のように複数の表現が託宣詩Ⅰと対応することこそないが、託宣詩Ⅱもまた太政大臣追贈に影響を与えていたのではないか。

前述したように、『小右記』は道兼への夢告が追贈の契機であるとする。おそらく藤原道兼への夢告は、「懇ろに太相国に昇らんと欲す」、すなわち託宣詩Ⅱで太政大臣追贈を求めたことへの催促と受け止められたのであろう。夢告は菅原輔正が「ただ恐怖すべし」と感じるようなものであり、かつ託宣詩

Ⅱの催促だと考えられていたために、太政大臣追贈の詔は託宣詩Ⅱに対応して、道真の名誉に焦点化したのであると考えたい。

三、源公忠の夢想譚をめぐって

これまで正暦四年の追贈の前後にあつた三首の託宣詩を検討してきたが、実は延喜二十三年の追贈の頃にも、源公忠の夢想譚が伝わっている。

公忠弁俄頓滅、歴ニ兩三日一蘇生。告ニ家中一云、令ニ我参内一。家人不レ信、以為ニ狂言一。依ニ事甚懇切一、被ニ相扶一参内。参レ自ニ瀧口戸方一、申ニ事由一。延喜聖主驚躁令レ謁給。奏云、初頓滅之剋、不レ覺到ニ冥官門前一。有ニ一人長一丈余一。衣ニ紫袍一捧ニ金書杖一訴云、延喜主所為尤不レ安者。堂上有下紆ニ朱紫一者卅許輩上。其中第二座者咲云、延喜帝頗以荒涼。若有ニ改元一。云事了、如レ夢忽蘇生。因レ之忽改ニ元延長一云々。

(『水言鈔』十一(一))

公忠は仮死中に、紫袍を着た人物が、冥官に「延喜の主の為す所尤も安からず」などと訴えているのを目撃し、醍醐天皇に報告したという。『水言鈔』の配列上、前後に道真の話があることから、冥官に

訴えている人物は道真であると想定される⁽⁸⁾。ただし『水言鈔』には、「之に因りて忽ち延長に改元す」とはあっても、これによって追贈したとは述べていない。

しかし第五章に確認した通り、右大臣本復・正二位追贈は四月二十一日、改元は閏四月二十一日と、わずか一箇月しか離れておらず、容易に結びつけられそうである。実際に『北野天神縁起』では、源公忠の夢告譚を「卯月のころ」としたうえで、次のように追贈と結びつけている。

（注、公忠が上奏し終わり、退出すると）聖主これを聞召て、恐れ思召すこと限なし。四月廿日、菅丞相をばもとの右大臣として、一階を加へて正二位をぞ送り給ける。其日、昌泰四年二月廿五日の宣旨をば焼すてられにけり。五月十二日に延喜の年号をあらためて延長となされしも、このゆへに侍る。

ここで『北野天神縁起』に言及したのは、公忠の夢想譚が本来追贈と関連していたなどと主張するためではない。公忠の夢想譚が、当然に追贈を連想させうることを示すためである。それも追贈と同じ四月のことと明示していればなおさらであろう。と言うのは、延喜廿三年四月と明示して、しかも道真の訴えの内容を記している、荏柄天神社蔵「北野天神御伝並御託宣等」中の記事について検討したいからである。訓読にやや苦しむ箇所もあるが、そのまま引用する。

延喜廿三年四月 日、藏人修理亮源公忠内裏宿直夜、夢中菅御殿門、奉ニ書文於帝釈宮一給、纒所レ存一行許也^{云々}、伝ニ業於家一、已答ニ揚レ名之孝一、戴ニ見於国一、未レ封ニ致レ身之忠一、獲ニ罪王一、未レ照ニ堯日一。

この記事の成立について、延喜二十三年当時の源公忠の官職が記されていることなどから『水言鈔』よりも遡るとされるが、⁽⁹⁾「成立時点や作者、編者の異なる各種の史料の集成」にあつて「承平く天慶年間の成立と従来から目されている」ものと、「天徳四年（九六〇）の年記をもっている」ものとの「中間にあつて、前後とは段を下げて記されている」記事であるため、成立年代を確定しがたいともされる⁽¹⁰⁾。

記事のうち「伝ニ業於家一」以降の部分は、道真が訴えた「書文」の内容にあたる。「伝ニ業於家一、已答ニ揚レ名之孝一」は紀伝道文人としての実績を誇るものである。これと隔句対をなす「戴ニ見於国一、未レ封ニ致レ身之忠一」は、「戴ニ見於国一」の解釈が苦しいが、大臣としての献身に見合わず官位が十分でないことを訴えているものとみられる。そして「獲ニ罪王一、未レ照ニ堯日一」は、罪を得て左遷され、いまだ復権がなされていないことを述べている。つまり『水言抄』の「延喜の主の為す所尤も安からず」と言うよりは、道真自身の沈淪を述べて、官位の低さや名誉回復がなされていないことへの不満を

表明するものになつてゐるのである。よつてこの部分だけを聞いたならば、本復や追贈を求めるものと解するのが自然で、『水言鈔』の「若しくは改元有らんか」という反応は、ただちに導かれるものではない。

しかし、実際にこの「書文」が追贈の原因になつたとは考え難い。そもそも源公忠が夢に道真の「書文」を聞いたということ自体が疑わしい。またもしも「書文」により追贈や改元を行うならば、天恩を与え沈淪を解消することを重視するようになるはずである。しかし右大臣本復・正二位追贈の詔は、関係修復により崇りを鎮めようというもので、紀伝道文人としての実績や大臣としての献身に言及する部分は見られない。くわえて、もとより「北野天神御伝並御託宣等」中の記事には、公忠が夢想を醍醐天皇に上奏したとは書いておらず、改元や追贈には言及していないのである。

その一方で、「書文」の内容だけが、巧拙はともかくとして正格漢文であるという点に注目したい。公忠の夢想譚の中で、この部分だけが独自に成立したことを示唆している。公忠の夢想譚を記録体で記した前半部分は『水言鈔』と類話関係であり、この記事こそが古態を残していると考えれば、公忠が醍醐天皇に上奏し、改元などの政策に影響したとする要素は、本来存在しなかつたのかもしれない。

一方で「書文」の内容は、公忠の夢想に関する記録としてではなく、稚拙ではあるがあくまでも正格漢文として作文されている。そして「書文」は「帝釈宮」に奉るものであり、かつ自身の窮状を述べて復権と追贈とを求めるものとなつてゐる点で、申文の一種であると言ひうる。そこで「北野天神御伝並

「御託宣等」の記事が成立した経緯を次のように考えておきたい。すなわち、早くに成立していた源公忠の夢想譚を、本復・追贈ならびに左遷の宣命を焼却させた同時期の史実に結びつけた。その上で道真が訴えていたのは本復と追贈とを求める申文であったと解釈し、申文にあたるような正格漢文を創作したものではないか。つまり、追贈が行われたのは道真が「帝釈宮」に沈淪を訴える申文を提出していたからであると、後付けで追贈の理由を創作したものと考えたい。また第一章に論じたように、申文は延長年間以降、十世紀半ばにかけて定着した文体であった。ゆえに、紀伝道文人による申文が既に一般的となっていた十世紀半ば以降に、このような発想に至ったものと考えられる。

四、官位を求める方法

第五章に述べたように、延喜二十三年の追贈は道真の崇りへの恐れが看取されるが、正暦四年の二首の追贈の詔からは、学問の神としての信仰が看取されるようになっていた。当時、道真の夢告は「ただ恐怖すべし」という感想を持たれるほどであったが、託宣詩Ⅰ・Ⅱは不満を述べてはいても沈淪を訴えるのみであり、まして託宣詩Ⅲは感謝を述べるものであるから、それ自体は恐怖を催すようなものではない。

木戸裕子は、申文に見られるような「不遇をかこち、恩恵を願う内容」が、平安時代中期以降に詩序にも自謙句として取り入れられ、定着したことを指摘する。

個々の平安詩序を具体的に見ると、その内容はさらに次の三種類に細分化できよう。

- 一、自身の不才を述べる
- 二、自身の不遇を託つ
- 三、恩恵を願う

就中、平安時代の半ば以降、二、三、すなわち不遇をかこち、恩恵を願う内容がしばしば見出される⁽¹¹⁾。

また先に引用したように、小野泰央は自謙表現について、十世紀末から十一世紀初頭にかけて漢詩文において確立するようになったと指摘している⁽¹²⁾。

このように、自らの境遇を述べて官位昇進を訴える漢詩は、道真の生前には見られなかったが、一条朝期には定着していた。ここで問題にしたいのは、正暦年間に漢詩という形式によって追贈を求めようとした際には、当然に道真の窮状を述べて天恩を望むものになったのではないか、ということである。

たとえば、道真の託宣詩にちかい神異として、内裏再建の際に虫喰歌が現れたことが知られている。『扶桑略記』応和元（九六一）年二月十六日条は、村上朝における応和改元の記事中で、虫喰歌が出現したことに言及している。

辰二刻、始立ニ内裡殿舎門廊柱、并上梁一。同日、改ニ天徳五年一為ニ応和元年一。天徳是火神号也、可レ有ニ其忌一、仍改元也。世伝云、新造内裡之柱、虫食三十一字。其歌曰、作倫又母屋計南菅原舎棟之板間不合奴限者。

一方で『北野天神縁起』は、虫喰歌が出現したのは円融朝のこととして、しかも北野社の修造を求めた歌であるとする⁽¹³⁾。

円融院御宇の比をい、貞元々年より天元五年に至るまで七年の間に、三度まで内裏焼亡ありけり。其時の造内裏に番匠どもあつまり参りて、南殿のうら板にかんなかきみがきて、まへの日のゆふかた、ふき置てまかり出にけり。次日のあしたみれば、うら板にすこしすゝけたる所あり。あやしとおもひてよくくこれをみければ、一夜が程にあざやかに卅一字を虫のくひ付たりけり。「つくるともまたもやけなんすがわらやむねのいたまのあはぬかぎりは」とこそ侍けれ。北野の社の修

造を公家に奏し申給たる御歌なりとぞ、卿卿さだめ申ける。この事は、一条院御時、十年のうちに四度まで内裏焼亡ありけるときのことゝも申めり。

この虫喰歌は、「むね」に「棟」と「胸」を掛け、「いたま（板間）」に「痛」を響かせる⁽¹⁴⁾もので、道真の痛みが癒えない限り内裏焼亡が止まないことを詠っている。もつとも、虫喰歌の出現が史実であるかは疑わしい。しかし『扶桑略記』においては、いくら改元しても道真の祟りで内裏焼亡が続くことを示唆する文脈となっている。また『北野天神縁起』では、「北野の社の修造を公家に奏し申給たる御歌」と解されるものであった。このように、託宣詩とほぼ同時期のこととして、内裏焼亡という祟りを匂わせつつ、朝廷に要求する虫喰歌が形づくられた。このほかにも、十世紀半ばに成立したとされる「道賢上人冥途記」では、「日本太政威徳天」となった道真は、祟りを起こさないかわりとして起請を求めるのである。

思うに、道真が死後に追贈を求める手段としては、漢詩以外にも和歌などの選択肢があった。さらにその場合には、なんらかの脅迫を伴って追贈を求めることも可能であった。しかし実際には、沈淪を訴えて天恩を望む託宣詩という方法が選ばれたのである。これは、菅原道真が学問の神として信仰されるようになる中で、紀伝道文人としての側面が注目されたからではないか。

大宰府時代を中心に道真の詩をまとめた『菅家後集』は、「正暦三年十二月四日御託宣」にも言及があったように、当時広く知られていた。また道真は、「賽ニ菅丞相廟一願文」（『本朝文粹』卷十三「四〇〇」）に、「文道の祖、詩境の主」と規定されるようになっていた。そこで、当時の紀伝道文人が行っていたように、漢詩によって官位を求めるといふ発想に至ったのではないか。そうして官位を求めるときには、沈淪を訴えることに終始し、崇りを匂わせることなどそもそも想定されえないことになる。

また「北野天神御伝並御託宣等」の夢想譚における「書文」は、追贈に託けて申文を模した文章を創作したものであった。帝釈宮に申文を奉ることは、十世紀半ば以降に申文が定着して以降に生じる発想であることを述べたが、「博士の申文」の称もあるとおり、申文は紀伝道文人が本領を発揮する文体である。正格漢文を用いて、『水言鈔』における「延喜の主の為す所尤も安からず」ではなく、ことごとく道真自身の沈淪を訴えるという発想は、「文道の祖、詩境の主」に仮託したからこそ生じたものであろう。

くわえて、このような方法で追贈を求められた場合、追贈の詔もそれに応じたものになると考えられる。託宣詩Ⅰ・Ⅱは、沈淪を訴えて復権や追贈を求めたものであり、また実際に託宣詩をうけて追贈が行われた点は、申文と補任や叙位との関係と同様である。託宣詩によって、菅原道真の御霊の在り方が、沈淪を訴えて天恩を願うものへと規定された。これにより、学問の神として菅原道真の功績を称

え、天恩を及ぼして名誉を称える詔が作られたのではないか。この応答は、道真が学問の神に変容するという天神信仰の転換点であると同時に、文学史の一齣であるということにもなるう。

注

- (1) 『北野天神御託宣記文』は正暦元年とする。いま『北野御託宣并記文縁起』(東向観音寺蔵)、『天満宮託宣記』(群書類従)および『扶桑略記』に従う。
- (2) 以下、『北野御託宣并記文縁起』(東向観音寺蔵)による。
- (3) 小島憲之・山本登朗『菅原道真』(研文出版〈日本漢詩人選集1〉、一九九八)。
- (4) 小島憲之・山本登朗、前掲(3)。
- (5) 小野泰央「公宴詩の述懐について」(『国語と国文学』平成九年九月号、一九九五)↓『平安朝天曆期の文壇』風間書房、二〇〇八)、百三十頁。
- (6) 竹居明男「北野天神縁起を読む―史実と伝承―」(竹居明男編『北野天神縁起を読む』吉川弘文館、二〇〇八)。に整理されている。なお『古事談』五・十九には、これらの誤りも合致する同文的同話である。

(7) 類聚本三・三十三。『古事談』一・十一、『北野天神縁起』に同文的同話が載る。なお「書杖」とあるところ、『江談抄』諸本では「書札」が優勢である。しかし『古事談』、『北野天神縁起』は同箇所を「書杖」ないし「ふむばさみ」とするため、『水言鈔』の本文がより古態であろう。

(8) 古本系江談抄注解(補訂版)による。

(9) 西田長男「北野天満宮の創建」(「北野神社の創建(二)」、『國學院雜誌』六十二・十一・十二、一九六一)、『神社の歴史的研究』塙書房、一九六六)。

(10) 竹居明男「源公忠蘇生譚覚え書——大江匡房と天神信仰——」(『文化史学』四十四、一九八八)、百六十五頁。

(11) 木戸裕子「平安詩序の形式——自謙句の確立を中心として——」(『語文研究』六十九、一九九〇)、十七頁。

(12) 小野泰央、前掲(5)。

(13) 虫喰歌の「あはぬ」には「あらぬ」の異同があるが、建保本の「あはぬ」を採る。なお『大鏡』「左大臣時平」は虫喰歌を「円融院の御時」とし、『袋草子』・『続詞花和歌集』は一条朝のこととする。

(14) 新編日本古典文学全集『大鏡』頭注、八十二頁。

第三部

紀伝道文人の自己規定と「文」

第七章

紀伝道文人の家門意識と教育

——愚息・鞭撻の両語をめぐる——

一、自謙の「愚」と「愚息」

「愚息」は、一部の漢和辞典でも指摘されるように和製漢語であり⁽¹⁾、平安時代初期から用例が見える。ただし、とくに大江匡衡をはじめとする紀伝道文人が子息を「愚息」と称したことにより、広く定着したようである。また「鞭撻」も、日本での初例は匡衡に求められる。どちらもこんにち常用される語であるが、これまでほとんど言及されてこなかった⁽²⁾。そこで「愚息」・「鞭撻」の両語から、紀伝道文人の家門意識と教育観とを考えてみたい。

まず「愚息」は、漢語である「愚」と「息」とを組み合わせた語である。よって「愚息」という語の性格を知るためにも、はじめに「愚」と「息」との意味を確認しよう。「愚」は自謙の際に用いられる語で、次の例のように、自分が愚かであるとしてへりくだる際に用いられる。アウはみな皇帝に対してへりくだるもので、とくにイ・ウは一人称として「愚」、「愚臣」と述べている。一方でエは、賢者で

ある四兄に対して杜甫自身が愚者であると位置付け、四兄への親しみの中に自謙ないし自嘲するものである。また才「愚策」のように、自らの所為が愚かであるとして謙遜する表現も見られる。

ア 臣愚以為陰陽者王事之本、群生之命。

(『漢書』卷七十四、魏相丙吉伝)

イ 愚臣竊以ニ古之五帝一明レ之。

(『漢書』卷四十九、爰盎鼂錯伝)

ウ 愚以為宮中之事、事無ニ大小一、悉以咨レ之、然後施行、必能裨ニ補闕漏一、有レ所ニ広益一。

(諸葛亮「出師表」『三国志』蜀書卷五、諸葛亮伝、『文選』卷三十六)

エ 与レ兄行年校ニ一歳一 賢者是兄愚者弟

(杜甫「狂歌行贈ニ四兄一」)

オ 唯深達ニ蕭王一、願進ニ愚策一、以佐レ国安レ人。

(『後漢書』卷十七、馮岑賈伝)

一方で、「息」は子息の意を指す。カの「賤息」は子息を卑下して謙遜する表現であるが、用例は極めて少ない⁽³⁾。キのように、ただ子息の意として用いられることが普通である。

カ 老臣賤息舒祺、最少不肖、而臣衰、竊憐ニ愛之一。

(『史記』卷四十三、趙世家)

キ 兄即清河崖公之第五息、嫂即太原公之第三女。

(張鷟『游仙窟』)

これを組み合わせると、「愚息」は子息が愚かであるとして謙遜する表現と言うことになる。しかし唐代以前には、自らの所為を愚と称することはあっても、「愚息」や「愚父」などのように、自らの係累を「愚」と卑下する表現は見られない。ただし、おそらくはこの境界に「愚子」の語がある。「愚子」は、ク・ケのように他者の子を指して、その子が愚かであるとする用法が主である。しかしコでは、「失レ学従ニ愚子一」であるという。これは杜甫「屏跡三首(二)」に「失レ学従ニ兒懶一」とあるのと同様で、「愚子」が学問をしないのに任せることを言う。つまりコは、学問をしないわが子を「愚子」と称して自嘲するものと考えられる。

ク 若夫賢父之有ニ愚子一、此由ニ天道自然一。

(『孔叢子』居衛)

ケ 囲棋堯舜以教ニ愚子一、博殷紂所レ造。

（『藝文類聚』卷七十四「囲碁」所引『晉中興書』）

コ 失レ学従ニ愚子一 無レ家住ニ老身一

（杜甫「不レ離ニ西閣一」一首（一））

次に日本の用例を確認しよう。サクセからわかるように、「愚」は中国と同様に、上位者に対する自謙として用いられていた⁽⁴⁾。

サ 右大臣従二位兼左近衛大将藤原朝臣内麻呂、縁レ病上表辞レ職日（中略）、伏願辞ニ罷官職一、養ニ疾私第一（中略）、然則陛下爵レ不レ失レ実、愚臣免レ不レ避レ賢。

（『日本後紀』卷二十二、弘仁三（八一二）年九月二十一日）

シ 今所^レ請者、欲^レ令^三群臣重弁議以聞^ニ愚臣之鬱結^一也。

(菅原道真「請^レ令^三議者反^ニ覆檢税使可否^一状」『菅家文草』卷九「六〇二」)

ス 斯乃尊閣所^レ照、愚儒何言。 (三善清行「奉^ニ菅右相府^一書」『本朝文粹』卷七「一八七」)

セ 聊述^ニ愚管^一、伏待^ニ天裁^一。

(紀齊名「申^下犯^ニ平頭^一及第不及第并犯^ニ蜂腰^一落第例等^上状」『本朝文粹』卷七「一七九」)

一方で、次に挙げるソ・タは、「愚息」の初例と第二例にあたる。いずれも天皇に対する上表であり、その中で「愚息」と述べて、わが子が愚かであるとへりくだるものである。ソ・タは前述したサクスと

同時期の用例であり、どちらも上位者に対して謙遜するために「愚」と卑下する点で一連であると言いうる。

ソ 散位正五位下小倉王上表曰（中略）、但得_ニ愚息内舍人繁野、及小倉兄別王之孫内舍人山河等款_一称。

（『日本後紀』卷十二、延暦二十三（八〇四）年六月二十一日）

タ 二品中務卿兼大宰帥親王抗表曰、臣先請_ニ愚息改_レ姓為_一臣。

（『日本三代実録』卷十七、貞観十二年（八七〇）二月十四日）

このように、上位者に対して謙遜するために、「愚息」という表現が発生したものと考えられる。ただし、これ以降の「愚息」の用例は、一条朝期の大江匡衡を待つことになる。次は大江匡衡の漢詩文について検討したい。

二、大江匡衡における愚息

大江匡衡には複数の男子があり、挙周、能公と、養子の時棟とが知られている。結果的にはこのうち挙周が匡衡の後継者となるのであるが、じつは匡衡が「愚息」と言うときは、つねに挙周のことを指している。古いものから順に、匡衡の「愚息」の用例を示そう。

チ 喜^三愚息^一挙周^二賜^三学問料^一聊写^レ所^レ懷寄^ニ呈廊下諸賢^一 (同題『江吏部集』巻中)

ツ 方今情慵病侵、官冷齡仄。姓江翁、望^ニ江楼^一亦有^レ便、員外郎、遊^ニ外土^一亦無^レ妨。所^ニ賣持^一者祖父養生抄三卷、坐臥卷舒、所^ニ相從^一者愚息起居郎一人、晨昏左右。

(「八月十五夜野亭対^レ月言^レ志」序『江吏部集』巻上・『本朝文粹』巻八「二一四」)

テ 今年両度慰^ニ心緒^一 愚息遇^レ恩之至哉

(「寛弘三年三月四日、聖上於^ニ左相府東三条第一被^レ行^ニ花宴^一。余為^ニ序者^一兼講^レ詩。

講^レ詩之間、左丞相伝^ニ勅語^一曰、以^ニ式部丞挙周^一補^ニ藏人^一者。風月以来未^ニ嘗聞^ニ此例^一、時人榮^レ之。不^レ堪^ニ感躍^一、書^レ懷題^ニ于相府書閣壁上^一」『江吏部集』巻中)

ト 春花栄耀去年序【東三条花宴献レ序、講席之間愚息挙周補ニ侍中】。父子拝舞【、秋月清吟今夜詩。

（『秋日東閣林亭即事応レ教』〔『江吏部集』卷上〕

ナ 愚息前年為ニ侍読一 老儒今日祝ニ長生一

（「昔祖父江中納言延喜聖代奉レ付ニ両皇子之名一【朱雀院天皇・天曆天皇】、天曆聖代奉レ付ニ両皇子之名一【冷泉院天皇・円融院天皇】。叔父左大丞奉レ付ニ当今之名一。江家代々之功大也。匡衡承ニ家風一、寛弘五年十月奉レ付ニ若宮之名一、寛弘六年十二月奉レ付ニ今君之名一。聊著ニ遺華一、貽ニ来葉一。夫用ニ其言一、不レ廢ニ其人一。聖主賢臣之本意也」『江吏部集』卷中）

チはやや古く長保元年以前のものです、ツクナは寛弘年間のものである。チクナはいずれも上表ではなく、天皇に対してへりくだるセ・ソとは異なっている。トのように上位者に陪した際の詩もあるとおり、我が子を謙遜して「愚息」と呼ぶことに変わりはないが、詩題や自注において用いるなど、必ずしも謙遜しなくてよい場面でも用いるようになっていく。

なおツは寛弘二（一〇〇五）年八月に匡衡が近江に静養した際の詩序で、匡衡にただ一人付き従う挙周を「愚息」と称している。そのため上位者への敬意と言うよりは、匡衡の孤独や寂寞を引き立たせるための謙遜であると考えられる。一方で、ツ以外の四例は挙周の出世を喜ぶ際に用いられている。とく

にテ・ト・ナはそれぞれ寛弘三、四、六年のもので、毎年のように出世する挙周に対する期待が読み取れる。

前に確認したコでも、杜甫が詩中で「愚子」と称していた。ただし「失レ学」ともするように、わが子の愚かさを自嘲するものであった。しかし匡衡は、挙周が愚かであるとして貶すのではなく、むしろ挙周を言祝ぐものとなっている。あるいは、挙周が本当は愚かでないからこそ、「愚息」が謙遜になるということにもなるう。

しかし匡衡の詩文にあっても、わが子の愚かな面を暴露する例がないわけではない。匡衡が長保四（一〇〇二）年五月に能公の学問料を申請した奏状では、「不レ論ニ才不才」と才学の有無にかかわらず能公に学問料を支給するように求めている。

ニ 右伏檢ニ故実一、菅原・大江両氏、建ニ立文章院一、分ニ別東西曹司一。為ニ其門徒一、習ニ儒学一、著ニ氏姓一之者、濟濟于レ今不レ絶。因レ斯此両家之伝ニ門業一、不レ論ニ才不才一、不レ拘ニ年齒一。菅原為紀以ニ七代一応レ挙、其時有二高岳相如・賀茂保胤者一、雖レ富レ才不レ争、大江定基以ニ五代一当レ仁、其時有二田口齐名・弓削以言者一、雖レ工レ文不レ競。夫然則累代者見レ重、起家者見レ軽明矣。方今能公聚レ窓之螢、漸照ニ蠹簡一、過レ庭之鯉、志在ニ竜門一。若不ニ吹嘘一、何期ニ成立一。

（「申ニ男能公学問料一状」〔『本朝文粹』卷六「一七四」〕）

「聚レ窓之螢、漸照ニ蠹簡一、過レ庭之鯉、志在ニ竜門一」とあるから、このころ能公は、読書に励みながら対策及第を目指していたのであろう。しかし能公は、『権記』寛弘八年九月十五日条に民部丞であったことが知られるのみで、対策に及第したとは伝わらない。これを踏まえれば、「不レ論ニ才不才一」は決して謙遜ではなかったのかもしれない。

一方で、これに先立つ長徳二（九九六）年ごろに、匡衡が右中弁を兼任したいと願い出た奏状には、希望通りに兼官が叶えば、「老母」に孝養するほか、「痴児」が学問をしないのを鞭撻し、またともに朝恩に喜んで大成を励ましたいとある。

又 望請特蒙ニ天恩一兼ニ任件官一、安ニ慰老母之欲ニ傾殞一、但競ニ夕漏一以捧ニ微禄一、鞭ニ撻痴児之不ニ学問一、悦ニ朝恩一而励ニ大成一。

（「申ニ右中弁一状」『朝野群載』卷九）

匡衡は「老母」と「痴児」とを対にして、いずれも匡衡の窮状を引き立たせつつ、兼官が叶った未来を展望している。ここでの「痴児」は、誰かひとりだけに限るわけではないものと思われる。「痴児」

も愚かな子を指す語であるが、「愚息」のようにわが子の謙称として熟していたわけではない。中国には次のような用例がある。

ネ 楊素既知ニ密之才幹一、合為ニ王之爪牙一、委ニ之痴児一。
（『旧唐書』卷五十三、李密伝）

ノ 痴児不レ知ニ父子礼一 叫怒索レ飯啼ニ門東一
（杜甫「百憂集行」）

ネは楊素の子の玄感を、煬帝に反乱したという観点から「痴児」と呼ぶ。ノは父子の礼を弁えずに食事を求めて泣くわが子を「痴児」とする。匡衡はノのように、おそらくはまだ幼さの残るわが子を「痴児」と称したものである。匡衡の男子のうち、挙周は大江家を継ぐべく順調に出世を重ね、養子の時棟ものに大学頭となったが、能公は目立った事績を残さず、おそらくは対策及第を果たせなかった。しかし匡衡はわが子の才学を伸ばし、「痴児」を「大成」させようと「鞭撻」していたのである。

三、「鞭撻」の語をめぐる

いまいちど、又の「鞭_三撻痴児之不_ニ学問一、悦_ニ朝恩一而励_ニ大成一」という一節について考えたい。というのも、これが日本における「鞭撻」の語の初例であり、特徴的な表現と言えるからである。漢語

「鞭撻」は、もともとは鞭で打って使役したり懲らしめたりすることを指したが、こんにち「老骨に鞭打つ」などと言う場合に似て、転じて励ます意にも用いられた。次に挙げるのは、匡衡が目にしえたであらう「鞭撻」の用例である。

ハ 是以呉侵ニ齊境一、遂致ニ句踐之師一、趙納ニ韓地一、終有ニ上平之役一。矧乃鞭ニ撻疲民一、侵ニ軼徐部一、築ニ墨擁川一、捨レ信邀レ利。

(北齊・魏収「檄」梁文」『芸文類聚』卷五十八、檄)

ヒ 王安期作ニ東海郡一、吏録ニ一犯レ夜人一。来。王問、何処来。云、從ニ師家一受レ書還、不レ覺ニ日晚一。王曰、鞭ニ撻甯越一以立ニ威名一、恐非ニ致レ理之本一。使ニ吏送一令レ帰レ家。

(『世説新語』政事)

フ 想得江南諸父老 因レ君鞭ニ撻子孫一多

(章孝標「送ニ張孝廉帰一レ呉」『千載佳句』及第、『和漢朗詠集』慶賀「七六七」)

ハは疲弊した民衆を徴用してまで侵攻する愚を説くもので、「鞭撻」を強制的に使役するという意で用いている。ヒは、甯越は師の家から帰るのが遅くなり夜を犯してしまったが、王承は勉学に励む甯越を「鞭撻」するのは理に反すると考え、家に帰してやったという。つまりここでの「鞭撻」は懲罰を加えることを指す。一方でフは、張孝廉が及第したことに倣おうと、同郷の老人たちは子孫を「鞭撻」、すなわち励ますことであろうと詠う。

ここで又の文脈に立ち返れば、匡衡がフを直接の典拠としたであろうことがわかる。匡衡はわが子が学問をしないのを、フで「江南諸父老」が「子孫」にそうしたように、「励ニ大成」すなわち対策及第を目指して勉強せよと励ますと述べているのである。しかし、それだけであろうか。

ヒは、國立故宮博物院本ほかの『蒙求』「王承魚盜」古注にも引かれており、フと並んで平安時代にはよく知られていた。そして、王承は勉学に励む甯越を「鞭撻」しなかったが、匡衡は学問をしない「痴児」を「鞭撻」するのであるという。王承の基準からすれば、匡衡の「痴児」は「鞭撻」されても仕方がない立場という事にもなる。日本においてまだ熟していなかった「鞭撻」の語感を想像するに、励ますと言いつつも、懲罰するという印象も与えたのではないか。匡衡があえて「鞭撻」の語を用いたのは、たとえば実際に鞭で打つことはしないにせよ、いわば叱咤激励するという語感を意図してのことではなかったか。

さきほど、本当は愚かでないからこそ「愚息」が謙遜になると述べた。それとは反対に、たとえばフの「子孫」を「鞭撻」するという表現よりも、「不二学問」なる「痴児」を「鞭撻」すると表現した場合の方が、より鮮烈な印象を与えることになる。これは、自身の窮状を訴える申官爵奏状の特性に適した表現であると同時に、匡衡の日々の悩みを吐露しているとも考えられる。

二にも表れている通り、匡衡は大江家の門業を伝えることに使命感を抱いていた。そして匡衡が「愚息」の語を多用したのは、上位者にへりくだることにより敬意を示すという以上に、わが子の賢愚に人一倍関心があったからこそ、挙周が順調に出世することを喜び、謙遜してみせたのではないか。挙周だけを「愚息」と称したのは、とりもなおさず門業の後継者として期待をかけていたことの表れであろう。匡衡にとつての「愚息」は、紀伝道を支えるべき大江家の後継者を育てたいという、使命感や親心が反映されていた。この点において匡衡はわが子を「鞭撻」したのである。

四、院政期以降の「愚息」

おそらくは匡衡が「愚息」の語を多用したことと関連して、一条朝以後には「愚息」の用例が増えてゆく。院政期ごろまでは正格漢文の中にしか見られないが、その後は日記や和文脈の中にも進出を果たすことになる。まず、匡衡のように漢詩やその自注において用いる例を、院政期の漢詩を収める『本朝無題詩』からぬき出そう。

へ 題レ詩還恥彫レ竜跡 対レ燭易レ驚舐レ犢心【愚息頻漏ニ灯燭料之恩一、故云】

(藤原季綱「爐辺言レ志」「三四八」)

ホ 竜駒七日成ニ雲雨一 鶴子千年刷ニ羽毛一【李部少卿相伴子息加ニ座右一、其中少子專受ニ岐嶷之性一、

又期ニ箕裘之業一。予携ニ愚息敦周一、不堪ニ慈愛一、称ニ其才能一。憶レ子之道、賢愚惟同。故云】

(藤原茂明「秋日山居即事」「四四六」)

マ 風帆行路霽弥遠 水駅帰心秋早寒 愚息二人還咲レ父 為レ何遥赴ニ海西瀾一

(蓮禪「遅ニ留江泊一戲賦ニ舟中事一」「五〇六」)

三例のうちへ・ホは紀伝道文人による詩で、それぞれ自注でわが子を「愚息」と称している。へでは「愚息」が学問料に漏れてしまったことへの親心を言い、ホでは「李部少卿」の男子の優秀さを褒めつつも、賢愚にかかわらず「愚息敦周」に対する親心が同じであることを述べる。またマは、船中で「帰心」を抱いた時に、「愚息二人」がなぜ遠行などしたのかと、かえって父の愚かさを笑うであろうと詠

う。このように『本朝無題詩』の三例においては、「愚息」はただの謙称というだけでなく、「愚」に愚かという意味を持たせている。

一方で詩以外に目を向けると、「愚息」の用例が一举に増える。鎌倉時代までの三例を引こう。

ミ 同年九月廿六日、愚息左親衛相公溘然長逝、承保二年乙卯三月十三日、又家督礼部納言尋而薨逝。

（大江佐国「宇治大納言遣^ニ唐石蔵閣梨許^一書」『朝野群載』卷二十）

ム 来廿三日、愚息二人可^レ加^ニ元服^一。

（『雲州往来』卷中末）

メ 伊予の入道は、をさなくより絵をよく書き侍りけり。父うけぬ事になん思へりけり。無下に幼少の時、父の家の中門の廊の壁に、かはらけのわれにて不動の立ち給へるを書きたりけるを、客人誰とかや慥かに聞きしを忘れにけり、これを見て、「たが書きて候ふにか」と、おどろきたる気色にて問ひければ、あるじうちわらひて、「これはまことしきもののかきたるには候はず。愚息の小童が書きて候」といはれければ（後略）

（『古今著聞集』卷十一、画図第十六「伊予入道幼少の時不動明王の像を画く事」）

ミは『本朝無題詩』と並び早い例で、承保四（一〇七七）年三月に源隆国が成尋に送った書状である。ここでは「家督」の対として「愚息」の語を用いており、今は亡き次男である隆綱を謙称している。また『明衡往来』では、ムをはじめとする書状三例で「愚息」の語が用いられている。『明衡往来』は紀伝道文人である藤原明衡によるとされる書状の文例集で、紀伝道文人以外にも広く参照された。瀬野精一郎は金沢貞顕の書状中の「愚息」の用例を指摘するが、特に書状を起点として「愚息」の語が定着したようである。さらにはメのように、鎌倉時代になると和文脈の中にも取り入れられてゆく。ただし、わが子の賢愚に焦点を当てた上で、あえて「愚息」と称することは少なくなる。

誰にとっても、わが子の賢さ、ないし愚かさは重大な関心事となりうる。しかし、とくに紀伝道文人は後継を育成し学問を継がせなければいけないため、子息の教育に人一倍熱心であった。就中大江匡衡は、大江家の学問の継承は国家的に重要であるとまで主張する中で、わが子に期待や愛情をかけるからこそ「鞭撻」すると称し、またかえって「愚息」と謙遜するようになった。匡衡に続く紀伝道文人たちも、後継となるべきわが子の才学に強く関心を持っていたからこそ、「愚息」という謙称を詩に用いるようになり、かつ単なる謙称以上の意味を響かせていたものと思われる。その一方で、第三者に対して自分の子息を謙遜する時に便利であったため、書状などによって「愚息」の語が広く定着したということになる。

注

- (1) 『新選漢和辞典』第八版（小学館、二〇一一）。
- (2) 中世文書における「愚息」の用例について、瀬野精一郎「愚身・愚妻・愚息」（『日本歴史』五百八十四、一九九七）に言及がある。
- (3) この他に「豚犬」の語がある。もとは『三国志』卷四十七、呉書・呉主伝の裴注所引「呉歴」に「生子当_レ如_二孫仲謀_一、劉景升兒子若_二豚犬_一耳」とあるように、他人の子を貶す語であった。自己の子息を「豚犬」と称する例として、『旧五代史』卷二十七、唐書・莊宗紀（一）に、「梁祖聞_二其敗_一也、既懼而歎曰、生子当_レ如_レ是、李氏不_レ亡矣。吾家諸子乃豚犬爾」と見えるが、おそらくは前掲「呉歴」を踏まえてわが子を卑下するものであるため、例外的である。
- (4) このほか、「而老父齡傾、青衫不_レ改_二於柴靡之裏_一、愚子年少、朱衣漫曳_二於周行之間_一」（大江朝綱「為_二賀茂保憲_一請_下以_レ所_二帶爵_一讓_中親父忠行上状」『本朝文粹』卷六「二七〇」）や「其才劣

焉、雖^レ似^ニ至愚之老父^一、其祖顯矣、誠是前賢之末孫」(菅原文時「申^ニ男惟熙學問料^一状」『本朝文粹』卷六「一七二」)のような用例があるが、いずれも提出者の父や子のための奏状であり、その中で提出者自身を「愚子」や「至愚之老父」と謙称するものである。

(5) 瀬野、前掲(2)。

第八章

紀伝道文人と太公望故事

はじめに

儒者を自任する紀伝道文人にとって、天皇を教導する侍読という重要な役目があった。この存在意義を主張した代表的人物として、大江匡衡が挙げられよう。大江匡衡は一条朝を代表する文人であり、実際に一条天皇の侍読を務めた。匡衡の別集である『江吏部集』には、大江家の伝統を継いで侍読を務めることを詠う詩文が多く収められている。

大江匡衡が侍読に言及するときには、いくつかの故事を繰り返し引き合いに出していた。夙に後藤昭雄は、類似表現の重複したいが大江匡衡という詩人の病癖であると論じており、とりわけ「天皇に近侍し、師礼を以て遇されたい」ために、漢の高祖に仕えた張良や、後漢の明帝を教導した桓榮の故事を引用する傾向があることを指摘している⁽¹⁾。本章はこれらに並び、大江匡衡が侍読の例としてよく引用する太公望呂尚⁽²⁾の故事に着目する。大江匡衡の漢詩文においては、中国で引用される太公望像と

は異なる、文士・帝師としての性格が付加されているため、このような太公望像が発生した理由や、後代への影響について明らかにしてゆく。

一、中国文学における太公望像

本節では、平安朝の紀伝道文人に影響を与えた、唐代以前の中国文学における太公望像を検討する。

太公望呂尚については多くの伝承があるが、もつとも基本的なものとして、『史記』卷三十二、齊太公世家の内容を確認しておきたい。はじめに呂氏の来歴を述べた後、周の文王に仕える契機として三説を併記している。その後太公望は文王・武王の二代にかけて、謀略によって殷周革命を成立させ、營丘に封ぜられると夷狄を討伐し、のちに武庚らの反乱を討伐して齊を大国ならしめ、百余歳まで生きた、という。すなわち太公望は武臣として語られている。

中国文学において太公望に言及した最初として、『毛詩』大雅「大明」が挙げられる。殷周革命の際の、太公望の武威を鷹に喩えて褒め称えるものである。また後漢末の文人として知られる高彪の箋も同様で、アの「大明」を踏まえている。

ア 維師尚父 時維鷹揚 涼ニ彼武王^一 肆ニ伐大商^一

(『毛詩』大雅「大明」)

イ 呂尚七十 氣冠ニ三軍一 詩人作レ歌 如レ鷹如レ鸛

(高彪「箋」『後漢書』卷八十下、文苑列伝)

一方で、同じく漢末晉初期の文章には、太公望を伊尹とならべ、ともに伝説的な名臣であるとするものが見られる。次に挙げるウは、もともと湯王の後である有莘氏の付き人であつた伊尹と太公望とを並べ、名門の出身ではない武将の例として挙げている。エも同様に二者を並べるが、賤しい立場から位を極めるようになったことのみ注目しており、文武の別はない。また『史記』において三説併記の形を取っていた、太公望が文王に出会う契機について、いずれも渭水で釣りをしていたところを見出されたという、『史記』で筆頭に挙げられていた説に基づいている。

ウ 諺曰、相門有レ相、将門有レ将。夫相者、文徳昭者也、将者、武功烈者也。(中略)昔伊尹之為ニ媵臣一、至賤也、呂尚之處ニ屠釣一、至陋也。

(曹植「陳レ審レ挙表」『三国志』卷十九「魏書」、陳思王植 伝⁽³⁾)

エ 故伊尹有莘氏之媵臣也、一佐ニ成湯一遂荷ニ阿衡之号一、呂尚磻溪之漁者也、一朝指麾乃封ニ營丘一。

(阮籍「為ニ鄭冲一勸ニ晉王一牋」『新撰朗詠集』丞相^{付執政}「六三〇」⁽⁴⁾)

次に白居易の詩文を見てゆく。オはもともと隠者であつた名臣として伊尹と並べ、カは賢聖たる武將というように、概ね前例を踏襲している。

オ 勿^レ高^ニ巢与^一由 勿^レ尚^ニ呂与^一伊 巢由往不^レ返 伊呂来不^レ帰

(白居易「和答詩十首(五)、答^ニ四皓廟詩^一」『白氏文集』卷二「〇一〇五」)

カ 太公戦^ニ牧野^一 伯夷餓^ニ首陽^一 同時号^ニ賢聖^一 進退不^ニ相妨^一

(白居易「效^ニ陶潜体^一詩十六首(十六)」『白氏文集』卷五「〇二二八」)

以上を概述すれば、太公望は伊尹にならぶ名臣、高官であつて、武功に言及する例が多い。武功に関して付言すれば、唐・上元元(七六〇)年には太公望に「武成王」を追諡し、文宣王^{||}孔子に並ぶ国家祭祀の対象となつたことも、象徴的と言えよう。

二、日本における太公望像(一) —— 一〇世紀前半までの状況 ——

本節では、主に大江匡衡以前の太公望の用例を検討してゆく。日本における早い例として、『続日本紀』卷二十一、天平宝字二(七五八)年八月二十五日の、藤原仲麻呂を太保(右大臣)に任じる勅の中

に、エを引用していることが挙げられる⁽⁵⁾。その後太公望故事の引用は勅撰漢詩集中に散見されるが、一〇世紀ごろからより増加してゆく。まずは嵯峨天皇の御製詩を確認する。『蒙求』の「呂望非^レ熊」の故事を踏まえ、遊獵の場においても文王のように賢士を得たいものであるとする。

キ 不^レ学^三夏王荒^ニ此事^一 為思^三周卜遇^ニ非熊^一

(嵯峨天皇「春日遊^レ獵、日暮宿^ニ江頭亭子^一」『凌雲集』)

次に検討するのは、貞観十三(八七一)年の島田忠臣の用例である⁽⁶⁾。名臣として名高い伊尹・呂尚・管仲・晏嬰でも、董仲舒には及ばないと詠じている。「伊呂非高」は、才を踏まえた表現であろう。以降一〇世紀末までは、老齡の賢相や重臣の象徴として引用する例が多くみられる。

ク 伊呂非^レ高管晏輕 前脩未^レ及^ニ仲舒声^一

(島田忠臣「菅著作講^ニ漢書^一、門人会而成^レ礼、各詠^レ史」『田氏家集』卷上「五五」)

ケは一〇世紀前半ごろ、橘在列と源英明との間での唱和詩群の一であり、藏人頭である英明が、老齡になつてから見出された太公望のようではなく、若くして取り立てられた賈誼に近いとする。

ケ 已殊^三 呂望匡^二 周武^一 応^レ 似^三 賈生遇^二 漢文^一

(橘在列「重賦^二 雲字^一」『扶桑集』卷七)

次のコ・サはともに菅原文時の作品で、太公望の故事を引用している。コは句題の通り「賢士」の代表として、太公望と商山四皓とを並べている。またサは辞表に回答する勅答と呼ばれる文体の文章で、忠平が老齡を理由に辞職しようとしたものを、白髪になる程の齡となっても、太公望が煙溪に帰ったということはないと述べ、藤原忠平の辞表を却下するという文意である。

コ 慇懃渭水携^レ 璜客 想像商山戴^レ 白人

(菅原文時「遠思^二 賢士風^一」『類聚句題抄』「九一」)

サ 昔呂望鬢辺之雪、世未^レ 伝^三 其婦^二 煙溪^一、 姫奭面上之波、人豈謂^三 之踰^二 粉沢^一。

(菅原文時「答^二 貞信公致仕表^一勅」『本朝文粹』卷四「〇五三」)

以上の四例は、太公望の賢臣であるという性格を、中でもケ・サは老齡や晩成という性格を利用しており、一〇世紀前半までには太公望故事の共通の利用法が定まりつつあった。また太公望の引用史と

いう観点からは、特にサの勅答に留意する必要がある。それは『本朝文粹』所収の勅答や辞表において、サを典型とするような引用表現が多いからである。これらについては、次節で検討を加える。

三、日本における太公望像（二）——老賢相としての太公望——

本節では、老賢相としての太公望故事の引用を検討する。このような引用は、サをさきがけとして特に辞表や勅答に集中する。平安時代中期以降、辞表は大臣以上の職を辞する時に出され、それ以下の官は辞表を出した。そのため辞表と、それに答える勅答とにおいて、老賢相の故事の需要があつたのであろう。コ・サでも太公望故事を引用していた菅原文時は、サでは辞職を慰留していたのと対称的に、藤原兼通に代作した辞表において、辞職の論拠として太公望故事を引用している。

シ 昔菅丘在_レ周、猶是七年之晩遇也、安平居_レ晉、寧非_ニ八旬之早衰_一乎。

（菅原文時「為_ニ忠義公_一」辞_レ職第一表」『本朝文粹』卷四「一一三」）

「菅丘」は太公望が建国した斉の都で、ここでは太公望本人を指す。「七年之晩遇」は、十三世紀前半に成立した菅原為長撰述の類事書である『文鳳抄』の、「聖人」や「玉」部に「渭釣七年」とある故

事に当たる⁽⁸⁾。すなわち太公望や司馬孚でさえ晩成であるのに、彼らより若く未熟な兼通にとっては、太政大臣など務まらないという主張である。

つぎに大江匡衡の辞表を検討する。ただしその前に、サを典故とする表現が天元二（九七九）年の大江匡衡の対策に見られることも、一連の事象として留意する必要がある。なぜならば、これは菅原文時のコ・サを踏まえていると考えられるからである。

ス 太公望之遇^ニ周文^一、渭浜之浪疊^レ面、綺里季之助^ニ漢惠^一、商山之月低^レ眉。

（大江匡衡「寿考」対策『本朝文粹』巻三「〇八二」、『和漢朗詠集』老人「七二七」）

スの上句は、サでは姫奭についての描写であつた「面上之波」を太公望に対して用いている。さらに下句コでも対句関係にあつた商山四皓の故事（ここでは特に綺里季）を継承した形になっている。ここで特筆すべきは、スについて次のような逸話が残っているということである。

又帥被^レ命云、匡衡献策之時、文時前一日被^レ告^レ題。匡衡参^ニ文時亭^一、期日今明也、題如何^ト問之
処、文時、足下為被^レ好^ニ婚姻^一、自所^レ好^ニ寿考^一也^{云々}。即帰了。当日早旦、被^レ告^ニ微事^一^{云々}。太

公望之遇ニ周文一、渭浜之浪疊レ面。菅三品見レ之云、面疊ニ渭浜之波一、眉低ニ商山之月一ト可レ作ト被レ直^{云々}。此事又叶ニ区々之短慮一。有レ興々々。

（『江談抄』五―六十六）

大江匡衡の対策において、菅原文時が問答博士を務めた。匡衡は文時から前日に「寿考」という出題内容を知らされたため、文時の文章を研究して作文したのであるという。よつてスは、文時の太公望故事引用の仕方を、匡衡が学び取った成果と見做しうる。山田尚子は日本で新たな中国故事の受容や表現が醸成され、本朝の文人間に継承されたと論じる⁽⁹⁾が、その継承の様態が明らかな事例と考えられよう。

セ・ソは永祚二（九九〇）年に、匡衡が藤原兼家に代作した辞表の、第二表と第四表である⁽¹⁰⁾。繰り返し兼家が太公望に及ばないことを述べ、不相応な厚遇を辞している。この場合は年齢については言及していないが、やはり「賢相」の代表例として性格づけている。

セ 彼湯武聖主也、然不^レ能^下乘^ニ斡舟一而浮^中江湖上、伊呂賢相也、然不^レ能^下策^ニ驪馬一而馳^中郊野上。
雖ニ寔聖主賢相一、未^レ若^三越人与^ニ胡兒一者。

（大江匡衡「為ニ入道前太政大臣一辞ニ職并封戸准三宮一第二表」『本朝文粹』卷四「一一四」

ソ 歩ニ榮路一以迷ニ止足一、遥謝ニ厲郷之塵一、立ニ恩涯一以釣ニ虚名一、独慙ニ渭浜之浪一。

(大江匡衡「同第四表」『本朝文粹』卷四「一一六」)

さらに巨勢為時が作成した勅答にも、太公望故事の引用が見られる。夕はサ・スを踏まえた表現で、太公望や商山四皓の一人である園司徒が老齡ながら重責を担ったように、源重信の辞表を却下し、まだ職務を続けなければならぬと説いている。

夕 昔呂尚父之面波、別ニ渭水一而猶疊、園司徒之鬢雪、出ニ商山一而既寒。然周文漢惠、皆資ニ嘉謨一者也。

(巨勢為時「答ニ六条右大臣辞レ職表一勅」『本朝文粹』卷二「〇五五」、『新撰朗詠集』老人)

以上をまとめると、菅原文時が勅答と辞表(サ・シ)で太公望故事を用いた後、大臣等の高官の去就を論じるための引用が見られるようになった。セく夕の三例はほぼ同時の作品であり、このころまでに老賢相としての用法が定着したと考えられる。

四、大江匡衡による太公望像の変容（一）——文士としての太公望——

これまで辞表や勅答を検討し、高位高官を象徴する人物として、太公望故事が引用されていることを明らかにした。しかしながらその後、大江匡衡は太公望を文士として、決して高位高官ではない匡衡自身に准えるという、新たな用法を發明している。それが確認できる初例であるチは、正暦四（九九三）年の冬に、藤原道長に陪して比叡山に登った際の詩序である。⁽¹¹⁾

チ 開^レ霧則見^ニ清顔^一、類^三周文之遇^ニ師父^一、抄^レ海則聞^ニ浪迹^一、譏^三漢武之求^ニ神仙^一。

（大江匡衡「七言冬日登^ニ天台^一即事、応^ニ員外藤納言教言^一」詩序、『江吏部集』卷上）

木戸裕子はチについて、晉・孫綽「遊^ニ天台^一山^一賦」序に基づいて比叡山の周辺を述べた中で、仏教的な部分に続く「儒教的な漢籍を引用した部分」とし、この箇所を『漢武故事』に見える、漢武帝が長生を願い、道士たちに神仙を探させた故事を引いている。『漢武故事』は道教的な書だが、それを「そしる」のだから儒教的な立場といえる」と説明する⁽¹²⁾。ただしチは比叡山周辺の実景から、君子が賢才を重用した故事を導き、藤原道長の人徳を称賛したものと考えるべきであろう。

チの前半は『初学記』霧に「徐幹中論曰、文王遇_二姜公於渭陽執_レ竿而釣_一。文王得_レ之、灼若_三披_レ雲而見_二白日_一、霍若_三開_レ霧而觀_二青山_一」とある故事に基づき、霧が晴れて琵琶湖が見えるのは、あたかも文王が太公望に出会った時のようである、という意である。また後半の「漢武之求神仙」は、『文鳳抄』「宮館」部に「漢武望仙」とある故事と同一ではないか。『文鳳抄』においては「燕照重士」、すなわち燕の照王が郭隗を用いた「まず隗より始めよ」の故事と対になっている⁽¹³⁾。チより一〇年ほど後れるが、又にも引く大江以言「所_レ貴是賢才」詩序の末尾に「遥望_二仙殿_一、長慕_二隗台_一」とあることは、まさに『文鳳抄』の組み合わせ通りの用例であろう。以言の対句はどちらも句題である「所_レ貴是賢才」の意を敷衍しており、「遥望_二仙殿_一」は賢才を重用する意であると考えられる。そこでチに戻れば、「周文之遇_二師父_一」と「漢武之求_二神仙_一」とはともに賢才を重用する意と解せられよう。権大納言にすぎない藤原道長を文王・武帝に准え、太公望や神仙のような賢才、すなわち大江匡衡らを重用すると述べているのである⁽¹⁴⁾。

より明確な例として、大江匡衡は自身の官職を求める奏状の中でも、太公望故事を用いている。ツ・テは、いずれも長徳二（九九六）年前後に提出されたものである⁽¹⁵⁾。

ツ 然猶匡衡射レ鵠与ニ実輔射レ鵬、文武之藝、決ニ其雌雄一如何、匡衡閱ニ百家一与ニ安隆造一屋一、国家之用、論ニ其殿最一如何。彼呂尚者屠釣之賤老也、説ニ文韜一而礼遇無双、蕭何者翰墨之柔臣也、超ニ武将一而爵禄第一。明王擢ニ文士一、不レ憚ニ衆議一者也。

(大江匡衡「申ニ越前尾張等守一状」『本朝文粹』卷六「一六一」)

テ 以ニ久沈一未ニ必為一レ愚、顔駟歴ニ三代一而武帝賞レ之、以ニ徒劳一未ニ必為一レ賤、太公望七旬而文帝師レ之。

(大江匡衡「申ニ右中弁一状」『朝野群載』卷九)

ツは文が武に優越することを説く文脈で、太公望は、「文韜」を説いた帝師であつたため、文士として一番に厚遇されたとしている。「文韜」は兵法書である『六韜』の一篇であり、『日本国見在書目録』においても『六韜』は「兵家」に分類されているが、ここでは後文の「武将」と対応しているように、「文」としての側面を強調していることになる。テはケ・シと同様に匡衡の「久沈」や「徒劳」を言い、やはり太公望を大江匡衡自身に喩えている。

しかも匡衡が侍読となつた長徳四(九九八)年以降、太公望が帝師であるとする傾向は、より顕著になる。匡衡は太公望を侍読として見做し、自身の状況と重ね合わせるようになってゆく。

ト 榮ニ於桓榮^一、尚ニ於呂尚^一。彼西曹始祖菅清公者貞觀侍讀也、聽^三乘^レ車出^ニ入宮中^一。此東曹末儒江匡衡者長保侍讀也、得^三賜^レ馬進^ニ豨城外^一。君之崇^レ師、古今如^レ此。

(大江匡衡「奉^ニ藤原行成朝臣^一状」『本朝文粹』卷七「一九四」)

ナ 呂望授來文武学 桓榮独遇漢明時

(大江匡衡「冬日侍^ニ飛香舍^一、聽^三第一皇子初讀^ニ御註孝經^一、応^レ製^一」『江吏部集』卷中「〇九二」)

ニ 投^レ竿呂望衡^ニ新詔^一 衣^レ錦買臣到^ニ故郷^一 侍讀何居^ニ東海外^一 翰林宜^レ在^ニ子城傍^一

(大江匡衡「遷^ニ丹州刺史^一、歸^ニ旧国尾州^一、有^レ感以^レ詩題^ニ庁壁^一」『江吏部集』卷中「〇六八」)

トは尾張守として赴任する際に、侍讀であるがゆえに特別な待遇を受けたことを、桓榮や太公望を上回る榮譽を受けたという。ナは第一皇子の読書始に際し、文王・武王に学を授けた太公望に比して、

匡衡が二代にわたり侍読として仕える榮譽を述べる。二は侍読と尾張守を兼任してきた労苦を、斉国に封じられた太公望らと対比している。

先学の指摘する通り、大江匡衡にとつては、大江家累代の侍読の業を継ぐことが極めて重要であった。さらに言えば侍読が天皇を教導するとともに、天皇が侍読を厚遇するという理想的な師弟関係を追求している。匡衡がそのために桓榮・張良・太公望の故事を頻用することは既に述べたが、明帝に経学を教えた桓榮を引用するのは当然として、劉邦に兵法を説いた張良や、中国では武将として扱われる太公望までも、帝師として解釈しうると捉え、それらを侍読と位置付けて、自説を補強したものと考えられる。

そして大江匡衡以外にも、太公望を「賢相」よりも一般化した「賢才」と位置付け、大臣より低い身分に准えて引用する現象が、「所貴是賢才」を題として行われた詩宴において作られた詩や詩序に見られる。

又 齊桓公之得_二道左_一矣、便商頭牛口之疋夫、周文王之載_二車右_一焉、亦猶渭陽鶴髮之賤老者也。

(大江以言「七言早夏陪_レ宴、同賦_二所_レ貴是賢才_一、各分_二一字_一、応_レ製」詩序、

『本朝麗藻』卷下、『本朝文粹』卷九「二四〇」)

ネ 磻溪跡去雲空宿 傳野道開月独昇 春岸釣拋忘ニ緑草一 朝端齡老杖ニ紅藤一

(大江以言 同詩、『本朝麗藻』卷下)

ノ 殷帝詔巖郊野月 周文礼厚渭陽風

(一条天皇 同詩、『十訓抄』三—十六)

又ノでいう「賢才」は必ずしも紀伝道文人に限ったものではなく、同席していた藤原道長等の高官も含むところではある。ただし又では、卑賤ながら取り立てられた例として太公望を挙げており、大江以言をはじめとした文人の出世を、太公望に託していると考えられる。続くネ・ノは句題詩であり、ともに文王が太公望を見出した故事と、殷の武丁が傳説を探し出した故事を引いて、句題である「所貴是賢才」を敷衍した箇所当たる。前節で確認したように、辞表や勅答では太公望を「賢相」として引用していたが、それから二十年ほどの間に太公望像が拡張し、身分にかかわらず賢才一般を指すものとして、普及していったのである。

さらにこのような拡張の前兆として、大江匡衡が侍読として太公望故事を用いていることが、以前から周囲に認識されていたと考えられる事例がある。

ハ 周文之用ニ呂尚父一也、彼何人乎。自愛自愛。弥学ニ聖道一、教ニ我后及ニ於堯舜一。

(藤原行成「同返報状」『本朝文粹』卷七「一九三」)

ハは藤原行成が大江山匡衡の書状(『本朝文粹』卷七「一九二」)に対して出した返事の末尾である。さきに匡衡が、除目に漏れた恨みを綴ったのに対し、行成は侍読として一層精進するように説く。ここで「呂尚父」すなわち太公望が侍読として引用されており、「周文之用呂尚父」が天皇の侍読を厚遇することを指すことは、後の「教我后及於堯舜」からも自明であろう。それでは続く「彼何人乎」とは誰のことを言っているのか。匡衡に宛てた書状においてこのように述べる場合、一条天皇が匡衡を用いることに他ならない。すなわち匡衡が太公望を自己に准えていることを、行成は熟知していたがゆえに、あえて太公望故事を引用して匡衡に辛抱を促したのではないか。匡衡が太公望故事を侍読や文士の例として引用していたことは、このように周囲に浸透していったと考えられる。

五、大江匡衡による太公望像の変容(二) — 天皇の外戚としての太公望 —

前節では大江匡衡が太公望を文人や侍読に准えはじめたことを述べた。一方で、太公望が周室の外戚であるとし、藤原道長に准えるような故事引用もしている。大江匡衡は太公望に、賢相、文士、侍読、外戚というさまざまな性格を見出し、作文において自在に使い分けていたのである。

ヒ 孫弘闇月集ニ賢士一 呂望家風開ニ后房一

(大江匡衡「夏夜同賦ニ池台即事」応レ教「江吏部集」卷上「〇四二」)

前句は公孫弘が客館に賢士を招いたように、藤原道長が匡衡らを目にかけることをいう。ただし後句にみえる太公望故事は、ここではチなどとは異なり、道長の娘である彰子が、一条天皇の第二皇子を出産したことを准えている。『藝文類聚』卷十五、「后妃」部に「帝王世紀曰、武王妃太公之女、曰邑姜。修ニ教于内一、生ニ太子誦一」と見える、成王の母である邑姜が太公望の娘であるという説によるものである。日本ではヒ以前の例は見出しえないが、後代には藤原敦光も次のフのように、藤原忠実が崇徳天皇の中宮聖子の祖父であることを、姜氏とその父である太公望や、後漢の和熹皇后とその祖父である鄧禹の関係と比している。

フ 昔姜氏者呂尚父之女也、長雖レ伝ニ戚里繁昌之風一、和熹者鄧大傅之孫也、無レ不レ逢ニ掖庭冊立之日一。

(藤原敦光「知足院禪定前大相国辞ニ隨身」表「本朝統文粹」卷五)

六、院政期における太公望故事引用

これまで一条朝期までの日本漢詩文を検討し、太公望故事に様々な意味を持たせていることを明らかにしてきた。本節では簡単ではあるが、その後院政期までの漢詩文における用例を確認したい。

まず第三節で論じた、周の文王が太公望を迎え入れた故事を、天皇と大臣の関係として引用することは、辞表や辞状における常套表現となり、『本朝続文粹』所収の辞表にはフ以外に八例、大臣が兼官を辞めるための辞状には二例が確認できる。一例を挙げると、藤原正家は寛治四（一〇九〇）年の辞表において、周公旦と太公望が成王の親戚であるように、天皇の親戚であり、かつ賢相であるものだけを摂政に任用するように求めている。

へ 雖_二左戚之元老_一、非_二姫旦之化_一者無_レ居、雖_二右賢之重臣_一、非_二渭陽之寄_一者不任。賢戚相該、能安_二此_一挙_一。

（藤原正家「同公（藤原師実）辞_二摂政_一第三表」『本朝続文粹』巻四）

また『新撰朗詠集』に採られているものとして、藤原実綱「水上落花輕」詩序がある。これもへと同様に、白河院の勝景から文王と太公望や、唐・太宗と魏徴のような、理想的な君臣関係を連想するもの

である。冒頭で白河院を「今則博陸侯・右丞相之別業」と述べていることから、藤原頼通が関白、藤原師実が右大臣であった治暦二（一〇六六）年か翌三年の三月に、後冷泉天皇の白河院行幸に侍した時の作と考えられる。ここでは特に池に注目した表現になっており、比叡山から見下ろした琵琶湖に太公望を重ね合わせたチと同想と見做せよう。ただしチのように自身を太公望に准えているのではなく、あくまでも後一条天皇と頼通父子の関係を讃えている。

ホ 回塘春柳、太公之釣垂_レ糸、曲池秋波、魏徵之鏡開_レ匣。

（藤原実綱「七言暮春侍_三行幸_二白河院_一、同賦_二水上落花輕_一、応_レ製_一」詩序、
『本朝統文粹』卷九、『新撰朗詠集』丞相_{付執政}「六三三」

一方で、太公望を文人である自分自身に重ね合わせるものもある。保延元（一一三五）年の藤原敦光の奏状では、太公望や公孫弘を「老与_レ学兼_レ之者」の象徴として挙げており、老齡の自分自身をこれらに准えて、陸奥守に任じるように求めている。

マ 便知老与_レ学兼_レ之者、世所_レ重也、君所_レ賞也。是以周文王之崇_二呂尚父_一也、旁致_二庶民之子来_一、
漢武帝之抽_二公孫弘_一也、久保_二八旬之仙算_一。

(藤原敦光「申ニ陸奥守一状」『本朝続文粹』巻六)

以上のように、賢相や賢士、天皇の外戚という、一条朝期までにみられた太公望故事の用法は、前節で引用したフも含め、院政期までそれぞれに併存している。また一三世紀初頭に成立したと思われる『擲金抄』巻中、「師」部には「呂尚張良桓榮」⁽¹⁶⁾とあり、鎌倉時代初期まで太公望が侍読として受容されてきたことも伺えよう。さらに言えば、初めに述べたとおり、大江匡衡が侍読の例としてよく引用するのが、まさに呂尚・張良・桓榮の故事なのである。大江匡衡が菅原文時に学んだように、後代の文人もまた、大江匡衡の詩文を学んで太公望故事を継承していたことが示唆されよう。

まとめ

唐代以前の中国文学においては、太公望は賤しい老人が武将として取り立てられ、重用された例として定着しており、日本でも一〇世紀以前の段階では、これをそのまま受容していた。その後一〇世紀半ばにかけて、菅原文時が勅答や辞表において、老齡や賢臣という性格に注目して太公望故事を用い始める。これを常套表現として定着させたのが、対策の試験対策として、菅原文時の太公望故事の引用の仕方を学んだ大江匡衡であった。

大江匡衡ははじめ辞表において賢相としての太公望像を引用するが、次第に自分自身を准えるようになる。はじめは名君が文士を重用する例として引用し、匡衡が侍読になると、太公望が文王・武王を教導した帝師であると位置づけるようになる。匡衡にとって太公望故事は、自身が文人として歩み始めた記憶と深く結びついており、このことが影響したのかもしれない⁽¹⁷⁾。それぞれ天曆聖代、寛弘聖代を代表する文人である、菅原文時と大江匡衡が発展させた太公望故事の性格は、その全てが併存しながら院政期にも受け継がれた。大江匡衡が繰り返し侍読として引用した呂尚・張良・桓榮の三者が、『擲金抄』にもそのまま掲げられていることも、これと関連しよう。太公望故事の継承という観点からも、改めて菅原文時と大江匡衡の影響力を計ることができる。

注

(1) 後藤昭雄「大江匡衡の詩文」(『語文研究』三十一・三十二、一九七一↓『平安朝漢文学論考(補訂版)』勉誠出版、二〇〇五)、二六五頁。

(2) 太公望は、姓は姜、氏は呂、名は尚であり、様々な呼び方がある。以下本文中では太公望に統一する。

(3) 『藝文類聚』卷五十三、薦挙に、「魏陳思王曹植自試表曰(中略)、又表曰」として引用箇所を含む一部が同文として引かれる。

(4) 『文選』卷四十にも阮籍「為_ニ鄭沖_一勸_ニ晉王_一賧」が収められるが、『新撰朗詠集』とは異文である。本章では日本における受容という観点から『新撰朗詠集』に依った。現行の『文選』所収本文は以下の通り。「故伊尹有莘氏之媵臣耳、一佐_ニ成湯_一遂荷_ニ阿衡之号_一、周公藉_ニ已成之勢_一、據_ニ既安之業_一、光_ニ宅曲阜_一、奄_ニ有龜蒙_一、呂尚磻溪之漁者、一朝指麾乃封_ニ管丘_一」。

(5) 「其伊尹有莘之媵臣、一佐_ニ成湯_一遂荷_ニ阿衡之号_一、呂尚渭浜之遺老、且弼_ニ文王_一終得_ニ管丘之封_一」。「呂尚」以下はエと異なるが、この部分の直接の出典は未詳。

(6) 川口久雄は菅原道真「重陽日侍_ニ宴紫宸殿_一同賦_ニ玉燭歌_一応_レ製」(『菅家文章』巻二「一四四」)の「終見_ニ大臣謁_ニ渭橋_一」句を太公望の故事と解するが(日本古典文学大系頭注)、『史記』巻十、孝文本紀に見える、文帝が即位する際に、文帝の使者を宰相以下が渭橋に迎えた故事を言うものである。

(7) 後藤昭雄「経国の文―文体が担う社会的機能―」(河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五↓後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七)。

(8) 本間洋一は「渭釣七年」は任昉「百辟勸_ニ進今上_一賧」(『文選』巻四〇)李善注所引『尚書中候』等に基づくとする。(歌論歌学集成頭注)。

- (9) 山田尚子「新味と継承―『和漢朗詠集』の故事の表現をめぐる―」（『藝文研究』九十二、二〇〇七）↓『中国故事受容論考―古代中世日本における継承と展開―』勉誠出版、二〇〇九）。
- (10) 関白を辞す「復辟」の辞表中の引用であることの意味については、山田尚子「周公旦の故事と摂政」（『国語国文研究』四十九、二〇一四）↓『重層と連関―続中国故事受容論考』勉誠出版、二〇一六）に詳しい。
- (11) 木戸裕子「江吏部集試注（十）」（『人文』二十六、二〇〇二）。
- (12) 木戸裕子「大江匡衡と仏教―「冬日登天台即事」詩を中心として」（『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』四十三、一九九二）。
- (13) 『文鳳抄』は続けて「漢ノ武帝起_ニ望仙宮_一」と説明する。これについて本間洋一は、『初学記』巻二十四「宮」部に見られる、武帝が望仙宮を建てたという記述に基づくとする。（歌論歌学集成頭注）。また『擲金抄』「宮館」部にも「漢武望山_{燕昭重士}」とある。
- (14) 大江匡衡の詩序において、詩宴を主催した高位者を賢才の登用に熱心であるとして称賛する例はよく見られる。一例として永観二（九八四）年に藤原濟時邸で開かれた詩宴において、濟時を「退_レ佞進_レ賢、致_ニ君於堯舜_一、軽_レ財重_レ士、比_ニ跡於伊周_一」などとする（「秋情月露深」詩序『江吏部集』巻上）。

(15) テの「申右中弁状」は年記を欠くが、後藤昭雄が長徳二年ごろと推定するのに従う。後藤昭雄『大江匡衡』（吉川弘文館、二〇〇六）。

(16) 『擲金抄』「師」部に太公望故事が掲出されていることについては、川村卓也氏から教示を得た。

(17) 大江匡衡が度々言及する「文道」や「聖代」についても菅原文時の強い影響が見られることは、第二章・第四章に論じた。

終章

平安時代中期の紀伝道文人と「聖代」

はじめに

これまで三部八章にわたり平安時代中期の紀伝道文人の文学について検討してきた。第一部では紀伝道文人による申官爵奏状に注目し、第二部では一条朝による菅原道真に追贈する詔を検討することで、紀伝道文人と朝廷とが相互に好文・用賢を重視していたことを明らかにした。また第三部では、これらの思潮が反映された特徴的な語彙について検討した。

平安時代中期の紀伝道文人を本論文の題名として掲げたのは、菅原文時を起点として、大江匡衡などの一条朝の紀伝道文人を論じるためであった。菅原文時から一条朝の紀伝道文人への影響関係は各章において具体的に指摘してきたが、本論文の構成上、総体的に論じることができなかった。そこで終章では、改めて平安時代中期という枠組みから一条朝の紀伝道文人を論じるとともに、一条朝の後に、一条朝が「聖代」として記憶されることになるまでの展望を述べることにしたい。

一、平安時代中期の紀伝道文人と文道

『江談抄』五・四十九に「於レ詩者可レ習ニ文時之体一也云々」とあるように、菅原文時の詩文は後代の模範となっていた。文時の別集である『文芥集』は散逸しているが、『和漢朗詠集』や『本朝文粹』を中心にも多くの作品が伝わることから明らかである。文時の表現が後代に受容されたことに関しては、本論文でも多くの事例を指摘してきた。たとえば第二章において、大江匡衡「申ニ弁官・左右衛門権佐・大学頭等一状」（『本朝文粹』卷六「一六〇」）が、文時の「封事三箇条」（『本朝文粹』卷二「六八」）を表現面と内容面とで踏襲していることを明らかにした。また第八章では、大江匡衡が菅原文時の詩文を研究して太公望故事を学び取り、その後に帝師としての太公望という、あらたな故事の表現方法を生み出した過程を論じた。

文時は、漢詩文における表現のみならず、その思想においても影響力を有していた。文時の弟子や後輩たちは、漢詩文の表現を学び取るだけでなく、同時に文時の思想も摂取していたのである。その一例として、文時の高弟である慶滋保胤らが中心となり、村上朝の康保元（九六四）年に紀伝道の学生と天台僧とが交流する勸学会が創始された。この初回から参加した源為憲は、勸学会について「ユノ世、後ノ世ニ、ナガキ友トシテ、法ノ道、文ノ道ヲタガヒニアヒス、メナラハム」（『三宝絵』「比叡坂本勸学会」）ことが目的であると説明するが、はたして紀伝道文人の結衆の間に連帯感や同窓意識を生じさせるものであつた^①。

第二章・第五章に整理したように、吉原浩人はこの「文ノ道」が、白居易「賦賦」にみえる「文道」や、菅原文時「封事三箇条」に見える「文章道」に由来すると指摘した。さらに、文時の高弟であり勸学会の中心的存在であつた慶滋保胤が菅原道真を「文道之祖」と称揚したことなどを踏まえて、勸学会と天神信仰とを結び付けるとともに、「文道」が家門意識や同門意識と関係することを論じている^②。その「文道」の由来となつた白居易「賦賦」と菅原文時「封事三箇条」とは、第二章においてもそれぞれ個別に引用したが、改めて「文道」や「文章道」にかかわる箇所を確認しよう。

我国家恐ニ文道寝衰、頌声凌遲^一。乃拳ニ多士^一、命ニ有司^一、酌ニ遺風於三代^一、明ニ変雅於一時^一。

（白居易「賦賦」『白氏文集』卷二十一「一四二二」）

一、請_下不_レ廢_ニ失鴻臚館_一懷_ニ遠人_一勵_中文士_上事

(前略) 國家故事、蕃客朝時、扱_ニ通賢之倫_一、任_ニ行人之職_一、礼遇之中、賓主鬪_レ筆。又扱_ニ諸生能_レ文者_一、令_レ預_ニ餞別之席_一。因_レ茲翰苑銳_レ思之士、無_レ不_下以_レ對_ニ蕃客_一為_中其心期_上。(中略) 今陳_レ不_レ廢_ニ此館_一者、蓋亦為_ニ文章道_一焉。夫文章者、王者所_下以_レ觀_ニ風俗_一、厚_ニ人倫_一、感_ニ鬼神_一、成_中教化_上也。無_レ翼而飛、無_レ脛而至。敵国見_レ之而知_レ有_ニ智者_一、故憚而不_レ侵、殊俗聞_レ之而覺_レ有_ニ賢人_一、故畏而自服。魏文帝所謂、文章經国之大業、不朽之盛事者也。伏望深_レ遠慮、勿_レ廢_ニ失此賓館_一。然則遐方不_レ離_レ心、文士無_レ倦_レ業。是則示_ニ海外_一以_ニ仁沢之広_一、耀_ニ天下_一以_ニ威風之高_一也。

(菅原文時「封事三箇条」『本朝文粹』卷二「六八」)

白居易「賦賦」は、「挙_ニ多士_一、命_ニ有司_一」すなわち文人を登用し活躍させることにより、「文道」を復興したとする。また菅原文時「封事三箇条」も、かつて鴻臚館に蕃客を迎えた際には、「通賢之倫」を扱_レんで詩文により饗応させていたとし、その鴻臚館を復興することで「文章道」が盛んになり、結果として「文士無_レ倦_レ業」となると述べている。このように、「文道」はそもそも賢才を登用することを内包した概念であったのである。こうした「文道」は、菅原道真を「文道之祖」とみなす信仰に繋がる

とともに、好文・用賢としての「聖代」観が生じる背景にもなった。「文道」が盛んであれば、すなわち紀伝道文人が相応に処遇され、その実力を発揮することができたのである。

くわえて、文時は祖父道真を祀る天神信仰にも直接的に関与していた。北野社の運営をめぐっては、北野での天神信仰を創始した多治比奇子らと、菅原氏や藤原氏と関係を深めた最鎮らとの間に対立があったとされる⁽³⁾。文時は最鎮を支持しており、「最鎮記文」が引く貞元元（九七六）年十一月七日の太政官符は、菅原文時が提出した奏状によって、最鎮に寺務を領知するように命じている。

その文時が天元四（九八一）年に没した後、寛和二（九八七）年には慶滋保胤が北野社で『法華経』作文会を開こうと起請した。この願文の中で、保胤が菅原道真を「文道之祖」と称揚したわけである。この翌年には、すでに出家した保胤は直接には関与しなかったと思われるが、初の北野作文会が開かれることになる。勸学会や北野作文会という文場において、紀伝道文人は密接に交流していた。おそらくこの前後に、文時をはじめとする菅原氏や、その門人たちの影響があつて、北野社の信仰が道真を「文道之祖」と位置づけるものへと傾斜していったのである⁽⁴⁾。

そして第五章で論じたように、正暦四（九九三）年に一条天皇が道真に追贈した詔には、（一）とあり、すでに道真を「文道之祖」とみなす信仰の影響が確認できる。また第四章では、一条朝の紀伝道文人が一条天皇の治世を好文の「聖代」と称するとともに、好文・用賢の治世こそが聖代であると定義していたことを明らかにした。道真を「文道之祖」とみなす天神信仰や、一条朝の紀伝道文人にみられた「聖

代」観は、菅原文時が文学を重視し紀伝道文人を重用することの重要性を再三にわたって訴え、また祖父道真を「文道之祖」とみなして尊崇していたことに由来する。文時の思想が勸学会結衆の間に生じた連帯感や同窓意識の中で再生産され、またより整理されてゆくことで、一条朝期に紀伝道文人に特有の「聖代」観が生じるとともに、紀伝道文人の枠を超えて天神信仰が盛んになったと考えたい。

菅原文時が表現と思想の両面において多大な影響を与えたことを述べたが、第四章・第五章で論じた天神信仰や「聖代」観は、特に思想面での影響の実態を示すものでもあった。紀伝道文人の言説が広がる過程においては、勸学会や北野作文会が大きな役割を果たしたのである。その一方で、菅原文時と大江匡衡を除けば、平安時代中期の紀伝道文人の漢詩文の大部分が散佚しているために、その営為を完全に把握することは困難と言わざるを得ない状況がある。ただし「文道之祖」としての天神信仰や、好文・用賢の「聖代」観が定着したからには、文時や匡衡以外にも、多くの紀伝道文人が言説を共有し、再生産していたものであろう。

また当然ながら、勸学会や北野作文会に限らずとも、紀伝道文人どうしは言説を相互に受容していた。これについては多くの論考があり⁵⁾、第七章・第八章でも論じたところである。

二、「聖代」のあと——平安時代後期にむけて——

大江匡房「詩境記」(『朝野群載』卷三)に、「我朝起_ニ於弘仁・承和_一、盛_ニ於貞觀・延喜_一、中_ニ興於承平・天曆_一、再昌_ニ於長保・寛弘_一とあることに象徴されるように、一条朝が好文の御代であったことは、後代の共通認識となっていた。その一方で、一条朝に続く三条・後一条朝は、好文の御代と称されるのが少ない。それでは一条朝において盛んになった「文道」はどのようになったのであろうか。

第四章でも述べたが、寛弘八(一〇一〇)年から翌年にかけて、一条天皇と、その御代を聖代と称賛した大江匡衡とが相次いで世を去ることとなった。ただし、大江匡衡をはじめとする一条朝の紀伝道文人は、こののち即位する三条天皇・後一条天皇や、その朝廷を撰閲として補佐することになる藤原頼通を幼時より教育していた。このように三条朝・後一条朝は、好文の「聖代」であった一条朝の余韻が及びうるものであったが、しかし一条朝のようには「聖代」とみなされなかった。

『本朝文粹』は後一条朝の長元三(一〇三〇)年を下限に漢詩文を収載するが、大部分は一条朝以前の漢詩文で構成されている。その下限である藤原齊信「後一条院御時女一宮御着袴翌日宴和歌序」(巻十一「三四六」)にしても、一条朝以後に和歌序が多く作られるようになったという経緯があり、『文粹』に和歌序の部立を設けるとすれば、編者と近い時代にその作者を求めねばならなかった⁽⁶⁾とい

う特段の事情によるものであろうから、「一条朝に活躍した詞人をもつて区切をつけようとしたもの」とする大曾根章介の見解に従いたい。

そして、『本朝文粹』の編者である藤原明衡は次のように述べている。

明衡少壯之比、茂才之時、尋_ニ古跡_一而開_ニ燕会_一、課_ニ讜材_一而崇_ニ鳳文_一。若浴_ニ聖代之恵_一、盍_レ竭_ニ学官之誠_一。

(藤原明衡「申_ニ大学頭_一状」『本朝続文粹』卷六)

抑一条院御宇之間諸道盛興、六籍遍弘。彼時文士、皆以早世。習_ニ其旧風_一者、明衡独遺。

(藤原明衡「申_ニ一階_一状」『本朝続文粹』卷六)

藤原明衡は、三条朝の長和三(一〇一四)年に「茂才」すなわち文章得業生となり、後一条朝の長元五(一〇三二)年に対策に及第した。ただし長和三年の時点で、紀齊名・大江匡衡・大江以言・高階積善などの「一条朝に活躍した詞人」はすでに「皆以早世」であつた。そして明衡は、文章得業生の頃に「古跡」を尋ねて詩宴を開き、「讜材」すなわち浅学菲才ながら作文したのであるという。「古跡」はふつう旧跡の意であるが、「尋_ニ余資於魯国_一、則仲尼之玄風永伝、檢_ニ古跡於漢官_一、亦西母之紫雲忽聳」(藤原有信「弁_ニ輿輦_一」対策『朝野群載』卷十三)などのように、故事の意としても用いられた。明

衡が尋ねた「古跡」がどのような文事を指すのかは未詳であるが、「申ニ一階一状」で「習ニ其旧風」
とも述べていることからすれば、おそらくは一条朝期の紀伝道文人に倣おうとしたものではなかった
か。このように、三条朝・後一条朝においても一条朝の文事に倣おうとする機運があったが、そのうち
に「一条朝に活躍した詞人」が次々と早世してしまっただのである。

ところで「申ニ一階一状」は年記を欠くが、官位の記載や、初めて出仕してから六十四年であるとし
ていることから、没年となる治暦二（一〇六六）年のものであると考えられている⁸。この奏状は、明
衡の父である敦信が藤原頼通の侍読を務めていた功績に言及して、その功績をもって明衡に加階する
ように求めている。そして、その先例として言及しているのが、大江千古の功績により維時が蔵人に任
じられた例と、大江匡衡の功績により挙周が蔵人に任じられた例とである。

挙周が蔵人に補せられたことは、挙周の孫にあたる大江匡房が『続本朝往生伝』大江挙周伝の中で、
「文道炳然之光花」とも評している。後代の紀伝道文人にとっては、「諸道盛興、六籍遍弘」を象徴す
る事例であった。明衡は「若浴ニ聖代之恵」、盍レ竭ニ学官之誠」とも述べているが、紀伝道文人が文
道に励み、また天皇が文人を重職に起用するという好循環が生まれた時代として、一条朝が記憶され
たものと言えよう。

これまで本論文では、好文・用賢の「聖代」観が一条天皇と紀伝道文人との相互的關係のうえに成り
立ったものであると論じてきたが、あるいは一条朝の印象が強いあまりに、以降の紀伝道文人たちは、

一条朝の「聖代」を過去のものにしてしまったのかもしれない。『江談抄』五・七十三によれば、大江匡房は「云ニ官爵一、云ニ福祿一、皆以ニ文道之徳一所レ経也。何况才芸・名誉殆過ニ於中古之人一所ニ思給一也」と自賛したという。逆に言えば、匡房以前の紀伝道文人が「中古の人に過ぐる」ことができなかったからこそ、一条朝が「聖代」となったとも考えられるのではないか。

たとえば大江匡衡の場合、村上朝期に活躍した祖父大江維時や菅原文時から薫陶を受けたが、匡衡自身も好文の一条朝にあって、維時や文時のように公卿に至りうるような出世を遂げていた。しかし一条朝以後の紀伝道文人にとっては、一条朝の事績が強く印象づけられた一方で、今現在の「文道」をとりまく現実との懸隔が意識されたものである。そのため、一条朝が「聖代」となったものと考えられる。

注

(1) 後藤昭雄「延久三年「勸学会記」をめぐって―文事としての勸学会―」(『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一三)。

(2) 吉原浩人「「文道の大祖」考―学問神としての天神の淵源―」(河野貴美子・Wiebke - DENECKE 編『日本における「文」と「ブンガク (bungaku)」』勉誠出版〈アジア遊学〉、二〇一三)。

- (3) 藤原克己「天神信仰を支えたもの」(『國語と國文學』六十七・十一、一九九〇) ↓ 『菅原道真と平安朝漢文学』東京大学出版会、二〇〇一)。
- (4) これに先立つ康保元(九六四)年に、大宰府安楽寺の「菅丞相廟」における作文会があり、「廊下旧生」である源相規が序者を務めている(『本朝文粹』卷十一「三三六」)。この頃から道真を「文道之祖」とみなす信仰の萌芽が認められる。
- (5) 最近の論考として、山田尚子『中国故事受容論考―古代中世日本における継承と展開―』(勉誠出版、二〇〇九)などがある。
- (6) 大曾根章介「『本朝文粹』の成立」(『王朝漢文学論攷』岩波書店、一九九四)。
- (7) 大曾根章介、前掲(6)、百八頁。
- (8) 大曾根章介、前掲(6)、百八頁。

参考文献・引用文献一覧

参考文献（単行本）

- 朝野直弘ほか編『岩波講座日本通史 第五卷（古代四）』岩波書店、一九九五。
- 阿部泰郎『中世日本の世界像』名古屋大学出版会、二〇一八。
- 小野泰央『平安朝天曆期の文壇』風間書房、二〇〇八。

- 大曾根章介『王朝漢文学論攷』岩波書店、一九九四。
- 柿村重松『本朝文粹註釈』〔初版〕内外出版、一九二二↓〔新修版〕富山房、一九六八。
- 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究（中）』明治書院、〔初版〕一九五九↓〔三訂版〕一九八二。
- 河野貴美子・Wiebke・DENECKE編『日本における「文」と「ブンガク（bungaku）」』勉誠出版へアジア遊学、二〇一三。
- 河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊 「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五。
- 小島憲之・山本登朗『菅原道真』研文出版へ日本漢詩人選集1、一九九八。
- 古代学協会編『延喜天曆時代の研究』吉川弘文館、一九六九。
- 後藤昭雄『大江匡衡』吉川弘文館へ人物叢書、二〇〇六。
- 後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七。
- 後藤昭雄『平安朝漢文学史論考』勉誠出版、二〇一二。
- 後藤昭雄『平安朝漢文文献の研究』吉川弘文館、一九九三。
- 後藤昭雄『平安朝漢文学論考（補訂版）』勉誠出版、二〇〇五。
- 後藤昭雄『平安朝漢文人志』吉川弘文館、一九九三。
- 後藤昭雄『本朝漢詩文資料論』勉誠出版、二〇一二。
- 後藤昭雄『本朝文粹抄』勉誠出版、二〇〇六。

- 小林信明編著『新選漢和辞典』第八版、小学館、二〇一一。
- 佐々木恵介『天皇と摂政・関白』（講談社〈天皇の歴史03巻〉、二〇一一）。
- 佐々木宗雄『日本王朝国家論』名著出版、一九九四。
- 佐藤道生『句題詩論考―王朝漢詩とは何ぞや―』勉誠出版、二〇一六。
- 佐藤道生『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三。
- 滝川幸司『天皇と文壇―平安前期の公的文学―』和泉書院、二〇〇七。
- 竹居明男編『北野天神縁起を読む』吉川弘文館、二〇〇八。
- 谷口孝介『菅原道真の詩と学問』塙書房、二〇〇六。
- 玉井力『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇。
- 角田文衛『紫式部とその時代』角川書店、一九六六。
- 土井洋一・中尾真樹『本朝文粹の研究（校本篇）』勉誠出版、一九九九。
- 長瀬由美『源氏物語と平安朝漢文学』勉誠出版、二〇一九。
- 西田長男『神社の歴史的研究』塙書房、一九六六。
- 塙保己一検校百五十年祭記念論文集編集委員会編『塙保己一記念論文集』温故学会、一九七一。
- 林陸朗『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九。
- 藤岡作太郎『国文学全史』〔初版〕東京開成館、一九〇五↓平凡社〈東洋文庫〉、一九七一。

- 藤原克己『菅原道真と平安朝漢文学』東京大学出版会、二〇〇一。
- 村上哲見『宋詞研究―唐五代北宋篇―』創文社、一九七六。
- 桃裕行『上代学制の研究』〔初版〕目黒書店、一九四七、「修訂版」思文閣出版、一九九四。
- 森公章『天神様の正体―菅原道真の生涯―』吉川弘文館〈歴史文化ライブラリー〉、二〇二〇。
- 森田悌『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八。
- 山田尚子『中国故事受容論考―古代中世日本における継承と展開―』勉誠出版、二〇〇九。
- 山田尚子『重層と連関―続中国故事受容論考―』勉誠出版、二〇一六。
- 山中裕・今井源衛編『年中行事の文芸学』弘文堂、一九八一。
- 山中裕編『古記録と日記』下巻、思文閣出版、一九九三。
- 山中裕編『歴史のなかの源氏物語』思文閣出版、二〇一一。
- 吉村武彦・吉岡眞之編『新視点日本の歴史 第三巻古代編Ⅱ』新人物往来社、一九九三。
- 龍肅『平安時代』春秋社、一九六二。

参考文献（雑誌論文）

- 木戸裕子 「大江匡衡と仏教―「冬日登天台即事」詩を中心として―」『鹿児島県立短期大学紀要 人文・社会科学篇』四十三、一九九二。
- 木戸裕子 「江吏部集試注（十）」『人文』二十六、二〇〇二。
- 木戸裕子 「平安詩序の形式―自謙句の確立を中心として―」『語文研究』六九、一九九〇。
- 後藤昭雄 「一条院四十九日願文をめぐって」『和漢比較文学』六十、二〇一八。

坂本太郎 「延喜天曆の治に就いて」『史学雑誌』四十九・六、一九三八。

笹川勲 「長保・寛弘聖代観の形成―藤原行成と大江匡衡の詩文から―」『むらさき』五十三、二〇一六。

瀬野精一郎 「愚身・愚妻・愚息」『日本歴史』五百八十四、一九九七。

竹居明男 「源公忠蘇生譚覚え書―大江匡房と天神信仰―」『文化史学』四十四、一九八八。

所功 「平安後期における延喜時代観」『古代學』十四・二、一九六八。

原田行造 「橘直幹の伝承と略歴に関する覚書―『撰集抄』所収説話と『直幹申文絵詞』を中軸として―」『金沢大学教育学部紀要（社会科学・人文科学編）』二十九、一九八〇。

福島正樹 「延喜・天曆「聖代」観と「延喜・天曆の治」」『日本史の研究』二四一、二〇一三。

本間洋一 「院政期の漢詩世界序説（一）―『本朝無題詩』の時代へ―」『同志社女子大学学術研究年報』五十四、二〇〇三。

引用文献（漢籍）

- 『晏子春秋』 〓 谷中信一 『晏子春秋（上下）』 明治書院 〈新編漢文選〉、二〇〇〇・二〇〇一。
- 『樂府詩集』 〓 『樂府詩集』 中華書局 〈中國古典文學基本叢書〉、一九七九。
- 『漢書』 〓 『漢書』 中華書局 〈點校本二十四史〉、一九六二。
- 『魏書』 〓 『魏書』 中華書局 〈點校本二十四史修訂本〉、二〇一七。
- 『旧五代史』 〓 『舊五代史』 中華書局 〈點校本二十四史修訂本〉、二〇一六。
- 『旧唐書』 〓 『舊唐書』 中華書局 〈點校本二十四史〉、一九七五。
- 『藝文類聚』 〓 『宋本藝文類聚』 上海古籍出版社、二〇一三。

- 『元氏長慶集』 〓 周相錄 『元稹集校注』 上海古籍出版社、二〇一一。
- 『後漢書』 〓 『後漢書』 中華書局〈點校本二十四史〉、一九六五。
- 『三国志』 〓 『三国志』 中華書局〈點校本二十四史〉、一九五九。
- 『史記』 〓 『史記』 中華書局〈點校本二十四史修訂本〉、二〇一三。
- 『春秋左氏伝』 〓 『十三經注疏』 藝文印書館、一九九七。
- 『貞觀政要』 〓 原田種成 『貞觀政要（上下）』 明治書院〈新釈漢文大系〉、一九七八、一九七九。
- 『尚書』 〓 『十三經注疏』 藝文印書館、一九九七。
- 『初学記』 〓 『初學記』 中華書局、一九六二。
- 『晉書』 〓 『晉書』 中華書局〈點校本二十四史〉、一九七四。
- 『世說新語』 〓 目加田誠 『世說新語（上中下）』 明治書院〈新釈漢文大系〉、一九七五、一九七八。
- 『全唐詩』 〓 『全唐詩』 中華書局、一九六〇。
- 『莊子』 〓 市川安司・遠藤哲夫 『莊子（上下）』 明治書院〈新釈漢文大系〉、一九六六、一九六七。
- 『宋書』 〓 『宋書』 中華書局〈點校本二十四史修訂本〉、二〇一八。
- 『大戴礼記』 〓 栗原圭介 『大戴礼記』 明治書院〈新釈漢文大系〉、一九九一。
- 『通典』 〓 『通典』 中華書局、一九八八。
- 『東家雜記』 〓 『琳琅秘室叢書』 藝文印書館〈百部叢書集成〉、一九六七。

- 『唐大詔令集』 〓 『唐大詔令集』 商務印書館、一九五九。
- 『白氏文集』 〓 岡村繁『白氏文集（一、十三）』 明治書院〈新釈漢文大系〉、一九八八、二〇一八。
- 『白孔六帖』 〓 『白孔六帖』 新興書局、一九六九。
- 『文苑英華』 〓 『文苑英華』 中華書局、一九六六。
- 『蒙求』 〓 国立故宮博物院本、池田利夫『蒙求古註集成（上）』 汲古書院、一九八八。
- 『毛詩』 〓 『十三經注疏』 藝文印書館、一九九七。
- 『文選』 〓 『文選』 上海古籍出版社〈中國古典文學叢書〉、一九八六。
- 『礼記』 〓 『十三經注疏』 藝文印書館、一九九七。
- 『梁書』 〓 『梁書』 中華書局〈點校本二十四史修訂本〉、二〇二〇。
- 『論語』 〓 『十三經注疏』 藝文印書館、一九九七。

引用文献（和籍）

- 『粟田左府尚齒会詩』 Ⅱ 『群書類従（訂正三版）』 九輯、続群書類従完成会、一九六〇。
- 『栄花物語』 Ⅱ 山中裕ほか 『栄花物語』 小学館（新編日本古典文学全集）、一九九五。
- 『応和四年革命勘文』 Ⅱ 『続群書類従（訂正三版）』 十一輯上、続群書類従完成会、一九五八。
- 『懐風藻』 Ⅱ 小島憲之 『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』 岩波書店（日本古典文学大系）、一九六四。
- 『河海抄』 Ⅱ 『河海抄（一、二）』 天理大学出版部（天理図書館善本叢書）、一九八五。
- 『菅家後集』 Ⅱ 川口久雄 『菅家文草・菅家後集』 岩波書店（日本古典文学大系）、一九六六。
- 『菅家文草』 Ⅱ 川口久雄 『菅家文草・菅家後集』 岩波書店（日本古典文学大系）、一九六六。
- 文草の会 『菅家文草注釈 文章篇（一、二）』 勉誠出版、二〇一四、二〇一九。
- 『北野天神縁起』 Ⅱ 萩原龍夫ほか 『寺社縁起』 岩波書店（日本思想大系）、一九七五。

- 「北野天神御託宣記文」 〓 真壁俊信 『北野』 神道大系編纂会（神道大系）、一九七八。
- 「北野天神御伝竝御託宣等」 〓 真壁俊信 『北野』 神道大系編纂会（神道大系）、一九七八。
- 『公卿補任』 〓 『公卿補任（一・五）』 吉川弘文館（新訂増補国史大系）、一九三四・一九三八。
- 『経国集』 〓 小島憲之 『國風暗黒時代の文學（全九冊）』 塙書房、一九六八・二〇〇二。
- 『桂林遺芳抄』 〓 『群書類従（訂正三版）』 二十八輯、続群書類従完成会、一九五九。
- 『言泉集』 〓 後藤昭雄 『言泉集』 所引の平安中期願文資料（『成城文藝』二百五十二・二百五十三、二〇二〇）。
- 『行成詩稿』 〓 後藤昭雄 『日本詩紀拾遺』 吉川弘文館、二〇〇〇。
- 『江談抄』 〓 山根對助・後藤昭雄ほか 『江談抄・中外抄・富家語』 岩波書店（新日本古典文学大系）一九九七。
- 『江吏部集』 〓 『群書類従』 卷百三十二（江戸期板本）。
- 『古事記』 〓 山口佳紀・神野志隆光 『古事記』 小学館（新編日本古典文学全集）、一九九七。
- 『古事談』 〓 川端善明・荒木浩 『古事談・続古事談』 岩波書店（新日本古典文学大系）二〇〇五。
- 『後撰集』 〓 片桐洋一 『後撰和歌集』 岩波書店（新日本古典文学大系）一九九〇。
- 『権記』 〓 『権記（一・二）』 臨川書店（増補史料大成）、一九六五。
- 『十訓抄』 〓 浅見和彦 『十訓抄』 小学館（新編日本古典文学全集）、一九九七。

『除目申文抄』 〓 『続群書類従（訂正三版）』 十輯下、続群書類従完成会、一九五七。

『拾芥抄』 〓 前田育徳会尊経閣文庫『拾芥抄』 八木書店（尊経閣善本影印集成）、一九九八。

『小右記』 〓 『小右記（一、三）』 臨川書店（増補史料大成）、一九六五。

『続日本紀』 〓 青木和夫ほか『続日本紀（一、五）』 岩波書店（新日本古典文学大系）一九八九、一

九九八。

『叙除拾要』 〓 西本昌弘『新撰年中行事』 八木書店、二〇一〇。

『新撰朗詠集』 〓 佐藤道生・柳澤良一『和漢朗詠集・新撰朗詠集』 明治書院（和歌文学大系）、二〇

一一。

『真俗交談記』 〓 『群書類従（訂正三版）』 二十八輯、続群書類従完成会、一九六〇。

『水言抄』 〓 江談抄研究会『古本系江談抄注解（補訂版）』 武蔵野書院、一九九三。

『政事要略』 〓 『政事要略』 吉川弘文館（新訂増補国史大系）、一九三五。

『千載佳句』 〓 金子彦二郎『平安時代文学と白氏文集 句題和歌・千載佳句研究篇（増補版）』 培風館、

一九五五。

国立歴史民俗博物館蔵史料編集会『漢詩文』 臨川書店（国立歴史民俗博物館蔵貴重
典籍叢書）、二〇〇一。

『千載集』 〓 片野達郎・松野陽一『千載和歌集』 岩波書店（新日本古典文学大系）一九九三。

- 『善秀才宅詩合』 〓 『群書類従（訂正三版）』九輯、続群書類従完成会、一九六〇。
- 『続本朝往生伝』 〓 井上光貞・大曾根章介『往生伝・法華験記』岩波書店（日本思想大系）、一九七四。
- 『台記』 〓 『台記（一・二）』臨川書店（増補史料大成）、一九六五。
- 『朝野群載』 〓 『朝野群載』吉川弘文館（新訂増補国史大系）、一九三八。
- 『擲金抄』 〓 国文学研究資料館『擲金抄』臨川書店（真福寺善本叢刊）、一九九八。
- 『田氏家集』 〓 小島憲之『田氏家集注（全三冊）』和泉書院、一九九一、一九九四。
- 『天満宮託宣記』 〓 『群書類従（訂正三版）』二輯、続群書類従完成会、一九五九。
- 『都氏文集』 〓 中村璋八・大塚雅司『都氏文集全釈』汲古書院、一九八八。
- 『二中歴』 〓 前田育徳会尊経閣文庫『二中歴（一・三）』八木書店（尊経閣善本影印集成）、一九九七、一九九八。
- 『日本紀略』 〓 『日本紀略（前・後）』吉川弘文館（新訂増補国史大系）、一九二九。
- 『日本紀竟宴和歌』 〓 西崎亨『本妙寺本日本紀竟宴和歌 本文・索引・研究』翰林書房、一九九四。
- 『日本国見在書目録』 〓 『宮内庁書陵部所蔵室生寺本日本国見在書目録』名著刊行会、一九九六。
- 『日本三代実録』 〓 『日本三代実録』吉川弘文館（新訂増補国史大系）、一九三四。

「広橋家本『江家次第』第四裏書」 Ⅱ 所功 『江家次第』の成立」(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五)。

『扶桑集』 Ⅱ 田坂順子 『扶桑集校本と索引』 權歌書房、一九八五。

『本朝続文粹』 Ⅱ 『本朝続文粹』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九四一。

『本朝世紀』 Ⅱ 『本朝世紀』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九四一。

『本朝文粹』 Ⅱ 大曾根章介・金原理・後藤昭雄 『本朝文粹』 岩波書店〈新日本古典文学大系〉、一九九二。

土井洋一・中尾真樹 『本朝文粹の研究(校本篇)』 勉誠出版、一九九九。

『本朝麗藻』 Ⅱ 川口久雄・本朝麗藻を読む会 『本朝麗藻簡注』 勉誠社、一九九三。

『百鍊抄』 Ⅱ 『日本紀略(後篇)・百鍊抄』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九二九。

『文鳳抄』 Ⅱ 本間洋一 『文鳳抄』 三弥井書店〈歌論歌学集成〉、一九九九。

『枕草子』 Ⅱ 松尾聰・永井和子 『枕草子』 小学館〈新編日本古典文学全集〉、一九九七。

『萬葉集』 Ⅱ 佐竹昭広ほか 『萬葉集(一・五)』・『原文萬葉集(上下)』 岩波書店〈岩波文庫〉、二〇一三・二〇一六。

『凌雲集』 Ⅱ 小島憲之 『國風暗黒時代の文學(全九冊)』 塙書房、一九六八・二〇〇二。

『類聚句題抄』 Ⅱ 本間洋一 『類聚句題抄全注釈』 和泉書院、二〇一〇。

- 『類聚国史』 Ⅱ 『類聚国史（前後）』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九三三、一九三四。
- 『類聚三代格』 Ⅱ 『類聚三代格』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九三六。
- 『類聚符宣抄』 Ⅱ 『類聚符宣抄』 吉川弘文館〈新訂増補国史大系〉、一九三三。
- 『六波羅蜜寺縁起』 Ⅱ 宮内庁書陵部『諸寺縁起集』 明治書院〈図書寮叢刊〉、一九七〇。
- 『和漢朗詠集』 Ⅱ 佐藤道生・柳澤良一『和漢朗詠集・新撰朗詠集』 明治書院〈和歌文学大系〉、二〇一一。

初出一覽

序 章 新稿。

第一章 新稿。

第二章 「大江匡衡「申弁官左右衛門権佐大学頭等状」考―延喜・天曆聖代と文道―」（『和漢比較文学』六十一、二〇一八）を改題し改稿。

第三章 第三十七回和漢比較文学会大会での口頭発表「一条朝の「聖代」―起家による「申官爵」奏状を中心に―」（二〇一八年九月、上智大学）に基づく。

第四章 「一条朝の「聖代」―平安朝漢文学における「聖代」の展開―」（『中古文学』百八、二〇二一）を改稿。

第五章 二〇二一年度説話文学会大会での口頭発表「追贈の詔と託宣―菅原道真への三次の追贈をめぐって―」（二〇二一年六月、オンライン）に基づく。

第六章 二〇二一年度説話文学学会大会での口頭発表「追贈の詔と託宣―菅原道真への三次の追贈をめぐって―」（二〇二一年六月、オンライン）に基づく。

第七章 新稿。

第八章 「平安朝漢詩文における太公望像」〔『日本語と日本文学』六十五、二〇二〇〕を改題し改稿。

終章 新稿。